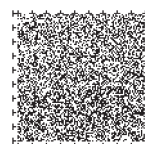


障がい者福祉のしおり



1	制度一覧（65 歳未満の方）	P. 1
2	窓口案内図	P. 8
3	相談窓口一覧	P.14
4	関係機関一覧	P.16
5	手帳	P.18
6	割引	P.21
7	税の控除と減免	P.28
8	手当・年金	P.30
9	医療	P.46
10	社会参加	P.54
11	日常生活	P.60
12	自立支援	P.65
13	各種相談	P.82
14	仕事	P.86
15	住宅	P.87
16	障がい別ページ（視覚・聴覚・言語・知的、 精神、高次脳機能、難病）	P.91
17	年齢別ページ（障がい児・65 歳以上の方） ※制度一覧（65 歳以上の方）は P.108 ～	P.104
18	索引	P.118

令和 7 年 9 月発行



ちょっとしたあなたの手助けが障がいのある方の安心につながります

－「ヘルプカード」がつなぐ安心－

「ヘルプカード」とは

「ヘルプカード」は援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。

※東京都が作成しているヘルプマークとは別の物で、配布場所も異なります。



こんなときに役に立ちます

- 日常的に…ちょっとした手助けがほしいとき
- 緊急のとき…道に迷ってしまったとき、パニックや発作、病気の時
- 災害のとき…災害が発生したとき、それに伴う避難生活が必要なとき

活 用 方 法

「ヘルプカード」には氏名・住所・緊急連絡先などを記入することができます。また、手伝ってほしいことなど、一番伝えたいことを記入できる欄があります。手帳やお財布、定期入れの中に入れていただくと安心です。

問 合 せ 先

板橋区福祉部障がい政策課計画推進係

☎ 3579-2361 FAX 3579-4159



はじめに

この冊子の情報は、令和7年9月現在の情報です。

掲載内容が変更になることがありますので、ご了承ください。

この冊子でご案内する内容には、区の制度のほか、国、都、各支援団体、民間のサービスがあります。

また、「障がい者福祉のしおり」は、この冊子版のほか、点字版、録音版（カセットテープ・CD）があります。ご希望の場合は、障がい政策課までご連絡ください。

各ページの下端に視覚障がい者などのための「音声コード」が印字されており、スマートフォンプリ等で聴くことができます。

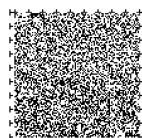
■障がい政策課連絡先

☎ 3579-2361 FAX 3579-4159

電子メール f-keikaku@city.itabashi.tokyo.jp

■障がい者福祉に関するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/shogai/index.html>



ホームページを
携帯電話で表示

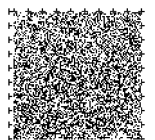


制度一覧（65 歳未満の方）

65歳以上の方の制度一覧は
108ページをご覧ください。
●概ね対象 △一部対象

1 制度一覧（65歳未満の方）

割引・免除																							
都営交通無料乗車券	精神障害者都営交通乗車証	鉄道	民営バス	航空	旅客船・フェリー	タクシー	有料道路	区営自転車駐車場	公共駐車場	区立文化・体育施設	都立公園入場料等	都立文化施設利用料等	NHKテレビ受信料	郵便料金の減額	N・T・T電話番号案内	携帯電話							
21	22	22	23	23	23	23	24	25	25	25	25	25	26	26	27	27	参照ページ						
																	所得限度額						
																	利用者負担						
●		●	●	●	●	本文ページをご確認ください	△	●	本文ページをご確認ください	●	●	本文ページをご確認ください	△	本文ページをご確認ください	●	本文ページをご確認ください	1級	視覚	身体障害者手帳				
●		●	●	●	●		△	●		●	△		●		●		△			●	2級		
●		●	●	●	●		△	●		●	△		●		●		△			●	3級		
●		●	●	●	●		△	●		●	△		●		●		△			●	4級		
●		●	●	●	●		△	●		●	△		●		●		△			●	5級		
●		●	●	●	●		△	●		●	△		●		●		△			●	6級		
●		●	●	●	●		△	●		●	△		●		●		△	△		2級	聴覚 または 平衡機能		
●		●	●	●	●		△	●		●	△		●		●		△	△		3級			
●		●	●	●	●		△	●		●	△		●		●		△	△		4級			
●		●	●	●	●		△	●		●	△		●		●		△			5級			
●		●	●	●	●	△	△	●	本文ページをご確認ください	●	●	△	△	●	△	3級	音声・ 言語						
●		●	●	●	●	△	△	●		●	△	●	△	△	●	△		4級					
●		●	●	●	●	△	△	●		●	△	●	△			1級		肢体 不自由					
●		●	●	●	●	△	△	●		●	△	●	△			2級							
●		●	●	●	●	△	△	●		●	△	●	△			3級							
●		●	●	●	●	△	△	●		●	△	●	△			4級							
●		●	●	●	●	△	△	●		●	△	●	△			5級							
●		●	●	●	●	△	△	●		●	△	●	△			6級							
●		●	●	●	●	△	△	●		本文ページをご確認ください	●	●	△			1級	内部						
●		●	●	●	●	△	△	●			●	△	●	△				2級					
●		●	●	●	●	△	△	●	●		△	●	△			3級							
●		●	●	●	●	△	△	●	●		△	●	△			4級							
●		●	●	●	●	△	△	●	●		△	●	△		●	1度	知的	愛の手帳					
●		●	●	●	●	△	△	●	●		△	●	△		●	2度							
●		●	●	●	●	△	△	●	●		△	●	△		●	3度							
●		●	●	●	●	△		●	●		△	●	△		●	4度							
	●	●	●	●	●	本文ページをご確認ください		●	本文ページをご確認ください		●	●	△	本文ページをご確認ください	●	本文ページをご確認ください	1級		精神	精神障害者 保健福祉手帳			
	●	●	●	●	●			●			●	△	●		●		△				●	2級	
	●	●	●	●	●			●		●	△	●	●		△		●				3級		
										△					△						なし		
										△													難 病
										△													



制度一覧 (65 歳未満の方)

65歳以上の方の制度一覧は

108ページをご覧ください。

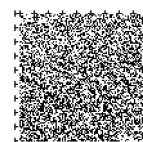
●概ね対象 △一部対象

			税の控除・減免							手当・年金																						
			所得税・住民税	自動車税	個人事業税	相続税	贈与税	利子	ニユー福祉定期貯金	心身障害者福祉手当	重度心身障害者手当	特別障害者手当	児童育成手当(育成)	児童育成手当(障害)	児童扶養手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	障害基礎年金(国民年金)	障害厚生年金(厚生年金)	心身障害者扶養共済 心身障害者扶養年金												
参照ページ			28	28	29	29	29	29	29	30	35	36	37	38	38	39	40	44	44	45												
所得限度額					有					有	有	有	有	有	有	有	有															
利用者負担																				有												
身体障害者手帳	視覚	1級	●	△	△	●	●	●	本文ページをご確認ください	△	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください												
		2級	●	△	△	●	●	●		△																						
		3級	●	△	△	●		●		△																						
		4級	●	△	△	●		●																								
		5級	●		△	●		●																								
		6級	●		△	●		●																								
	聴覚 または 平衡機能	2級	●	△	△	●	●	●		△																						
		3級	●	△	△	●		●		△																						
		4級	●		△	●		●																								
		5級	●	△	△	●		●																								
		6級	●		△	●		●																								
		音声・ 言語	3級	●	△	△	●			●											△											
	4級		●		△	●		●																								
	肢体 不自由		1級	●	△	△	●	●		●											△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
			2級	●	△	△	●	●		●											△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
			3級	●	△	△	●			●																						
			4級	●	△	△	●			●																						
		5級	●	△	△	●		●																								
		6級	●	△	△	●		●																								
	内部	1級	●	△	△	●	●	●		△											△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		2級	●	△	△	●	●	●		△											△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		3級	●	△	△	●		●																								
		4級	●	△	△	●		●																								
愛の手帳	知的	1度	●	△	△	●	●	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△												
		2度	●	△	△	●	●	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△												
		3度	●	△	△	●	●	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△												
		4度	●		△	●	●	●	△																							
精神 保健福祉手帳	精神	1級	●	△	△	●	●	●																								
		2級	●		△	●	●	●																								
		3級	●		△	●	●	●																								
		なし																														
難 病									△																							

制度一覽（65 歳未満の方）

65歳以上の方の制度一覧は
108ページをご覧ください。
●概ね対象 △一部対象

1 制度一覽（65歳未満の方）

[illegible]

制度一覧（65 歳未満の方）

65歳以上の方の制度一覧は

108ページをご覧ください。

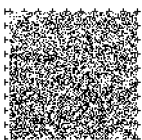
●概ね対象 △一部対象

			社会参加										日常生活										
			駐車禁止等除外標の申請・交付先	身体障害者補助犬の給付	障害者休養ホーム	施設利用（障がい者福祉センター）	各種セミナー・地域交流会	障がい者スポーツ大会	障がい児（者）水泳教室	障がい者（児）フリースポーツ教室	障がい者週間記念行事	選挙	紙おむつ等の支給	寝具洗濯乾燥	理美容師派遣サービス	板橋区緊急保護事業（赤塚ホーム）	重度脳性麻痺者介護事業	在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	医療的ケア等の家族の就労等支援事業	高齢者等配食サービス事業	家具転倒防止器買取費用の助成	
参照ページ			57	57	58	58	58	58	58	59	59	59	60	60	60	61	61	61	61	61	61	62	
所得限度額				有									有										
利用者負担					有				有	有						有				有	有	有	
身体障害者手帳	視覚	1級	△	△	●	本文ページをご確認ください	●	●	●	●	●	●	△	△	本文ページをご確認ください	△					●	△	
		2級	△		●		●	●	●	●	●	●		△		△	△					●	△
		3級	△		●		●	●	●	●	●	●					△					●	△
		4級	△		●		●	●	●	●	●						△					●	△
		5級			●		●	●	●	●	●						△					●	
		6級			●		●	●	●	●	●						△					●	
	聴覚 または 平衡機能	2級	△	△	●		●	●	●	●	●			△		△	△					●	△
		3級	△		●		●	●	●	●	●						△					●	△
		4級			●		●	●	●	●	●						△					●	△
		5級			●		●	●	●	●	●						△					●	
		6級			●		●	●	●	●	●						△					●	
		音声・ 言語	3級				●	●	●	●	●	●						△					●
	4級				●		●	●	●	●	●						△					●	△
	肢体 不自由	1級	△	△	●		●	●	●	●	●	△	△	△		△	△	△	△	△	△	●	△
		2級	△	△	●		●	●	●	●	●	△	△	△		△	△	△	△	△	△	●	△
		3級	△		●		●	●	●	●	●						△					●	△
		4級	△		●		●	●	●	●	●						△					●	△
		5級			●		●	●	●	●	●						△					●	
		6級			●		●	●	●	●	●						△					●	
	内部	1級	△		●		●	●	●	●	●	●	△	△		△	△	△				●	△
		2級	△		●		●	●	●	●	●	●	△	△		△	△	△				●	△
		3級	△		●		●	●	●	●	●	●					△					●	△
		4級			●		●	●	●	●	●						△					●	△
愛の手帳	知的	1度	△		●	●	●	●	●	●		△	△	△	△		△	△		●	△		
		2度	△		●	●	●	●	●	●		△	△		△		△	△		●	△		
		3度			●	●	●	●	●	●					△					●	△		
		4度			●	●	●	●	●	●					△					●	△		
精神 保健福祉手帳	精神	1級	△		●	●	●	●	●	●										●	△		
		2級			●	●	●	●	●	●										●			
		3級			●	●	●	●	●	●										●			
		なし				●	●	●	●	●										●			
難病			△			●	●	●	●	●			△						●	△			

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください



制度一覧（65 歳未満の方）

65歳以上の方の制度一覧は
108ページをご覧ください。
●概ね対象 △一部対象

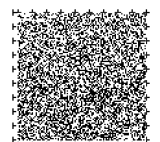
1 制度一覧（65歳未満の方）

日常生活										自立支援								
119番ファクシミリ通報	緊急通報システム機器の設置	図書等の宅配・郵送サービス	「広報いたばし」無料送付サービス	青い鳥葉書の無償配付	障がい者世帯のぐみの戸別収集	筆入呼吸器用非常用電源装置事業	筆入呼吸器用非常用電源装置事業	避難行動要支援者名簿制度	防災情報の収集	自立支援給付	補装具の購入・修理	中等度難聴児発達支援	相談支援	意思疎通支援	移動支援	地域活動支援センター	日中一時支援	
62	62	62	63	63	63	63	63	64	64	65	75	76	77	77	77	77	78	参照ページ
										有	有	有						所得限度額
										有	有	有			有	有	有	利用者負担
●	△	●	△	△	△					△	△		△		△	△	△	1級
●	△	●	△	△	△					△	△		△		△	△	△	2級
●			△		△					△	△		△		△	△	△	3級
●			△		△					△	△		△		△	△	△	4級
●			△		△					△	△		△		△	△	△	5級
●			△		△					△	△		△		△	△	△	6級
●	△		△	△	△					△	△		△	●	△	△	△	2級
●			△		△					△	△		△	●	△	△	△	3級
●			△		△					△	△		△	●	△	△	△	4級
●			△		△					△	△		△	●	△	△	△	5級
●			△		△					△	△		△	●	△	△	△	6級
●			△		△					△	△		△	●	△	△	△	3級
●	△	△	△	△	△					△	△		△	●	△	△	△	4級
●	△	△	△	△	△					△	△		△		△	△	△	1級
●		△	△		△					△	△		△		△	△	△	2級
●			△		△					△	△		△		△	△	△	3級
●			△		△					△	△		△		△	△	△	4級
●			△		△					△	△		△		△	△	△	1度
●			△	△	△					△	△		△		△	△	△	2度
●			△		△					△	△		△		△	△	△	3度
●			△		△					△	△		△		△	△	△	4度
●			△		△					△	△		△		△	△	△	1級
●			△		△					△	△		△		△	△	△	2級
●			△		△					△	△		△		△	△	△	3級
●	△		△		△					△	△		△		△	△	△	なし
																		難 病

身体障害者手帳

愛の手帳

精神障害者
保健福祉手帳



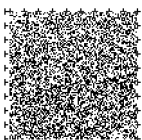
制度一覧（65 歳未満の方）

65歳以上の方の制度一覧は

108ページをご覧ください。

●概ね対象 △一部対象

			自立支援		各種相談										仕事		住宅				
			訪問入浴サービス	日常生活用具の購入	権利擁護に関する相談	成年後見制度	労働問題に関する相談	バリアフリー等に関する相談窓口	生活保護（生活の相談）	保健福祉サービスに関する苦情解決機関	民生委員・児童委員	身体障がい者相談員	知的障がい者相談員	板橋区消費者センター	障がい者虐待防止	障がいを理由とする差別に関する相談	障がい者の就労・雇用の相談	都・区職員採用選考	板橋りんりん住まいるネット	公共住宅の相談	
参照ページ			78	79	82	82	82	82	83	83	83	84	84	85	85	85	86	86	87	87	
所得限度額				有																	
利用者負担			有	有																	
身体障害者手帳	視覚	1 級	本文ページをご確認ください	△																●	●
		2 級		△																●	●
		3 級		△																●	●
		4 級		△																●	●
		5 級		△																●	●
		6 級		△																●	●
	聴覚 または 平衡機能	2 級		△																●	●
		3 級		△																●	●
		4 級		△																●	●
		5 級		△																●	●
	音声・ 言語	3 級		△																●	●
		4 級		△																●	●
	肢体 不自由	1 級		△																●	●
		2 級		△																●	●
		3 級		△																●	●
		4 級		△																●	●
		5 級		△																●	●
		6 級		△																●	●
	内部	1 級		△																●	●
		2 級		△																●	●
		3 級		△																●	●
		4 級		△																●	●
愛の手帳	知的	1 度	△	●	●																
		2 度	△	●	●																
		3 度		●	●																
		4 度		●	●																
精神 保健福祉手帳	精神	1 級	△	●	●																
		2 級		●	●																
		3 級		●	●																
		なし		●	●																
難 病			△															●	●		



制度一覧（65 歳未満の方）

65歳以上の方の制度一覧は
108ページをご覧ください。
●概ね対象 △一部対象

1 制度一覧（65歳未満の方）

住宅								障がい別							年齢別							
住宅情報ネットワーク事業	家賃等債務保証支援制度	リフォーム支援事業	木造住宅の耐震化推進助成	耐震シエルター等設置工事助成	住宅設備改善	都営住宅の募集案内	区営住宅の募集案内	視覚障がいのある方へ	聴覚・言語障がいのある方へ	知的障がいのある方へ	精神障がいのある方へ	高次脳機能障がいのある方へ	難病の方へ	障がい児のサービス	医療的ケア児等コーディネーター事業	65歳以上の方へ						
87	88	88	88	89	89	90	90	91	93	96	98	100	101	104	105	108						
参照ページ																						
所得限度額																						
利用者負担																						
△	△	本文ページをご確認ください	●	△		△	△	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	1級	視覚	身体障害者手帳			
△	△		●	△		△	△										2級					
△	△		●	△		△	△										3級					
△	△		●	△		△	△										4級					
			●	△		△	△										5級					
			●	△		△	△										6級					
△	△		●	△		△	△										2級	聴覚 または 平衡機能				
△	△		●	△		△	△										3級					
△	△		●	△		△	△										4級					
			●	△		△	△										5級					
			●	△		△	△										6級	音声・ 言語				
△	△		●	△		△	△										3級					
△	△		●	△	△	△	△										4級			肢体 不自由		
△	△		●	△	△	△	△										2級					
△	△		●	△		△	△										3級					
△	△		●	△		△	△										4級					
			●	△		△	△										5級	内部				
			●	△	△	△	△										6級					
△	△		●	△	△	△	△										1級					
△	△		●	△	△	△	△										2級					
△	△	●	△	△	△	△	3級	知的														
△	△	●	△		△	△	4級															
△	△	●	△		△	△	1度															
△	△	●	△		△	△	2度															
△	△	●	△		△	△	3度	精神	愛の手帳 精神障害者 保健福祉手帳													
△	△	●	△		△	△	4度															
△	△	●	△		△	△	1級															
△	△	●	△		△	△	2級															
△	△	●	△		△	△	3級															
		●	△		△	△	なし															
		●	△	△	△	△	難 病															

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

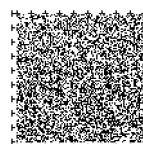
本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください



窓口案内図

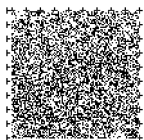
板橋区役所・板橋区保健所・板橋健康福祉センター

板橋区役所	〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
	☎ 3964-1111 (代表)
障がいサービス課障がい相談係 (2F)	☎ 3579-2362 FAX 3579-2364
障がいサービス課板橋地域支援係 (2F)	☎ 3579-2460 FAX 3579-2364
障がいサービス課障がい児支援係 (2F)	☎ 3579-2148 FAX 3579-2364
板橋区保健所	〒173-0014 板橋区大山東町32番15号
	☎ 3579-2329 FAX 3579-1337
板橋健康福祉センター	☎ 3579-2333 FAX 3579-2345

■交通案内

板橋区役所：
 東武東上線大山駅下車 徒歩10分
 都営三田線板橋区役所前駅下車 徒歩1分
 国際興業バス(高島平操車場⇄池袋駅西口)
 (高島平駅⇄池袋駅西口)
 板橋区役所下車 徒歩1分

板橋区保健所：
 東武東上線 大山駅下車 徒歩8分
 都営三田線板橋区役所前駅下車 徒歩3分
 国際興業バス(高島平操車場⇄池袋駅西口)
 (高島平駅⇄池袋駅西口)
 板橋区役所下車 徒歩2分



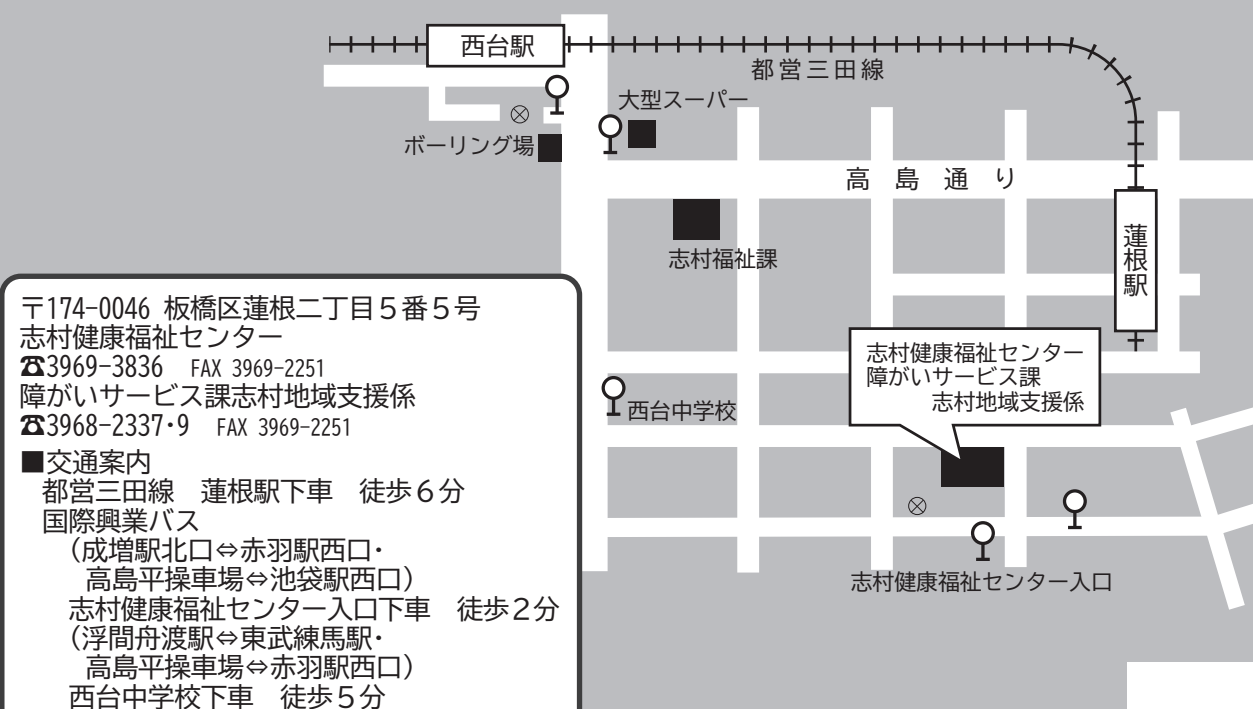
赤塚健康福祉センター・障がいサービス課赤塚地域支援係



〒175-0092 板橋区赤塚一丁目10番13号
 赤塚健康福祉センター ☎3979-0511 FAX 3979-0581
 障がいサービス課赤塚地域支援係 ☎3938-5118 FAX 3979-0581

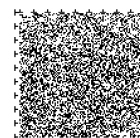
■交通案内
 東武東上線 下赤塚駅下車 徒歩5分
 東京メトロ有楽町線・副都心線 地下鉄赤塚駅下車 徒歩6分
 国際興業バス(高島平操車場⇄下赤塚駅)
 コミュニティバスりんりんGO(新高島平駅⇄下赤塚駅)
 赤塚健康福祉センター入口下車 徒歩2分

志村健康福祉センター・障がいサービス課志村地域支援係



〒174-0046 板橋区蓮根二丁目5番5号
 志村健康福祉センター ☎3969-3836 FAX 3969-2251
 障がいサービス課志村地域支援係 ☎3968-2337・9 FAX 3969-2251

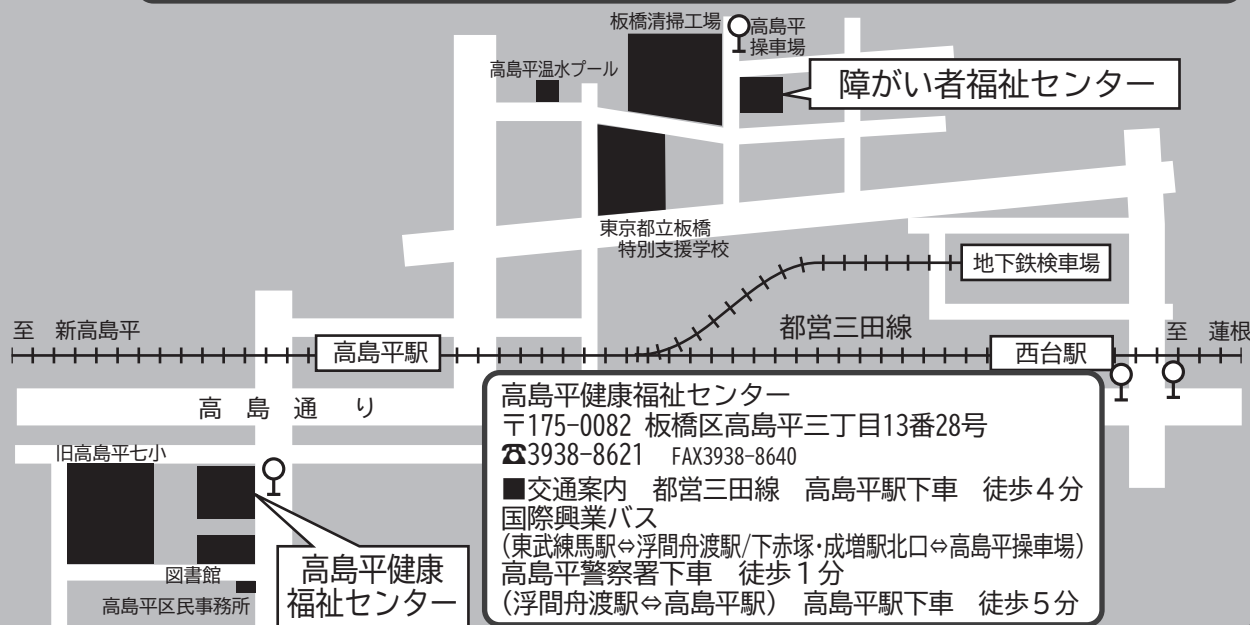
■交通案内
 都営三田線 蓮根駅下車 徒歩6分
 国際興業バス
 (成増駅北口⇄赤羽駅西口・
 高島平操車場⇄池袋駅西口)
 志村健康福祉センター入口下車 徒歩2分
 (浮間舟渡駅⇄東武練馬駅・
 高島平操車場⇄赤羽駅西口)
 西台中学校下車 徒歩5分



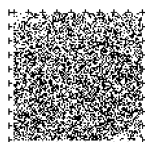
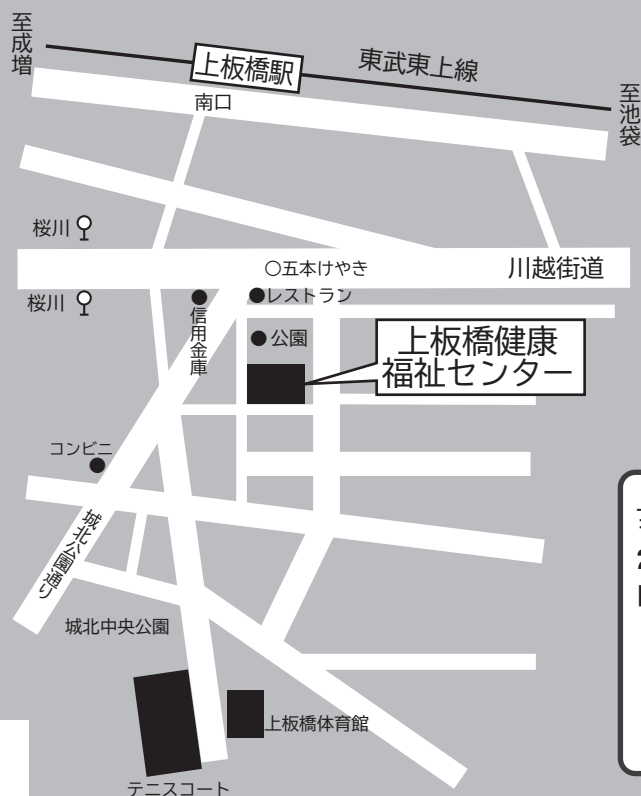
障がい者福祉センター・高島平健康福祉センター

障がい者福祉センター 〒175-0082 板橋区高島平九丁目25番12号
☎3550-3401 FAX 3550-3410

■交通案内 都営三田線 西台駅・高島平駅下車 徒歩12分
国際興業バス(成増駅北口・下赤塚駅・池袋駅西口・赤羽駅西口⇄高島平操車場)
高島平操車場下車 徒歩1分



上板橋健康福祉センター



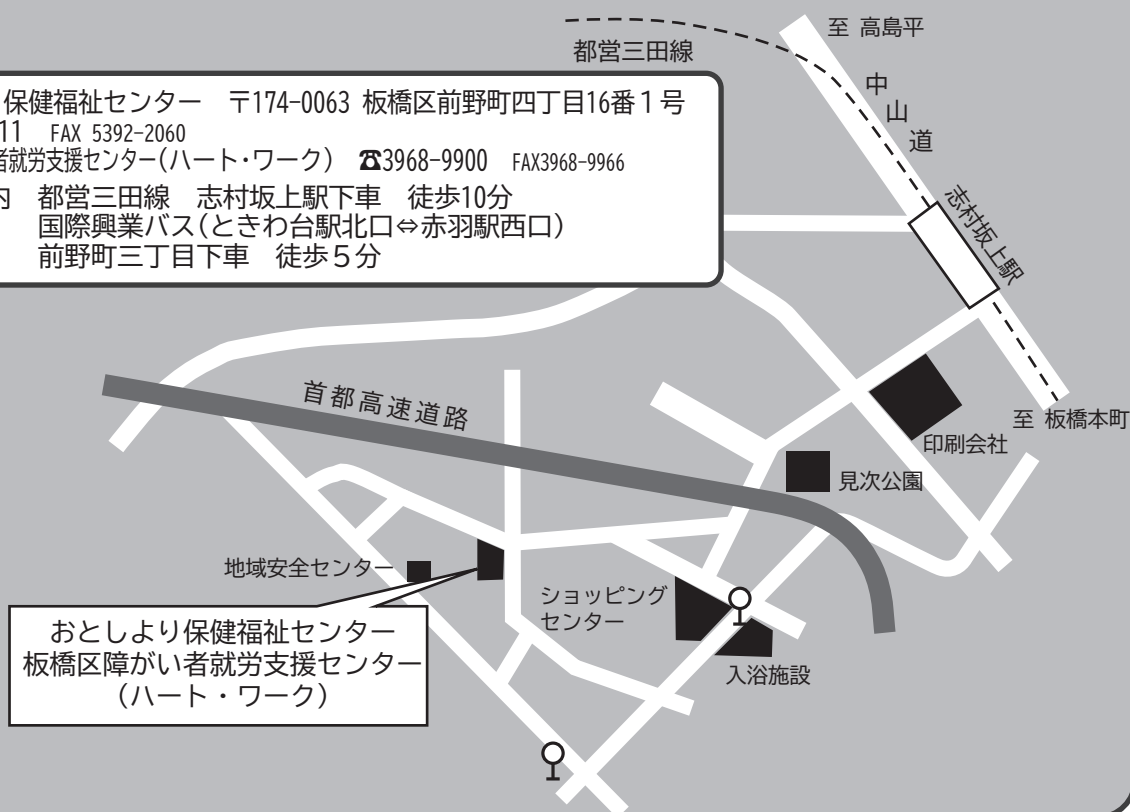
おとしより保健福祉センター・板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）

おとしより保健福祉センター 〒174-0063 板橋区前野町四丁目16番1号

☎5970-1111 FAX 5392-2060

板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク） ☎3968-9900 FAX3968-9966

■交通案内 都営三田線 志村坂上駅下車 徒歩10分
 国際興業バス（ときわ台駅北口⇄赤羽駅西口）
 前野町三丁目下車 徒歩5分



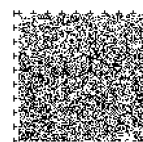
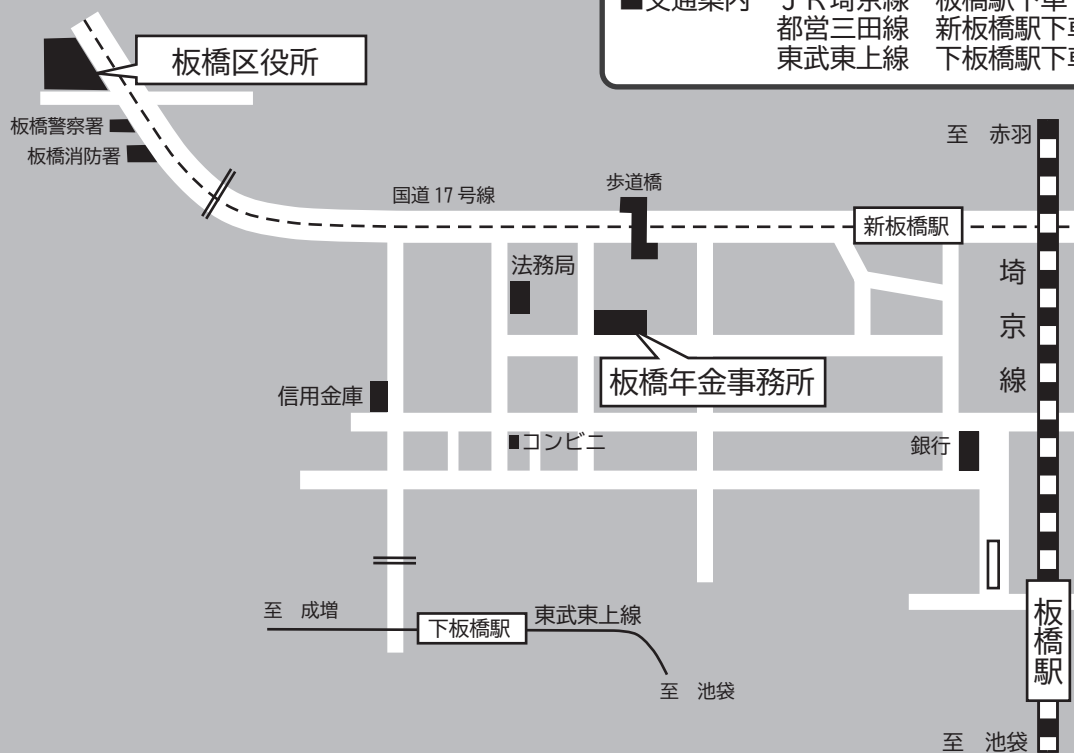
板橋年金事務所

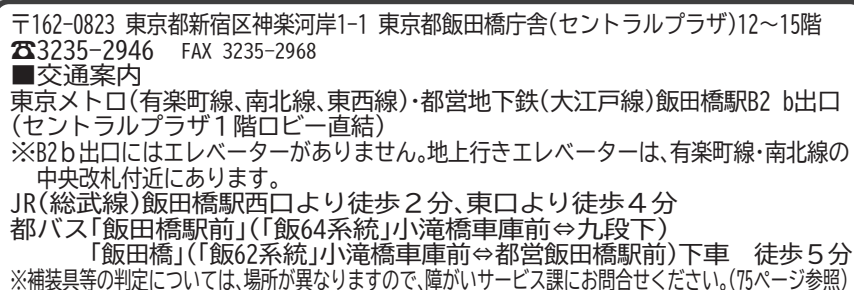
板橋年金事務所

〒173-8608 板橋区板橋一丁目47番4号

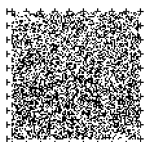
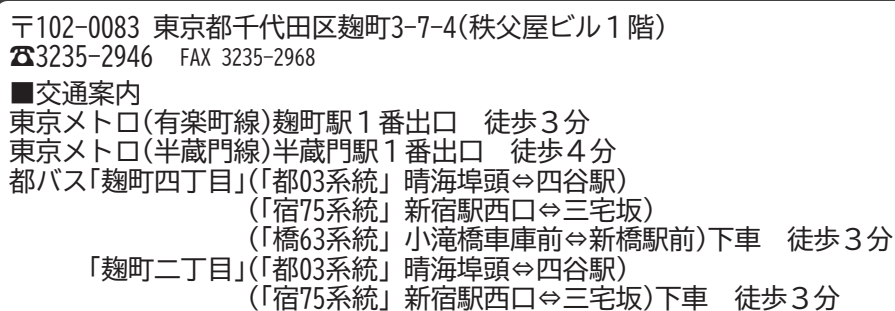
☎3962-1481 FAX 3964-7549

■交通案内 JR 埼京線 板橋駅下車 徒歩5分
 都営三田線 新板橋駅下車 徒歩3分
 東武東上線 下板橋駅下車 徒歩7分





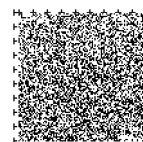
※センター別館は判定があるときのみ開館しています。



板橋区子ども家庭総合支援センター（児童相談所）



板橋区子ども発達支援センター



相談窓口一覧

ご用件やご住所、年齢によって担当窓口が異なりますので、手続きやお問合せ前にご確認ください。

担当以外の窓口では、手続きできない場合がありますので、ご了承ください。

3 相談窓口一覧

障がいサービス課

■身体障害者手帳・愛の手帳・各種手当の窓口

係	所在地	電話	FAX
障がい相談係	板橋 2-66-1 板橋区役所 北館 2 階⑪窓口	3579-2362	3579-2364

■18 歳未満の自立支援給付・地域生活支援事業の窓口

係	所在地	電話	FAX
障がい児支援係	板橋 2-66-1 板橋区役所 北館 2 階⑫窓口	3579-2148	3579-2364

■18 歳以上の自立支援給付・地域生活支援事業の窓口

係	所在地	電話	FAX
板橋地域支援係	板橋 2-66-1 板橋区役所 北館 2 階⑩窓口	3579-2460	3579-2364
赤塚地域支援係	赤塚 1-10-13 赤塚健康福祉センター内	3938-5118	3979-0581
志村地域支援係	蓮根 2-5-5 志村健康福祉センター内	3968-2337・9	3969-2251

健康福祉センター

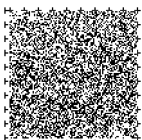
■精神障害者保健福祉手帳・各種医療の窓口

地区	所在地	電話	FAX
板橋	大山東町 32-15 板橋区保健所 1 階	3579-2333	3579-2345
上板橋	桜川 3-18-6	3937-1041	3937-1058
赤塚	赤塚 1-10-13	3979-0511	3979-0581
志村	蓮根 2-5-5	3969-3836	3969-2251
高島平	高島平 3-13-28	3938-8621	3938-8640

障がい者福祉センター

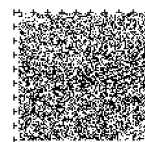
■基幹相談支援センター

対象	所在地	電話	FAX
区在住の障がい者 及びその家族	高島平 9-25-12	3550-3401	3550-3410



障がいサービス課各地域支援係・各健康福祉センターの担当地域

	町丁名	地域 支援係	健康福祉 センター		町丁名	地域 支援係	健康福祉 センター
あ	相生町	志村	志村	と	東新町	赤塚	上板橋
	赤塚	赤塚	赤塚		常盤台	赤塚	上板橋
	赤塚新町	赤塚	赤塚		徳丸	赤塚	赤塚
	小豆沢	志村	志村	な	中板橋	板橋	板橋
い	泉町	志村	志村		仲宿	板橋	板橋
	板橋	板橋	板橋		中台	赤塚	赤塚
	稲荷台	板橋	板橋		仲町	板橋	板橋
お	大原町	志村	志村		中丸町	板橋	板橋
	大谷口	板橋	板橋	に	成増	赤塚	赤塚
	大谷口上町	板橋	板橋		西台	赤塚	赤塚
	大谷口北町	板橋	板橋		蓮沼町	志村	志村
	大山町	板橋	板橋	は	蓮根	志村	志村
	大山金井町	板橋	板橋		東坂下	志村	志村
	大山西町	板橋	板橋		東山町	板橋	上板橋
	大山東町	板橋	板橋	ひ	氷川町	板橋	板橋
					富士見町	板橋	板橋
か	加賀	板橋	板橋	ふ	双葉町	板橋	板橋
	上板橋	赤塚	上板橋		舟渡	志村	志村
く	熊野町	板橋	板橋		本町	板橋	板橋
こ	小茂根一丁目1番	板橋	板橋	ほ	前野町	志村	志村
	小茂根一丁目2番 ～五丁目	板橋	上板橋		三園一丁目	赤塚	赤塚
	幸町	板橋	板橋		三園二丁目	志村	高島平
さ	栄町	板橋	板橋		南常盤台	赤塚	上板橋
	坂下	志村	志村		南町	板橋	板橋
	桜川	赤塚	上板橋		宮本町	志村	志村
し	清水町	志村	志村	む	向原	板橋	板橋
	志村	志村	志村		大和町	板橋	板橋
	新河岸	志村	高島平		弥生町	板橋	板橋
た	大門	赤塚	赤塚	よ	四葉	赤塚	赤塚
	高島平	志村	高島平		若木	赤塚	赤塚



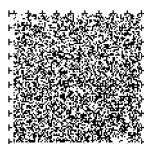
関係機関一覧

【区内関係機関】

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
板橋区社会福祉協議会	板橋区板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター内	3964-0235	3964-0245
いたばし総合ボランティアセンター	板橋区本町 24-1	5944-4601	5944-4602
板橋年金事務所	板橋区板橋 1-47-4	3962-1481	3964-7549
中央図書館	板橋区常盤台 4-3-1	6281-0291	6281-0244
いたばしボローニャ絵本館		6281-0560	6281-0244
赤塚図書館	板橋区赤塚 6-38-1 赤塚庁舎 2 階	3939-5281	3939-5877
清水図書館	板橋区泉町 16-16 清水地域センター 3 階	3965-9701	3965-9421
蓮根図書館	板橋区蓮根 3-15-1-101 蓮根 3 丁目アパート 1 号棟 1 階	3965-7351	3965-7356
氷川図書館	板橋区氷川町 28-9	3961-9981	3961-1488
高島平図書館	板橋区高島平 3-13-1	3939-6565	3939-5755
東板橋図書館	板橋区加賀 1-10-15	3579-2666	3579-6650
小茂根図書館	板橋区小茂根 1-6-2	3554-8801	3554-8813
西台図書館	板橋区西台 3-13-2	5399-1191	5399-1190
志村図書館	板橋区小豆沢 1-8-1	5994-3021	5994-3026
成増図書館	板橋区成増 3-13-1 アリエス 3 階	3977-6078	3977-6131

【区内障がい者関係施設】

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
加賀福祉園	板橋区加賀 1-7-2	3579-2366	3579-2369
小茂根福祉園	板橋区小茂根 3-12-21	3958-8831	3958-7791
高島平福祉園	板橋区高島平 9-25-12 障がい者福祉センター内	3550-3403	3550-3404
高島平福祉園分場	板橋区高島平 9-1-8-201	5399-7170	5399-8841
蓮根福祉園	板橋区坂下 2-8-1-101	5392-0761	5392-0766
前野福祉園	板橋区前野町 4-16-1 おとしより保健福祉センター 2 階	5392-8731	5392-2070
赤塚福祉園	板橋区赤塚 6-19-14	5383-5741	5383-5749
徳丸福祉園	板橋区徳丸 3-41-16	3935-7213	3935-7240
小豆沢福祉園	板橋区東坂下 1-4-9	3969-5131	3969-5133
三園福祉園	板橋区三園 2-9-16	5383-9587	5383-9589
障がい者福祉センター	板橋区高島平 9-25-12	3550-3401	3550-3410
板橋区子ども発達支援センター	小茂根 1-1-7 日本肢体不自由児協会 2 階	5917-0905	3974-8755
板橋区発達障がい者支援センター(あいポート)	板橋区向原 3-7-9 ココロネ板橋 1 階	5964-5422	



関係機関一覧

【都関連機関】

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
東京都立北療育医療センター	北区十条台 1-2-3	3908-3001	3908-2984
東京都社会福祉協議会	新宿区神楽河岸 1-1	3268-7171	3268-7433
東京ボランティア・市民活動センター	新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 10 階	3235-1171	3235-0050
東京都障害者福祉会館	港区芝 5-18-2	3455-6321	3453-6550
東京都障害者総合スポーツセンター	北区十条台 1-2-2	3907-5631	3907-5613
東京都発達障害者支援センター(こどもトスカ)	世田谷区船橋 1-30-9	6413-0231	3706-7242
東京都発達障害者支援センター(おとなトスカ)	新宿区弁天町 91	5579-8207	FAX なし ※
東京都立精神保健福祉センター	台東区下谷 1-1-3	3844-2212	3844-2213

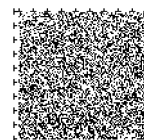
※おとなトスカのホームページ「お問い合わせ」から連絡してください。

【学校】

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
都立葛飾盲学校	葛飾区堀切 7-31-5	3604-6435	3602-9096
都立文京盲学校	文京区後楽 1-7-6	3811-5714	3812-3446
都立大塚ろう学校	豊島区巣鴨 4-20-8	3918-3347	3915-9844
都立葛飾ろう学校	葛飾区西亀有 2-58-1	3606-0121	5697-0275
都立中央ろう学校	杉並区下高井戸 2-22-10	5301-3034	5301-3035
都立北特別支援学校	北区十条台 1-1-1	3906-2321	3909-4795
都立志村学園	板橋区西台 1-41-10	3931-2323	3931-3366
都立高島特別支援学校	板橋区高島平 3-7-2	3938-0415	3938-0420
都立王子特別支援学校	北区十条台 1-8-41	3909-8777	3909-8665
都立板橋特別支援学校	板橋区高島平 9-23-22	5398-1221	5398-1224
筑波大学附属視覚特別支援学校	文京区目白台 3-27-6	3943-5421	3943-5410
筑波大学附属聴覚特別支援学校	千葉県市川市国府台 2-2-1	047-371-4135	047-373-6316
筑波大学附属桐が丘特別支援学校	板橋区小茂根 2-1-12	3958-0181	3958-2090
筑波大学附属大塚特別支援学校	文京区春日 1-5-5	3813-5569	5684-4841

【区内当事者団体】

名 称	代 表 者	電話番号等
板橋区肢体不自由児者父母の会	高橋 智英子	3937-3442
板橋区聴覚障害者協会	西端 龍三郎	FAX 3963-8677
板橋区視覚障害者福祉協会	佐々木 宗雅	3968-7663
板橋区難病団体連絡会		3579-7059
板橋区手をつなぐ親の会	渡辺 理津子	080-5540-0637
板橋区精神障がい者家族会(はすね会)	田村 修三	090-6700-0752 (SNS)
板橋区重症心身障害児(者)を守る会	峰松 利江	3559-8305
板橋区医療的ケア児親の会	宮副 和歩	ikeaji.itabashi@gmail.com
板橋盲ろう者の会	川崎 美知夫	kawasaki@i.117.cx



手帳

身体障害者手帳

問合 障がいサービス課障がい相談係
☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

身体に障がいのある方が、身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると東京都で認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて東京都から交付されます。各種の援護を受けるためには、この手帳が必要となります。障がいの程度により1～7級の等級が認定されます（ただし、肢体不自由の7級だけでは、手帳は交付されません）。

5
手帳

障がいの種類	手帳の等級	障がいの種類	手帳の等級
視覚障がい	1～6級	肢体不自由 上肢、下肢 乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	1～7級
聴覚障がい	2～4級・6級	体幹	1～3級・5級
平衡機能障がい	3・5級	内部障がい 心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1・3・4級
音声機能・言語機能・そしゃく機能の障がい	3・4級	免疫機能障がい・ 肝臓機能障がい	1～4級

障がい種別

手帳には等級のほかに、種別（「第1種」と「第2種」）があります。種別によりサービス内容が異なる場合がありますので、ご確認ください。

申請手続

次のものを持参し、障がいサービス課の窓口へ申請してください。

- ①身体障害者診断書・意見書（用紙は障がいサービス課窓口にあります。診断書の作成は「身体障害者福祉法第15条の指定」を受けている医師に依頼して下さい）
- ②顔写真（タテ4cm × ヨコ3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したもの）1枚

申請から手帳のお渡しまで

手帳のお渡しは、申請後1ヶ月半から2ヶ月半かかります（東京都の審査状況によっては、それ以上かかる場合もあります）。手帳が東京都から届いたら、ご連絡します。

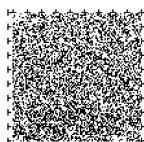
障がい種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚				★		
聴覚または 平衡機能	聴覚					
	平衡機能					
音声・言語機能						
肢体不自由	上肢	★				
	下肢		★			
	体幹					
内部				□		

■ は1種

□ は2種

★のついた等級のうち、障がい状況により一部は1種

□印のついた等級のうち、ぼうこう・直腸機能障がいは2種



愛の手帳（療育手帳）

問い合わせ しょう か しょう そうだんかかり
問合 障がいサービス課 障がい相談係
☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

愛の手帳は、知的障がいのある方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。
この手帳を受けるためには、判定機関の判定が必要となります。
障がいの程度により1～4度にわかれています。

申請手続・判定機関（12・13ページ参照）

申請・判定を希望される方は、直接下記までお問い合わせください。

- ・18歳未満の方……板橋区子ども家庭総合支援センター（☎ 5944-2374）
- ・18歳以上の方……東京都心身障害者福祉センター（☎ 3235-2961）

運賃割引制度の第1種・第2種の区分

しゅ 種	るい 類	たいしょう 対象となる等級
だい 第1種	しゅ 知的障害者	あい 愛の手帳1度・2度、あい 愛の手帳3度+ しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳1～3級
だい 第2種	しゅ 知的障害者	あい 愛の手帳3度・4度

手帳を紛失・破損したときは・・・

問い合わせ しょう か しょう そうだんかかり
問合 障がいサービス課 障がい相談係
☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

身体障害者手帳、愛の手帳を紛失したり、破損したときは、再発行ができます。

申請手続

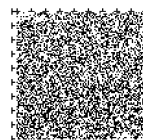
次のものを持参のうえ、障がいサービス課窓口へお越しください。

- ・顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したもの）1枚

再発行までの期間

東京都で手帳を作成しますので、再発行まで1ヶ月半から2ヶ月半かかります。

再発行までに手帳が必要な場合、「手帳所持証明書」を即日発行することができます。



住所変更の手続き

問い合わせ しょう かい しょう そうだんかかり
問 合 障がいサービス課 障がい相談係
☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方が、住所変更した場合は、届出が必要です。手続きに必要な書類は異なりますので、それぞれの手続きと問合せ先にご確認ください。

住所変更	手続きと問合せ先
区内転居	障がいサービス課 障がい相談係
転 出	転出先の障がい者福祉の窓口（福祉事務所等）

精神障害者保健福祉手帳

問 合 健康福祉センター（14・15 ページ参照）

精神障がいのある方が、一定の障がいにあることを証明するもので、各種の支援を受けるために必要な手帳です。障がいの等級は1級から3級まであります。

申請手続・申請に必要な書類など

- ①申請書
- ②所定の診断書（用紙は担当窓口にあります）
 又は精神障がいを支給事由とする障害年金証書の写し
- ※診断書について
 診断書は作成日より3ヶ月以内のものをご用意ください。また、新規申請の場合、初診日から6ヶ月以上経過してから作成されている必要があります。
- ③顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したもの）1枚
- ④現在お持ちの手帳の写し（更新の場合のみ）

有効期限と更新手続

手帳の有効期間は2年間で、有効期限の3ヶ月前から更新手続ができます。

手帳を紛失・破損したときは

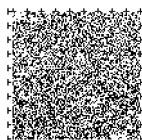
手帳を紛失・破損したときは、再発行の申請ができます。再発行した手帳のお渡しは、申請から2ヶ月前後になります。

住所等変更の手続

住所等を変更する場合は、手帳を持参のうえ、新たな住所地の窓口（板橋区内は健康福祉センター）までお越しください。

手帳の受け取り

手帳のお渡しは申請後3ヶ月～4ヶ月程度かかります。受け取り場所は、申請された健康福祉センターの窓口です。



割引

と え い こう つ う む り ょ う じ ょ う し ゃ け ん 都営交通無料乗車券

といあわせ とえい こうつう きゃくさま

問 合 都営交通お客様センター ☎ 3816-5700

しんせいまだぐち しょう か しょう そうだんかかり

申請窓口 障がいサービス課障がい相談係

☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

身体障害者手帳、愛の手帳を持っている方の都営交通（都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー）運賃は、無料乗車券の提示（自動改札機を利用することもできます）により無料になります。また、身体障害者手帳（第1種のみ）及び愛の手帳を持っている方の介護人（1人）は普通乗車券、定期乗車券とも5割引（都バス定期乗車券は3割引）になります。

なお、都営交通無料乗車券をお持ちの方は、ICカード（PASMO）に変更ができます。詳しくは、114 ページにある巣鴨駅・高島平駅などの定期券発売所にお問い合わせください。

※身体障害者手帳の障がい種別の詳細は、18 ページをご確認ください。

たい しょう 対 象

とない す つぎ がいとう かた も かた たいしょうがい
都内に住んでいる、次のいずれかに該当する方（シルバーパスをお持ちの方は対象外）

- ・身体障害者手帳又は愛の手帳を持っている方
- ・戦傷病者手帳特別項症～第5款症の交付を受けている方
- ・原爆被爆者（厚生労働大臣の認定患者及び健康管理手当を受けている方）

しんせいてつづき 申請手続

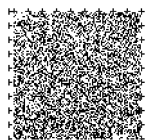
身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳のうちいずれか1つを持参のうえ、窓口にお越しください。

※原爆被爆者の方は、被爆者健康手帳と次のいずれかの書類をお持ちください
厚生労働大臣（厚生大臣）の認定書、医療特別手当証書、
特別手当証書、健康管理手当証書

ゆうこう きげん こうしんてつづき 有効期限と更新手続

無料乗車券は、有効期限が記載されています。

- ・有効期限の月の1日以降に、再び申請手続を行ってください。
- ・乗車券の更新又は有効期限が切れている場合は、お手持ちの乗車券と上記手帳を持参して申請手続を行ってください。



精神障害者都営交通乗車証

問合 東京都精神保健医療課 ☎ 5320-4464

精神障害者保健福祉手帳所持者の都営交通（都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー）運賃は、この乗車証の提示により無料になります。

対 象

都内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者（シルバーパスをお持ちの方は対象外）

申込手続

都営交通定期券発行所に、精神障害者保健福祉手帳を持参のうえ申し込んでください。

■近隣の購入場所：都営三田線 高島平駅・巣鴨駅

鉄道運賃等の割引

問合 JR・私鉄線の各販売窓口

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護人（1人）が、JR線・連絡社線を利用の場合、運賃が割引になります。連絡社線とはJRと連絡運輸（乗車券の通し販売）をしている交通機関（私鉄線、一部のバス路線、航路等）のことです。

JR 運賃の割引

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第1種障がい者が 介護者と利用	普通乗車券 定期券（小児を除く） 回数券（バスを除く） 急行券（JR線のみ）	5 割 （バスの定期券3割） 介護人同率	JR線（航路・バスを含む）及び連絡社線の各駅相互間
12歳未満の第2種障がい者が 介護者と利用	定期券 （介護人のみ）		
第1種及び第2種障がい者が 単独で利用	普通乗車券	5 割	同上。ただし、鉄道・航路は片道100キロを超える場合に限る

※グリーン車料金・特急料金は対象外となります。

※小児定期乗車券は割引対象外となります。

※ICカード・特別割引用ICカードがご利用できる場合があります。詳細は各鉄道会社にお問合せください。

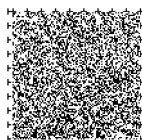
※身体障害者手帳・愛の手帳の障がい種別の詳細は、18・19ページをご確認ください。

※精神障害者保健福祉手帳の障がい種別は1級が第1種、2、3級が第2種になります。

私鉄運賃の割引

対象・割引内容等はJRに準じますが、取り扱いが異なる場合があります。詳細は各私鉄会社にお問い合わせください。

購入方法



チケット発売窓口で、手帳を提示して購入してください（自動券売機の利用ができない場合があります）。乗車中は必ず手帳を携帯してください。

民営バスの割引

問合 各バス会社へ

障がい者手帳をお持ちの方とその介護者が民営バスを利用するとき、運賃が割引になります。

利用区分	割引率	割引の受け方
身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が単独で利用	普通運賃 5割 定期券 3割	・乗車時に手帳または割引証を提示 ・定期券は購入時に手帳または割引証を提示
①～③の方が介護人と利用 ①第1種の身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方 ②精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ③手帳をお持ちの方が小学生以下の場合	普通運賃 5割 定期券 3割 (介護人同率)	

※バス会社によって割引の内容が違います。詳細は各バス会社へ問い合わせてください。
※身体障がい者手帳の障害種別の詳細は、18 ページをご確認ください。

「民営バス割引証」等の申請手続き

「心身障害者民営バス乗車割引証」、「定期券割引購入申込書」の申請は、身体障害者手帳、愛の手帳を持参のうえ、障がいサービス課障がい相談係の窓口までお越しください。

航空旅客運賃の割引

問合 各航空会社窓口へ

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護人（1人）の定期航空路線（国内線区間）の航空運賃が、航空券購入時に手帳を提示することで割引になります。※年齢制限がある場合があります。詳細は各航空会社にお問い合わせください。

旅客船・フェリー運賃の割引

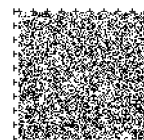
問合 各フェリー会社窓口へ

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護人が旅客船・フェリーを利用する場合、手帳を提示することで運賃が割引になります。詳細は各旅客船・フェリー会社にお問い合わせください。

タクシー料金の割引

問合 (社)東京ハイヤー・タクシー協会 ☎ 3264-8080

乗車時に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、タクシー料金が1割(10%)引になります(一部対象外の事業所があります)。※割引適用の有無については、各タクシー事業者にお問い合わせください。



有料道路通行料金の割引

問合 【申請窓口】 障がいサービス課障がい相談係

☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

【ETC登録】 ☎ 045-477-1233 FAX 045-474-1110

【料 金】 ☎ 0570-024-024 （お客様センター）

事前に申請・登録した自動車（1台）で有料道路を利用する場合、利用料金の割引が受けられます。

対象になる方	利用条件	割引内容
第1種身体障害者 愛の手帳（第1種）	手帳所持者本人の運転 手帳所持者の介護者の運転	通行料金 50% 割引 ※他の割引との併用は できません
第2種身体障害者	手帳所持者本人の運転	

※身体障害者手帳・愛の手帳の障がい種別の詳細は、18・19ページをご確認ください。

申請手続

次のものを持参のうえ、申請窓口にお越しください。（オンライン申請も可能となっています。詳しくはETC登録係までお問い合わせください。）

- ①身体障害者手帳・愛の手帳のいずれか1つ
 - ②車検証（写し）※電子車検証を交付された場合は、自動車検査証記録事項（写し）も必要。
 - ③運転免許証（第2種手帳所持者）
 - ④ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）
 - ⑤ETCカード（本人名義に限る。ただし18歳未満の場合は保護者名義でも可）
- ※更新・変更については、既に登録されている内容に変更がない場合は④、⑤は、持参不要です。



自動車の登録条件

登録することができるのは、以下の方が所有している自動車になります（事業用自動車やレンタカーの登録はできません）。

- ①手帳所持者本人が運転される場合
 - ・本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
- ②手帳所持者の介護人が運転される場合
 - ・本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
 - ・上記の方が自動車を所有していないときは、障がい者ご本人を継続して日常的に介護している方

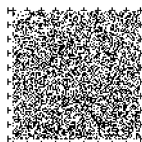
利用方法

- ①有料道路料金所で料金を支払う場合

料金を支払う際、「有料道路割引」のシールが貼られた手帳を提示して、利用する有料道路で定められた方法（現金、クレジットカード、ETCカードのいずれか）により料金を支払います。
- ②ETCレーン無線通行による割引の適用を受ける場合

申請窓口での手続のほかに、ETC事業者への登録が必要です。
ETC事業者から登録完了通知が届くまでは、上記①により割引を受けることができます。

 - ・登録内容に変更があった場合には届出が必要となります。



区営有料自転車駐車場使用料の減免

問合 【東上線・志村エリア】板橋区自転車対策コールセンター ☎ 050-2017-3239
【環七南・高島平エリア】NCD 駐輪場サポートセンター ☎ 03-4213-8016

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が区営有料自転車駐車場を定期利用する場合、使用料が免除されます。

免除できるのは利用者1人につき、1ヶ所、1台のみです。また駐車枠に空きがない場合には、お待ちいただくことがあります。

なお、上記の手帳の交付を受けていない場合でも、身体の障がい、疾病等の身体状況によって自転車を利用する必要がある方は、定期利用の使用料が減額される場合があります。自転車駐車場により申請方法が異なりますので、詳細は各コールセンターまでお問い合わせください。

公共駐車場の割引

問合 各駐車場へ

精算所（無人精算機の場合は管理室）で身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等を提示すると、利用料金が免除や割引になる場合があります。

区立文化・体育施設利用料の減免

問合 各施設へ

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示により、減額・免除される施設があります。

- | | |
|------------------|--|
| ■文化及び体育施設駐車場 | 有料駐車場を持つ施設の場合、駐車場使用料が無料になります。ただし、美術館は別途専用スペースを用意しておりますので、予めお問い合わせください。 |
| ■体育施設利用料、美術館の観覧料 | 本人半額（介助者1人免除）。 |

都立公園入場料等の免除

問合 各公園へ

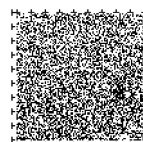
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者本人と付添者は、各公園窓口で手帳を提示すると、入場料が免除されます。また、駐車場の無料利用ができます。

都立文化施設利用料等の減免

問合 各館へ

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等所持者本人と介護人（1人）は、各窓口で手帳を提示すると、入館料が減免になる場合があります（催しにより減免対象外の場合もあります）。

また、都立文化施設駐車場の無料利用ができる場合があります。事前予約が必要な場合がありますので、詳細は各館へお問い合わせください。



NHK テレビ受信料の減免

問合 NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィス
☎ 3343-1045

種類	対象者
全額免除	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる住民税非課税世帯 ※住民税非課税世帯とは、住民票上の世帯構成員全員が住民税非課税の世帯です。
半額免除	次の①～⑥の障がい者の方が世帯主で放送受信契約者の世帯 ①視覚障がい者 ②聴覚障がい者 ③身体障害者手帳1・2級 ④愛の手帳1・2度 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級 ⑥戦傷病者手帳特別項症・第1款症

担当窓口

- ▼ 身体障害者手帳・愛の手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方…障がいサービス課障がい相談係
- ▼ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方…所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

申請手続

次のものを持参し、担当窓口へお越しください。

- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ
- ・印鑑（朱肉を使うもの）

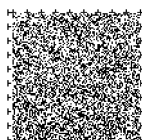
手続手順

- ①担当窓口で放送受信料免除（半額免除）申請書に証明を受けてください。
- ②証明を受けた申請書をNHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィスに提出してください。 ※申請内容に変更があった場合には届出が必要です。

郵便料金の減額

問合 お客様サービス相談センター ☎ 0120-232-886

種類	内容
(1) 点字郵便物、特定録音物等郵便物	次の郵便物で開封のものは無料（3kg まで） ①盲人用点字のみを掲げたものを内容とする。 ②盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館・点字出版施設など日本郵便株式会社の指定を受けたものから差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの。
(2) 点字ゆうパック	サイズ別に全国一律料金で設定されています。それぞれの運賃はお近くの郵便局へお問い合わせください。
(3) 心身障がい者用ゆうメール	身体に重度の障がいがある方が郵便により図書館の蔵書を閲覧する場合、ゆうメール基本料金の半額程度で利用できます。
(4) 心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるもの	①毎月3回以上発行する新聞 ②それ以外のもの 50g まで①は8円、②は15円、50g を超えて1kg まで50g 増すごとに①は3円増し、②は5円増しになります。
(5) 聴覚障がい者用ゆうパック	サイズ別に全国一律料金で設定されています。それぞれの運賃はお近くの郵便局へお問い合わせください。



NTT電話番号案内(104)の無料利用

問合せ NTT 東日本ふれあい案内事務局 ☎ 0120-104174
FAX 0120-104134

あらかじめ申請することにより、NTT 104の電話番号案内を無料で利用できます。

対象になる方

- 次の障がい等級の身体障害者手帳をお持ちの方
 - ・ 視覚障がい 1～6級
 - ・ 聴覚障がい 2～4級・6級
 - ・ 肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい) 1・2級
 - ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3・4級
- 愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 戦傷病者手帳をお持ちの方で、下記に該当する方
 - ・ 視覚障がい 特別項症～第6項症
 - ・ 肢体不自由(上肢) 特別項症～第2項症
 - ・ 聴覚障がい 第2項症・第4項症
 - ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 第1項症、第2項症、第4項症

FAXによるお問合せ注意事項

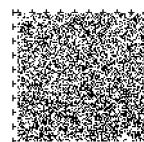
- お問合せ内容、氏名、返信用のFAX番号を記載して送信してください。
- 申込書、障害者手帳等はFAXでは受け付けられません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- 050から始まる電話番号、携帯電話、衛星電話並びに公衆電話からのFAX送付は受け付けられません。
- FAXを送信してから3営業日以上折り返しが無い場合は、通信機器のトラブルが考えられます。再度送信をお願いします。
- 返信はFAXで行いますので、FAXを受信できる方のみのお問い合わせとさせていただきます。
- 申請書は郵送でお送りします。

※なお、有料の番号案内(104番)は2026年3月31日をもって終了となりますが、上述の無料で番号案内する「ふれあい案内」は継続いたします。
番号案内(104番)終了後のふれあい案内はご案内の時間帯等を見直す予定であり、具体的なご利用方法等については、ふれあい案内をご登録のお客さまへ別途ご案内いたします。

携帯電話料金の割引

問合せ 各携帯電話会社へ

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等所持者が契約している場合、携帯電話料金の割引があります。手続、利用条件等の詳細は、各携帯電話会社へお問い合わせください。



税の控除と減免

所得税・住民税の障害者控除

問合 〔所得税〕 板橋税務署 ☎ 3962-4151
〔住民税〕 課税課 ☎ 3579-2101 FAX 5248-7099

対象になる方

本人又は同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当するとき
・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳所持者など

控除額

種類	所得税	住民税
障害者控除	27 万円	26 万円
特別障害者控除	40 万円	30 万円
同居特別障害者加算	35 万円	23 万円

特別障害者 次の場合は特別障害者といいます。

- ・身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ・戦傷病者手帳特別項症～第 3 項症、厚生労働大臣認定の原子爆弾被爆者など

住民税の非課税

障がい者本人の前年中の合計所得金額が 135 万円以下の場合、住民税は課税されません。

申請手続

勤務先での年末調整又は確定申告などで、控除の申請をしてください。

自動車税種別割・軽自動車税（種別割）・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免

問合 次ページ申請場所へ

減免対象

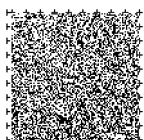
次の表に該当する身体障がい者等（又は同居者）（※ 1）が所有し、身体障がい者等のために使用する自動車（自動車、軽自動車問わず 1 台分）について減免されます。なお、税制改正により内容が変更となる場合があります。

自動車の種類 自動車、軽自動車、二輪車等、車いすの昇降装置・固定装置を取り付けた自動車

障がいの種類	手帳の等級	障がいの種類	手帳の等級
視覚障がい （視力障がい・視野障がい）	1～3 級 4 級の 1	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・上肢機能障がい	1・2 級
聴覚障がい	2・3 級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・移動機能障がい	1～6 級
音声機能又は言語機能障がい （こう頭摘出にかかるもの）	3 級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の各機能障がい	1・3・4 級
平衡機能障がい	3・5 級	免疫機能障がい	普通車 1～3 級 軽自動車 1～4 級
上肢機能障がい	1・2 級	肝臓機能障がい	1～4 級
下肢機能障がい	1～6 級	知的障がい（愛の手帳）	1～3 度
体幹機能障がい	1～3・5 級		
精神障がい（精神障害者保健福祉手帳）	1 級（※ 2）		

※ 1 自動車税種別割と自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割については、障がい者の方の住所地近隣にお住まいの親族の方等も対象となります。

※ 2 自動車税種別割と自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割については、「自立支援医療受給者証（精神通院）」をお持ちの方に限ります。



申請窓口・申請場所

申請期限に遅れた場合は、減免が受けられませんのでご注意ください。

	自動車税種別割	軽自動車税（種別割）	自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割
申請期限	すでに自動車を所有している場合、納期限まで（4月1日から5月31日）まで（※3）	毎年納税通知書発行日（5月中旬）から納期限まで	新たに自動車・軽自動車（二輪車を除く）を取得した場合、登録（取得）の日から1ヶ月以内
申請場所 問合せ先	都税総合事務センター ☎ 3525-4066 板橋都税事務所 ☎ 3963-2111	課税課税務係 ☎ 3579-2095	都税総合事務センター ☎ 3525-4066 練馬自動車税事務所 ☎ 3932-7321

※3 申請期限を過ぎますと、翌年度からの減免となります。

個人事業税の減免等

問合 豊島都税事務所 ☎ 3981-5326 FAX 3981-5054

- 資格1 視力障害者（両眼の視力が0.06以下の方）で、はり・きゅう・あんま・マッサージ等の医業に類する事業を営む場合、非課税となります。
- 資格2 前年中における合計所得（事業以外の所得金額との合計）額が、370万円以下であって、本人又は扶養親族が障がいを持っている場合、税額が1人につき5,000円（特別障害者は10,000円）減免されます。（特別障害者となる障がいの種類は28ページをご確認ください）

相続税の減額

問合 板橋税務署 ☎ 3962-4151

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者（法定相続人に限る）等が相続した場合、障がいの程度及び年齢に応じ相続税額が減額されます。

贈与税の非課税

問合 板橋税務署 ☎ 3962-4151

特定障害者を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」にもとづき、金銭、有価証券等の財産を信託会社等に信託したとき、特別障害者1人につき6,000万円（特別障害者以外の者は3,000万円）まで贈与税が非課税となります。

利子等の非課税

問合 各金融機関へ

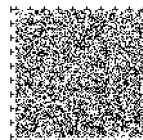
「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」（通称 マル優）、「障害者等の少額公債の利子の非課税制度」（通称 特別マル優）により元金350万円までの利子が非課税扱いとなります。

ニュー福祉定期貯金

問合 郵便局の貯金窓口・ゆうちょ銀行

次の年金・手当等の受給者は、一般の1年ものの定期貯金の金利に一定の金利を上乗せした貯金をご利用いただけます。

- ・障害基礎年金、障害共済年金、障害厚生年金等
 - ・児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等
- ※心身障害者福祉手当（区制度）は対象となりません。



手当・年金

成人向手当

心身障害者福祉手当（区制度）

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

対象・手当額

対象になる方	手当金額	支給方法
身体障害者手帳1級・2級 愛の手帳1～3度 戦傷病者手帳第3項症以上 脳性まひ・進行性筋萎縮症 区指定の難病（31～34ページ参照） ※難病医療費助成を受けている方	15,500円 （申請月から）	本人名義口座へ銀行振込 支給時期（年3回） 4月・8月・12月 各月とも20日頃
身体障害者手帳3級 愛の手帳4度 戦傷病者手帳第4項症	7,750円 （申請月から）	

★20歳未満の方（身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・区指定難病の方を除く）は、「児童育成手当（障害手当）」を受給することになりますので、38ページをご確認のうえ申請してください。

★65歳以上の受給者は、この手当について程度変更などの変更申請はできません。

対象にならない方

[全 員] 施設に入所している方（施設によっては受給対象の場合もあるので、ご相談ください）

本人（20歳未満は扶養義務者）の所得が一定額以上ある方（41ページ参照）

[20歳未満] 児童育成手当（障害手当）を受給している方

※手当を受給している方でも上記に該当した場合は、受給資格がなくなります。再度要件を満たした際には、改めて申請が必要です。区からの通知はありませんので、ご注意ください。

[高 齢 者] 65歳以降に受給対象となる手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は^都医療券を取得された方

受給対象となる手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は^都医療券を保持していて、65歳の誕生日の前々日までに申請しなかった方（ただし一部の方は除く）

申請手続に必要な書類など

[全 員] 本人名義の預金通帳

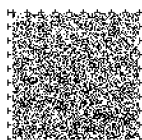
[手帳所持者] 身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳のいずれか

[難 病] 特定医療費（指定難病）受給者証又は^都医療券

※小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、31～34ページの疾病に該当する方は小児慢性特定疾病医療受給者証と小児慢性特定疾病医療意見書の写し

※生活保護受給等により^都医療券をお持ちでない方は所定の診断書

※申請の際には、マイナンバーを記載していただくため、本人確認が必要です。番号確認と身元確認のできる書類の提示をお願いいたします。



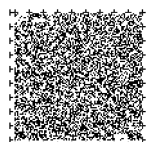
難病一覽

①指定難病（国疾病）令和7年4月1日現在

50 音順

- | | |
|--|--|
| <p>あ アイカルディ症候群
アイザックス症候群
IgA腎症
IgG4関連疾患
亜急性硬化性全脳炎
悪性関節リウマチ
アジソン病
アッシャー症候群
アトピー性脊髄炎
アペール症候群
アラジール症候群
$\alpha 1$-アンチトリプシン欠乏症
アルポート症候群
アレキサンダー病
アンジェルマン症候群
アントレー・ビクスラー症候群</p> <p>い イソ吉草酸血症
一次性ネフローゼ症候群
一次性膜性増殖性糸球体腎炎
1p36欠症候群
遺伝性自己炎症疾患
遺伝性ジストニア
遺伝性周期性四肢麻痺
遺伝性膀胱炎
遺伝性鉄芽球性貧血</p> <p>う ウィーバー症候群
ウィリアムズ症候群
ウィルソン病
ウエスト症候群
ウェルナー症候群
ウォルフラム症候群
ウルリッヒ病</p> <p>え HTRA1 関連脳小血管病
HTLV-1 関連脊髄症
ATR-X 症候群
エーラス・ダンロス症候群
エプスタイン症候群
エプスタイン病
エマヌエル症候群
MECP2 重複症候群
LMNB1 関連大脳白質脳症
遠位型ミオパチー</p> <p>お 黄色靱帯骨化症
黄斑ジストロフィー
大田原症候群
オクシピタル・ホーン症候群
オスラー病</p> <p>か カーニー複合
海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
潰瘍性大腸炎
下垂体性 ADH 分泌異常症</p> | <p>か 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
下垂体性 TSH 分泌亢進症
下垂体性 PRL 分泌亢進症
下垂体前葉機能低下症
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
家族性地中海熱
家族性低βリポタンパク血症 1（ホモ接合体）
家族性良性慢性天疱瘡
カナバン病
化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
歌舞伎症候群
ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
カルニチン回路異常症
肝型糖原病
間質性膀胱炎（ハンナ型）
環状 20 番染色体症候群
完全大血管転位症
眼皮皮膚白皮症</p> <p>き 偽性副甲状腺機能低下症
ギャロウェイ・モワト症候群
球脊髄性筋萎縮症
急速進行性糸球体腎炎
強直性脊椎炎
巨細胞性動脈炎
巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
筋萎縮性側索硬化症
筋型糖原病
筋ジストロフィー</p> <p>く クッシング病
クリオピリン関連周期熱症候群
クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
クルーゼン症候群
グルコーストランスporter 1 欠損症
グルタル酸血症 1 型
グルタル酸血症 2 型
クロウ・深瀬症候群
クローン病
クローンカイト・カナダ症候群</p> <p>け 痙攣重積型（二相性）急性脳症
結節性硬化症
結節性多発動脈炎
血栓性血小板減少性紫斑病
限局性皮質異形成
原発性肝外門脈閉塞症
原発性高カイクロミクロン血症
原発性硬化性胆管炎
原発性抗リン脂質抗体症候群</p> |
|--|--|

8
手
当
・
年
金



け 原発性胆汁性胆管炎
原発性免疫不全症候群
顕微鏡的多発血管炎

こ 高IgD症候群
好酸球性消化管疾患
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
好酸球性副鼻腔炎
抗糸球体基底膜腎炎
後縦靱帯骨化症
甲状腺ホルモン不応症
拘束型心筋症
高チロシン血症1型
高チロシン血症2型
高チロシン血症3型
後天性赤芽球癆
広範脊柱管狭窄症
膠様滴状角膜ジストロフィー
極長鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症
コケイン症候群
コステロ症候群
骨形成不全症
5p欠失症候群
コフィン・シリズ症候群
コフィン・ローリー症候群

さ 混合性結合組織病
鰓耳腎症候群
再生不良性貧血
再発性多発軟骨炎
左心低形成症候群
サルコイドーシス
三尖弁閉鎖症
三頭酵素欠損症

し CFC 症候群
シェーグレン症候群
色素性乾皮症
自己食空胞性ミオパチー
自己免疫性肝炎
自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
自己免疫性溶血性貧血
シトステロール血症
シトリン欠損症
紫斑病性腎炎
脂肪萎縮症
若年性特発性関節炎
若年発症型両側性感音難聴
シャルコー・マリー・トゥース病
重症筋無力症
修正大血管転位症
出血性線溶異常症
ジュベール症候群関連疾患
シュワルツ・ヤンペル症候群
神経細胞移動異常症
神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症

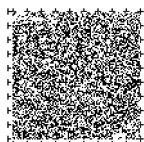
し 神経線維腫症
神経有棘赤血球症
進行性核上性麻痺
進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
進行性骨化性線維異形成症
進行性多巣性白質脳症
進行性白質脳症
進行性ミオクロームステんかん
心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症

す 睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
スタージ・ウェーバー症候群
スティーヴンス・ジョンソン症候群
スミス・マギニス症候群

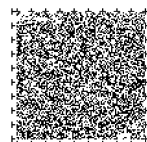
せ 脆弱X症候群
脆弱X症候群関連疾患
成人発症スチル病
脊髄空洞症
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
脊髄髄膜瘤
脊髄性筋萎縮症
セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
前眼部形成異常
全身性アミロイドーシス
全身性エリテマトーデス
全身性強皮症
先天異常症候群
先天性横隔膜ヘルニア
先天性核上性球麻痺
先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
先天性魚鱗癬
先天性筋無力症候群
先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
先天性三尖弁狭窄症
先天性腎性尿崩症
先天性赤血球形成異常性貧血
先天性僧帽弁狭窄症
先天性大脳白質形成不全症
先天性肺静脈狭窄症
先天性副腎低形成症
先天性副腎皮質酵素欠損症
先天性ミオパチー
先天性無痛無汗症
先天性葉酸吸収不全
前頭側頭葉変性症
線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む）

そ 早期ミオクロニー脳症
総動脈幹遺残症
総排泄腔遺残
総排泄腔外反症
ソトス症候群

た ダイアモンド・ブラックファン貧血
第14番染色体父親性ダイソミー症候群
大脳皮質基底核変性症
大理石骨病



- た 高安動脈炎
多系統萎縮症
タナトフォリック骨異形成症
多発血管炎性肉芽腫症
多発性硬化症／視神経脊髄炎
多発性嚢胞腎
多脾症候群
タンジール病
単心室症
弾性線維性仮性黄色腫
胆道閉鎖症
- ち 遅発性内リンパ水腫
チャージ症候群
中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
中毒性表皮壊死症
腸管神経節細胞僅少症
- て TNF 受容体関連周期性症候群
低ホスファターゼ症
天疱瘡
TRPV4 異常症
- と 特発性拡張型心筋症
特発性間質性肺炎
特発性基底核石灰化症
特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
特発性後天性全身性無汗症
特発性大腿骨頭壊死症
特発性多中心性キャスルマン病
特発性門脈圧亢進症
ドラベ症候群
- な 中條・西村症候群
那須・ハコラ病
軟骨無形成症
難治頻回部分発作重積型急性脳炎
- に 22q11.2 欠失症候群
乳児発症 STING 関連血管炎
乳幼児肝巨大血管腫
尿素サイクル異常症
- ぬ ヌーナン症候群
- ね ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B 関連腎症
ネフロン癆
- の 脳クレアチン欠乏症候群
脳腱黄色腫症
脳内鉄沈着神経変性症
脳表ヘモジデリン沈着症
膿疱性乾癬（汎発型）
嚢胞性線維症
- は パーキンソン病
バージャー病
肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
肺動脈性肺高血圧症
肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
肺胞低換気症候群
ハッチンソン・ギルフォード症候群
- は バッド・キアリ症候群
ハンチントン病
- ひ PCDH19 関連症候群
PURA 関連神経発達異常症
非ケトーシス型高グリシン血症
肥厚性皮膚骨膜炎
非ジストロフィー性ミオトニー症候群
皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
肥大型心筋症
ビタミンD依存性くる病 / 骨軟化症
ビタミンD抵抗性くる病 / 骨軟化症
左肺動脈右肺動脈起始症
ビッカーstaff脳幹脳炎
非典型溶血性尿毒症症候群
非特異性多発性小腸潰瘍症
皮膚筋炎／多発性筋炎
表皮水疱症
ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
- ふ ファイファー症候群
V A T E R 症候群
ファロー四徴症
ファンコニ貧血
封入体筋炎
フェニルケトン尿症
複合カルボキシラーゼ欠損症
副甲状腺機能低下症
副腎白質ジストロフィー
副腎皮質刺激ホルモン不応症
ブラウ症候群
プラダー・ウィリ症候群
プリオン病
プロピオン酸血症
- へ 閉塞性細気管支炎
 β -ケトチオラーゼ欠損症
ベーチェット病
ベスレムミオパチー
ペリー病
ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
片側巨脳症
片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
- ほ 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
発作性夜間ヘモグロビン尿症
ホモシスチン尿症
ポルフィリン症
- ま マリネスコ・シェーグレン症候群
マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
慢性血栓性肺高血圧症
慢性再発性多発性骨髄炎
慢性特発性偽性腸閉塞症
- み ミオクロニー欠神てんかん
ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
ミトコンドリア病



む	無脾症候群 無 β リポタンパク血症	ら	ラスムッセン脳炎 ランドウ・クレフナー症候群
め	メープルシロップ尿症 メチルグルタコン酸尿症 メチルマロン酸血症 メビウス症候群 免疫性血小板減少症 メンケス病	り	リジン尿性蛋白不耐症 両大血管右室起始症 リンパ管腫症／ゴーハム病 リンパ脈管筋腫症
も	網膜色素変性症 もやもや病 モワット・ウィルソン症候群	る	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。） ルビンシュタイン・ティビ症候群
や	ヤング・シンプソン症候群	れ	レーベル遺伝性視神経症 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症 レット症候群 レノックス・ガストー症候群
ゆ	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	ろ	ロウ症候群 ロスムンド・トムソン症候群 肋骨異常を伴う先天性側弯症
よ	4p欠失症候群		
ら	ライソゾーム病		

②東京都単独の対象疾病（都疾病）

悪性高血圧
 遺伝性 QT 延長症候群
 肝内結石症
 原発性骨髄線維症
 古典的特発性好酸球増多症候群
 びまん性汎細気管支炎
 母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。）
 網膜脈絡膜萎縮症

③国の特定疾患治療研究事業対象疾病

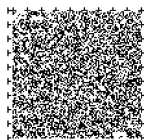
スモン
 プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）
 重症急性膵炎
 難治性肝炎のうち劇症肝炎

④特殊医療費助成対象疾病

先天性血液凝固因子欠乏症等（国指定）
 人工透析を必要とする腎不全（東京都単独）

⑤区単独の対象疾病

點頭てんかん
 ※ 18 歳未満のみ小児慢性疾患医療費助成の対象



重度心身障害者手当（都制度）

問合せ 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

対象・手当額

対象になる方	手当金額	支給方法
次のいずれかに該当する方 ①重度の知的障がいと著しい精神症状の重複 ②重度の知的障がいと重度の身体障がいの重複 ③四肢機能喪失と座位困難	60,000 円 (申請月から)	本人名義口座へ振込 支給時期毎月 20 日頃 ※代行者の口座に振り込みが可能な場合があります

対象にならない方

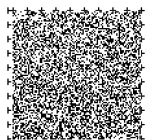
- ・ 65 歳以上の方で、当該手当の受給歴のない方
※ 65 歳時点で施設入所していたため申請出来なかった方は、65 歳以上でもこの手当の申請ができます。
- ・ 施設に入所している方（施設によっては受給対象の場合もあるので、ご相談ください）
- ・ 3 ヶ月を越えて病院等に入院している方
- ・ 本人（20 歳未満は扶養義務者）の所得が一定額以上ある方（41 ページ参照）
※ 手当を受給している方でも上記に該当した場合は、受給資格がなくなります。
再度要件を満たした際には、改めて申請が必要です。区からの通知はありませんので、ご注意ください。

申請にあたってのご注意

この手当は、手帳の等級に関係なく、東京都の判定が必要です。
判定は原則、東京都心身障害者福祉センターに来所して受けていただきます（来所判定）が、来所が困難な場合は自宅で受けることもできます（出張判定）。判定方法により結果がわかるまでの期間に差が出る場合がありますが、認定された場合の手当は、申請月から支給されます。

申請手続に必要な書類など

- ・ 身体障害者手帳、愛の手帳
- ・ 印鑑（朱肉を使うもの）
※ 代行者とは、当該手当の対象者に代わって申請及び届出をすることができる方です。ただし、対象者が 20 歳未満の場合、扶養義務者を代行者とします。
なお、代行者としての届出が必要です。
- ※ 申請の際には、マイナンバーを記載していただくため、本人確認が必要です。
番号確認と身元確認のできる書類の提示をお願いいたします。



特別障害者手当（国制度）

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

対象・手当額

対象になる方	手当金額	支給方法
日常生活において常時特別の介護を必要とし、下のいずれかに該当する方（20歳以上） ・A項目に2つ以上該当 ・A項目1つとB項目2つ以上該当 ・A項目③～⑤のいずれかに該当し、日常生活動作評価が規定以上 ・A項目⑥に該当し、絶対安静の状態 ・A項目⑦に該当し、日常生活能力程度が規定以上	29,590 円 （申請翌月から） 令和7年4月1日現在	本人名義口座へ銀行振込 支給時期（年4回） 2月・5月・8月・11月 各月とも10日頃

A 項目

- ①両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04かつ他眼の視力が手動弁以下のもの、もしくは視野障がい
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③両上肢の機能に著しい障がいをするもの、又は両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをするもの
- ④両下肢の機能に著しい障がいをするもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤体幹機能に座っていること、又は立ち上がることができない程度の障がいをするもの
- ⑥身体の機能の障がい、又は長期にわたる安静を必要とする病状が上記①～⑤と同程度以上で、日常生活の用を弁ずることを不能にさせる程度のも
- ⑦精神の障がいの程度が、上記①～⑥と同程度以上と認められるもの

B 項目

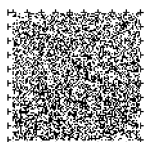
- ①両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの、又は一眼の視力が0.08かつ他眼の視力が手動弁以下のもの
- ②両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- ③平衡機能に極めて著しい障がいをするもの
- ④そしゃく機能を失ったもの
- ⑤音声または言語機能を失ったもの
- ⑥両上肢のおや指とひとさし指の機能を全廃したもの、又は両上肢のおや指とひとさし指を欠くもの
- ⑦一上肢の機能に著しい障がいをするもの、又は一上肢のすべての指を欠くもの、もしくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- ⑧一下肢の機能を全廃したもの、又は一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの
- ⑨体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをするもの
- ⑩身体の機能の障がい、又は長期にわたる安静を必要とする病状が上記①～⑨と同程度以上で、日常生活が著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも
- ⑪精神の障がいであって、上記①～⑩と同程度以上と認められる程度のも

対象にならない方

- ・施設に入所している方（施設によっては受給対象の場合もあるので、ご相談ください）
 - ・3ヶ月を超えて病院等に入院している方
- ※手当を受給している方でも上記に該当した場合は、受給資格がなくなります。再度要件を満たした際には、改めて申請が必要です。区からの通知はありませんので、ご注意ください。
- ※本人及び扶養義務者の所得が基準以上の方は手当の支給が停止します。（41ページ参照）
- ※原爆被爆者の介護手当等とは併給調整があります。

申請手続に必要な書類など

- 【全 員】 診断書（所定の書式。診断書用紙は問合窓口で配布）、本人名義の預金通帳
- 【手帳所持者】 身体障害者手帳、愛の手帳
- 【障害年金・遺族年金受給者】 年金証書、支給額改定通知書、支払通知書等



※申請の際には、マイナンバーを記載していただくため、本人確認が必要です。
番号確認と身元確認のできる書類の提示をお願いいたします。

申請にあたっての注意

- ・この手当は、手帳の等級ではなく、医師が診断書を審査して支給が決定されます。支給の可否にかかわらず、申請に要した経費は、申請者の負担となりますので、ご了承ください。
- ・認定時、障がいの程度により認定期間を定める場合があります。

児童向手当

児童育成手当（育成手当・区制度）

問合 子育て支援課子どもの手当医療係

☎ 3579-2477 FAX 3579-4151

対象・手当額

対象になる方	手当金額	支給方法
手当申請者： 対象者を扶養している父又は母のうち、所得の高い方 支給対象者： ①「身体障害者手帳」1級・2級程度を有する、 父又は母に監護されている児童（18歳になった最初の3月までの児童） ②その他、父又は母の障がいの程度や等級が上記以外でも、診断書（所定の書式）の提出により認定になる場合があります。 ※上記のほかに、ひとり親家庭等の児童（18歳になった最初の3月までの児童）が支給の対象となります。	申請翌月から 13,500円	申請のあった翌月分から、振込月の前月分までを申請者（保護者）の銀行口座に振り込みます。 振込時期（年3回） 2月・6月・10月の15日

※所得制限がありますので、詳しくは上記の担当窓口までお問い合わせください。

対象にならない方

- ・施設に入所している児童（施設によっては受給対象の場合もあるので、ご相談ください）
- ・保護者の所得が一定額以上ある方

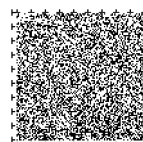
申請手続に必要な書類など

障がい等の状況により異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

- ・保護者及び児童の戸籍謄本
- ・申請者（保護者）名義の預金通帳
- ・所定の診断書
※身体障害者手帳1級の方、2・3級の一部の方、障害年金1級を受給中の方は省略できる場合があります。
- ・その他の書類が必要になる場合があります。
※申請の際には、マイナンバーを記載していただくため、本人確認が必要です。
番号確認と身元確認のできる書類の提示をお願いいたします。

所得限度額超過により却下となった方へ

1月1日から12月31日までの所得で判定するため、所得が基準内となった場合、その年の翌年5月1日から再申請できます。



児童育成手当（障害手当・区制度）

問合 子育て支援課子どもの手当医療係

☎ 3579-2477 FAX 3579-4151

対象・手当額

対象になる方	手当金額	支給方法
手当申請者： 対象者を扶養している方 支給対象者：（20歳未満） ①「身体障害者手帳」1級・2級程度 ②「愛の手帳」1度・2度・3度程度 ③脳性まひ又は進行性筋萎縮症の方 ※その他、障がいの程度や等級が上記以外でも、診断書（所定の書式）の提出により認定になる場合があります。	申請翌月から 15,500円	申請のあった翌月分から、 振込月の前月分までを申 請者（保護者）の銀行口 座に振り込みます。 振込時期（年3回） 2月・6月・10月の15日

※心身障害者福祉手当と併給はできません。ただし、児童が20歳になり、受給資格が消滅になった場合は、心身障害者福祉手当を申請できます。

※所得制限がありますので、詳しくは上記の担当窓口までお問い合わせください。

対象にならない方

- ・施設に入所している児童（施設によっては受給対象の場合もあるので、ご相談ください）
- ・保護者の所得が一定額以上ある方

申請手続に必要な書類など

障がい等の状況により異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

- ・身体障害者手帳、愛の手帳又は所定の診断書
- ・申請者（保護者）名義の預金通帳
- ・その他の書類が必要になる場合があります。

※申請の際には、マイナンバーを記載していただくため、本人確認が必要です。
番号確認と身元確認のできる書類の提示をお願いいたします。

所得限度額超過により却下となった方へ

1月1日から12月31日までの所得で判定するため、所得が基準内となった場合、その年の翌年5月1日から再申請できます。

児童扶養手当（国制度）

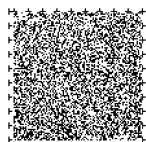
問合 子育て支援課子どもの手当医療係

☎ 3579-2477 FAX 3579-4151

対象・手当額

対象になる方	手当金額	支給方法
手当申請者： 対象者を扶養している父又は母のうち障がいのない方 支給対象者： 次のいずれかに該当する児童で、18歳になった最初の3月まで対象（ただし、特別児童扶養手当の受給要件に該当する障がいのある児童は20歳未満が対象） ①障害年金1級に該当、「身体障害者手帳」1級・2級程度を有する、父又は母に監護されている児童 ②その他、父又は母の障がいの程度や等級が上記以外でも、診断書（所定の書式）の提出により認定になる場合があります。 ※上記のほか、ひとり親家庭等の児童が支給対象となります。 障害基礎年金等の受給者は子の加算額との差額を支給します。	申請翌月から 全部支給 46,690円 一部支給 11,010円～46,680円 児童2人目以降 一人につき 全部支給 11,030円 一部支給 5,520円～11,020円加算 （令和7年4月1日現在）	申請のあった翌 月分から、振込月 の前月分までを 申請者（保護者） の銀行口座に振 り込みます。 振込時期（年6回） 1月・3月・5月・ 7月・9月・11月 の15日

※所得制限がありますので、詳しくは上記の担当窓口までお問い合わせください。



対象にならない方

- ・施設に入所している児童（施設によっては受給対象の場合もあるので、ご相談ください）
- ・公的年金給付等の受給月額が手当月額以上の金額の方（ただし、障害基礎年金等であれば、対象になる場合もあるのでご相談ください）
- ・保護者、扶養義務者（同居の家族）の所得が一定額以上ある方

申請手続に必要な書類など

障がい等の状況により異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

- ・保護者及び児童の戸籍謄本（コピー不可・原本）
 - ・申請者（保護者）名義の預金通帳
 - ・所定の診断書
- ※ただし障害年金1級を受給中の場合は省略できます（その場合は年金証書の写しをご提出ください）。
- また身体障害者手帳（内部障がいを除く）の方は、省略できる場合があります。
- ・その他の書類が必要になる場合があります。
- ※申請の際には、マイナンバーを記載していただくため、本人確認が必要です。番号確認と身元確認のできる書類の提示をお願いいたします。

特別児童扶養手当（国制度）

問合 子育て支援課子どもの手当医療係

☎ 3579-2477 FAX 3579-4151

対象・手当額

対象になる方	手当金額	支給方法
手当申請者： 対象者を扶養している方 支給対象者：（20歳未満） ①「身体障害者手帳」1級・2級・3級程度及び下肢4級程度の一部の方 ②「愛の手帳」1度・2度・3度程度の方 ③長時間安静を要する病状又は精神の障がい（自閉スペクトラム症等）により日常生活に著しい制限を受ける方 ※なお、複数の障がいがある場合は、個々の障がいの程度が上記よりも軽度の場合でも該当となることがあります。	申請翌月から 特別児童扶養手当等級 （障がいの程度による） 1級 56,800円 2級 37,830円 （令和7年4月1日現在）	申請のあった翌月分から、振込月の前月分まで（11月振込分は、11月まで）を申請者（保護者）の銀行口座に振り込みます。 振込時期（年3回） 4月・8月・11月の11日

※所得制限がありますので、詳しくは上記の担当窓口までお問い合わせください。

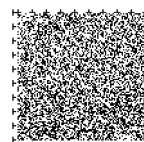
対象にならない方

- ・施設に入所している児童（施設によっては受給対象の場合もあるので、ご相談ください）
- ・障がいを支給事由とする年金を受給している児童
- ・保護者、扶養義務者（同居の家族）の所得が一定額以上ある方

申請手続に必要な書類など

障がい等の状況により異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

- ・所定の診断書
- ※愛の手帳1度の方は省略できます。また、身体障害者手帳の一部（内部障がいを除く）や愛の手帳2度の方は省略できる場合があります。
- ・申請者（保護者）及び児童の戸籍謄本（コピー不可、原本）



- ・申請者（保護者）名義の預金通帳（インターネット銀行は一部不可）
 - ・その他の書類が必要になる場合があります。
- ※申請の際には、マイナンバーを記載していただくため、本人確認が必要です。
番号確認と身元確認のできる書類の提示をお願いいたします。

障害児福祉手当（国制度）

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

対象・手当額

対象になる方	手当金額	支給方法
・身体障害者手帳1級、2級の一部程度で、日常生活において常時介護を必要とする児童（20歳未満） ・愛の手帳1度、2度の一部程度で、日常生活において常時介護を必要とする児童（20歳未満） ・上記の障がいと同程度の疾病又は精神障がいのある児童	16,100 円 （申請翌月から） （令和7年4月1日現在）	本人名義口座へ銀行振込 支給時期（年4回） 2月・5月・8月・11月 各月とも10日頃

対象にならない方

- ・施設に入所している方（施設によっては受給対象の場合もあるので、ご相談ください）
※手当を受給している方でも上記に該当した場合は、受給資格がなくなります。
再度要件を満たした際には、改めて申請が必要です。区からの通知はありませんので、ご注意ください。
- ・聴覚障がい者で補聴器の使用効果がある方
- ・障がいを理由とする公的年金給付を受けている方

申請手続に必要な書類など

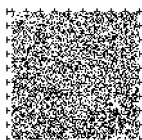
- [全 員] 診断書（所定の書式。診断書用紙は問合窓口で配布）、障がい児本人名義の預金通帳
- [手帳所持者] 身体障害者手帳、愛の手帳
- [障害年金・遺族年金受給者] 年金証書、支給額改定通知書、支払通知書等
- ※申請の際には、マイナンバーを記載していただくため、本人確認が必要です。
番号確認と身元確認のできる書類の提示をお願いいたします。

申請にあたっての注意

- ・この手当は、手帳の等級ではなく、医師が診断書を審査して支給が決定されます。支給の可否にかかわらず、申請に要した経費は、申請者の負担となりますので、ご了承ください。
- ・認定時、障がいの程度により認定期間を定める場合があります。

重度心身障害者手当（都制度）

35 ページをご覧ください。



所得制限限度額

問合 障がいサービス課障がい相談係
☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

下表の各制度において、前年所得が所得制限限度額の範囲内であることが必要であり、受給資格の有無は毎年、前年所得により見直されます。その他の制度の所得制限限度額については、各担当窓口にお問い合わせください。

※児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得控除については、担当窓口（子育て支援課子どもの手当医療係☎ 3579-2477）までお問い合わせください。

①最新の所得を適用する時期（所得切替時期）

制度の名称	時期	制度の名称	時期
児童育成手当（障害手当）	6月	心身障害者医療費助成 ^② （都）	9月
心身障害者福祉手当（区）	8月	福祉タクシー券・自動車燃料券の交付（区）	10月
特別障害者手当・障害児福祉手当（国）	8月	重度心身障害者手当（都）	11月

②区制度・都制度の所得制限限度額

扶養親族等の数	なし（単身）	1人	2人	3人	4人	5人
受給者本人	3,661,000円	4,041,000円	4,421,000円	4,801,000円	5,181,000円	5,561,000円

※扶養親族には、同一生計配偶者も含まれます。30歳から69歳の方で海外に居住している方は含まれません（留学・障がい者・国内居住者から38万円以上の支払いを受けている者を除く）。なお、扶養親族が6人以上の場合、1人増えるごとに所得制限限度額は38万円上がります。

※老人扶養1人10万円、特定扶養親族等（16歳～22歳）1人25万円それぞれ限度額が上がります。

※受給者本人が20歳未満のときは扶養義務者、20歳以上のときは本人の所得金額で、所得判定します。（心身障害者医療費助成では、20歳未満の場合は国保の世帯主、医療保険の被保険者）

※所得制限限度額超過により却下となった場合でも、再び所得が基準内となれば再申請できます。この場合、区からのお知らせはありません。該当する方は、①の切替時期から新たに申請してください。

③国制度の所得制限限度額

扶養親族等の数	なし（単身）	1人	2人	3人	4人	5人
受給者本人	3,661,000円	4,041,000円	4,421,000円	4,801,000円	5,181,000円	5,561,000円
扶養義務者	6,287,000円	6,536,000円	6,749,000円	6,962,000円	7,175,000円	7,388,000円

※扶養親族には、同一生計配偶者も含まれます。30歳から69歳の方で海外に居住している方は含まれません（留学・障がい者・国内居住者から38万円以上の支払いを受けている者を除く）。なお、扶養親族が6人以上の場合、1人増えるごとに受給者本人の所得制限限度額は38万円、扶養義務者の所得制限限度額は21万3千円上がります。

※受給者本人の場合、老人扶養1人10万円、特定扶養親族等（16歳～22歳）1人25万円それぞれ限度額が上がります。

※扶養義務者で扶養親族等が2人以上の場合、その中に老人扶養親族がいるときは1人6万円限度額が上がります。扶養親族が老人扶養親族のみの場合、2人目から1人6万円限度額が上がります。

※受給者本人又は扶養義務者等の所得が限度額以上の方は、手当の支給が停止します。

※所得は年1回見直され、再び限度額内となったときは、支給が再開されます。

※扶養義務者とは、受給者と生計を一つにしている配偶者、直系血族及び兄弟姉妹のことを指します。

④所得の算定

所得 = 年間収入 - 給与所得控除等又は必要経費等 - 所得控除（下記⑤）（地方税法に基づいて計算されます）

※給与所得又は公的年金に係る所得がある方は、所得合計額から一律10万円を控除します。

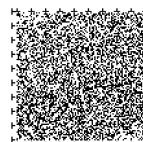
⑤所得控除

下の控除について、所得限度判定にかかる所得控除の対象となります。

控除の種類	本人	扶養親族	控除額	控除の種類	本人	扶養親族	控除額
雑損控除	○	○	控除額相当	寡婦控除	○	○	27万円
医療費控除	○	○	〃	ひとり親控除	○	○	35万円
社会保険料控除	○	※1	〃	勤労学生控除	○	○	27万円
小規模企業共済等掛金控除	○	○	〃	配偶者特別控除	○	○	控除額相当
障害者控除（家族）	○	○	1人につき27万円	肉用牛の売却の農業所得の免除	※2	※2	免除額相当
特別障害者控除（家族）	○	○	1人につき40万円	特例控除	※2	※2	算定額
障害者控除（本人）	×	○	27万円				
特別障害者控除（本人）	×	○	40万円				

※1 社会保険料控除相当額8万円

※2 心身障害者医療費助成^②のみ適用



障がいの手当の一覧

手当名	支給対象 ※1	手当申請者	手当月額	支払方法 ※2	手当申請に必要なもの	問合せ先等
児童育成手当 児童育成手当	①「身体障害者手帳」1級・2級程度を有する、父又は母に監護されている児童（18歳になった最初の3月までの児童） ②その他、父又は母の障がいの程度や等級が上記以外でも、診断書（所定の書式）の提出により認定になる場合があります。 ※上記のほか、ひとり親家庭等の児童（18歳になった最初の3月までの児童）が支給対象となります。	対象者を扶養している父、又は母のうち所得の高い方	申請翌月から 13,500 円	毎年 2 月・ 6 月・ 10 月の 15 日にそれぞれ前月分までお振込みします。	①保護者・児童の戸籍謄本 ②申請者名義の預金通帳 ③診断書（所定の書式） ※身体障害者手帳 1 級の方、2 級・ 3 級の一部の方、障害年金 1 級を受給中の方は省略できる場合があります。 ④マイナンバー・本人確認書類	※申請の流れ ①障がいの手帳等をお持ちになって窓口にご相談→必要書類の案内を受け、所定の診断書等を受け取る。 ②必要書類をそろえて窓口申請
	①「身体障害者手帳」1級・2級程度の方 ②「愛の手帳」1度・2度・3度程度の方 ③脳性まひ又は進行性筋萎縮症の方 ※その他、障がいの程度や等級が上記以外でも、診断書（所定の書式）の提出により認定になる場合があります。	対象者を扶養している方	申請翌月から 15,500 円	毎年 2 月・ 6 月・ 10 月の 15 日にそれぞれ前月分までお振込みします。	①申請者名義の預金通帳 ②身体障害者手帳、愛の手帳又は診断書（所定の書式） ③マイナンバー・本人確認書類	子育て支援課 子どもの手当医療係 Tel 3579-2477 北館 1 階⑥窓口
	①「身体障害者手帳」1級・2級、又は「愛の手帳」1度・2度・3度に該当する方 ②「戦傷病者手帳」第 3 項以上の方 ③脳性まひ又は進行性筋萎縮症の方 ④区指定の難病の方 ⑤「身体障害者手帳」3 級、「愛の手帳」4 度、「戦傷病者手帳」第 4 項 ※障がい者となった年齢が 65 歳以上の方、又は障がい者となった年齢が 65 歳未満の方で、65 歳に達する日の前日までに申請を行なった方は対象になりません。	対象者本人	申請月から ①～④該当者 15,500 円 ⑤該当者 7,750 円	毎年 4 月・ 8 月・ 12 月の 20 日にそれぞれ前月分までお振込みします。	①身体障害者手帳、愛の手帳又は戦傷病者手帳 ②難病の方は医療受給者証又は医療療養券 ※小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、P.31～P.34 の疾病に該当する方は小児慢性特定疾病医療受給者証と小児慢性特定疾病医療意見書の写し ③障がい者本人名義の預金通帳 ④マイナンバー・本人確認書類	障がいサービス課 障がい相談係 Tel 3579-2362 北館 2 階⑩窓口
重度心身障害者 手当 (65 歳未満)	①重度の知的障がいと著しい精神症状を重複する方 ②重度の知的障がいと重度の身体障がいを重複する方 ③四肢機能が失われ、かつ座位をとることが困難な程度以上の身体障がいを有する方 ※申請時に病院等に 3 か月を超えて入院している方は申請できません。	対象者本人	申請月から 60,000 円	毎月 20 日までにお振込みします。	①身体障害者手帳又は愛の手帳等 ②印鑑（朱肉を使うもの） ③マイナンバー・本人確認書類	

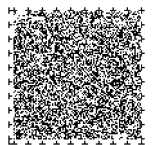
※1 施設に入所されている方は該当しません（施設によって受給対象の場合もあるので、ご相談ください）。

※2 支給日が土日祝日の場合は前日となります。各手当には所得制限があります。詳しくは表右記の担当窓口までお問い合わせください。

障がいの手当の一覧

手当名	支給対象 ※1	手当申請者	手当月額	支払方法 ※2	手当申請に必要なもの	問合せ先等
児童扶養手当	次のいずれかに該当する児童で、18歳になった最初の3月まで対象（ただし、特別児童扶養手当の支給要件に該当する障がいのある児童は20歳未満が対象） ①障害年金1級に該当、「身体障害者手帳」1級・2級程度を有する、父又は母に監護されている児童 ②その他、父又は母の障がいの程度や等級が上記以外でも、診断書（所定の書式）の提出により認定になる場合があります。 ※上記のほか、ひとり親家庭等の児童が支給の対象となります。 ※手当申請者又は児童の公的年金給付等の額が手当の額よりも高い場合は、支給停止となり、低い場合はその差額分の手当を支給します。障害基礎年金の受給者は、子の加算額との差額分を支給します。	障がいのない父又は母	申請翌月から 全部支給 46,690円 一部支給 11,010円～ 46,680円 児童2人目以降 1人につき 全部支給 11,030円 一部支給 5,520円～ 11,020円 加算	毎年1月・3月・5月・7月・9月・11月の15日にそれぞれ前月分までお振込みします。	①保護者・児童の戸籍謄本 ②申請者名義の預金通帳 ③診断書（所定の書式） ※障害年金1級を受給中の場合は省略できます。また、身体障害者手帳（内部障がいを除く）の方は省略できる場合があります。 ④マイナンバー・本人確認書類	※申請の流れ ①障がいの手帳等をお持ちになって窓口相談→必要書類の案内を受け、所定の診断書等を受け取る。 ②必要書類をそろえて窓口申請
特別児童扶養手当 (20歳未満)	①「身体障害者手帳」1級・2級・3級程度及び下肢4級程度の一部の方 ②「愛の手帳」1度・2度・3度程度の方 ③長時間安静を要する病状又は精神の障がい（自閉スペクトラム症等）により日常生活に著しい制限を受ける方 ※児童が障がいを理由とする公的年金を受給している場合は申請できません。 ※なお、複数の障がいがある場合は、個々の障がいの程度が上記より軽度の場合でも該当となることがあります。	対象者を扶養している方	申請翌月から 特別児童扶養手当等級（障がいの程度による） 1級 56,800円 2級 37,830円	毎年4月・8月・11月の11日にそれぞれ前月分までお振込みします（11月は11月分までをお振込みします）。	①申請者名義の預金通帳（インターネット銀行は一部不可） ②診断書（所定の書式） ※愛の手帳1度の方は省略できます。また、身体障害者手帳（内部障がいを除く）や愛の手帳2度の方は省略できる場合があります。 ③マイナンバー・本人確認書類	子育て支援課 子どもの手当医療係 Tel 3579-2477 北館1階⑥窓口
障害児福祉手当 (20歳未満)	重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする児童 （おおむね「身体障害者手帳」1級・2級の一部、「愛の手帳」1度・2度の一部、又は上記と同等の疾病・精神障がいがある児童）	対象者本人	申請翌月から 16,100円	毎年2月・5月・8月・11月の10日にそれぞれ前月分までお振込みします。	①身体障害者手帳、愛の手帳等 ②申請者本人名義の預金通帳 ③診断書（所定の書式） ④年金証書・年金給付額改定通知書等 ⑤マイナンバー・本人確認書類	障がいサービス課 障がい相談係 Tel 3579-2362 北館2階⑩窓口
特別障害者手当 (20歳以上)	重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方 （おおむね「身体障害者手帳」1級・2級の一部、「愛の手帳」1度・2度の一部、又は上記と同等の疾病・精神障がいがある方） ※申請時に3ヶ月を超えて入院している方は申請できません。		申請翌月から 29,590円			

※1 施設に入所されている方は該当しません（施設によって受給対象の場合もありますので、ご相談ください）。
 ※2 支給日が土日祝日の場合は前日となります。各手当には所得制限があります。詳しくは表右記の担当窓口までお問い合わせください。



障害基礎年金（国民年金）

問合 国保年金課国民年金係 ☎ 3579-2431

FAX 3579-2425

対象になる方

次の(1)から(3)の全ての要件を満たす方が対象となります。

(1) 障がいの原因となった病気やケガの初診日が次のいずれかの間にあること

①国民年金加入期間

② 20歳前又は国内に住所がある60歳以上65歳未満の方の年金未加入期間
(老齢基礎年金を繰上げ受給している方を除く)

(2) 障がい認定日において国民年金法で定める障がい等級1級又は2級の状態にあること(障害者手帳等の等級の基準とは異なります)

(3) 次のいずれかの納付要件を満たしていること

※初診日が20歳前の方は、納付要件は問いませんが、所得制限があります。

①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む)と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること

②初診日が令和18年4月1日より前にあるときは、初診日において65歳未満であり、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

支給金額

年金1級	年金2級	子の加算
1,039,625円 【1,036,625円】 (年額)	831,700円 【829,300円】 (年額)	受給権者に生計を維持されている子が18歳に達する年度末まで(障がいのある場合は20歳まで) 1人目・2人目 各239,300円(年額) 3人目～(1人) 79,800円(年額)

※令和7年度の金額です。支給金額は年度によって異なります。

※【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の金額です。

申請にあたって

まずは担当窓口へご相談ください。申請にあたっては、診断書の他に、原則、初診日を証明する受診状況等証明書等が必要となりますので、お話をうかがったうえで必要書類をお渡しします。なお、身体障害者手帳の申請で使用した診断書を併用することはできません。

所得制限額

20歳未満で障がいを発症した方の障害基礎年金は、所得制限額(前年の本人所得:半額停止3,704,000円、全額停止4,721,000円)が設けられています。なお、所得制限額は扶養人数に応じて変わり、年度によって異なる場合があります。

障害厚生年金・障害手当金（厚生年金）

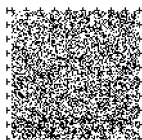
問合 最寄りの年金事務所へ

初診日が厚生年金加入期間にある方は、厚生年金法に基づき、1級～3級又は障害手当金を認定します。最低保障額(年額)は3級で623,800円【622,000円】、障害手当金(一時金)は1,247,600円【1,243,950円】です。

※令和7年度の金額です。最低保障額は年度によって異なります。

※【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の金額です。

申請手続は、最寄りの年金事務所で行います。詳しくは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。 ●板橋年金事務所 ☎ 3962-1481(11ページ参照)



心身障害者扶養共済（都制度）

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362

FAX 3579-2364

（財）東京都扶養共済事務センター ☎ 3344-8633

障がい者を扶養している保護者（加入者）が、生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいとなったとき、障がい者に終身一定額の年金を支給します。全国共通の制度のため、加入者が東京都外に転出されても、転出先で手続をすることで、東京都における加入期間を通算できます。

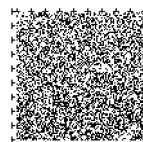
対象になる方	掛金（月額）・納付期間	支給要件																
加入申込者の要件 次の要件をすべて満たしている方 (1) 障がい者の保護者 (2) 東京都内に住所がある (3) 加入年度の4月1日の年齢が65歳未満 (4) 特別な疾病や障がいがなく、保険契約対象となる健康状態であること 障がい者の要件 加入時点での年間所得が4,621,000円以下で、次のいずれかに該当する方 (1) 知的障がい者 (2) 身体障がい者1級～3級 (3) 精神又は身体に永続的な障がいがあり上記(1)・(2)と同程度と認められる方（統合失調症、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）	月額掛金は、保護者の加入時年齢により決定されます。2口まで加入できます。 <table><tr><th>加入時年齢</th><th>掛金（1口）</th></tr><tr><td>35歳未満</td><td>9,300円</td></tr><tr><td>35歳以上40歳未満</td><td>11,400円</td></tr><tr><td>40歳以上45歳未満</td><td>14,300円</td></tr><tr><td>45歳以上50歳未満</td><td>17,300円</td></tr><tr><td>50歳以上55歳未満</td><td>18,800円</td></tr><tr><td>55歳以上60歳未満</td><td>20,700円</td></tr><tr><td>60歳以上65歳未満</td><td>23,300円</td></tr></table> （令和7年4月現在の掛金） 掛金の減額 加入者が、生活保護受給者、住民税非課税又は罹災等知事が認める者の場合、1口目の掛金が1/2に減額されます。2口目は減額されません。 納付期間 要件の両方を満たした以後の加入月まで (1) 年齢要件：4月1日現在で加入者の年齢が65歳となったとき (2) 期間要件：加入期間が20年以上となったとき  掛金を2ヶ月間、滞納した場合、脱退となります。	加入時年齢	掛金（1口）	35歳未満	9,300円	35歳以上40歳未満	11,400円	40歳以上45歳未満	14,300円	45歳以上50歳未満	17,300円	50歳以上55歳未満	18,800円	55歳以上60歳未満	20,700円	60歳以上65歳未満	23,300円	支給額（月額） 1口あたり 20,000円 支給期間 加入者（保護者）が死亡又は重度障がいとなった月から障がい者が死亡する月まで 支給制限 次の場合には年金が支給されることがあります。 (1) 加入期間又は口数追加期間が1年以内の加入者が自殺したとき (2) 加入者が自身の犯罪行為・死刑執行により死亡したとき (3) 障がい者が故意に加入者を死亡させたとき (4) 加入者の故意・重大な過失行為で重度障がいとなったとき (5) 加入者の犯罪行為により重度障がいとなったとき (6) 障がい者の故意による傷害で、加入者が重度障がいとなったとき (7) 加入者が告知書に事実を記入しなかった又は不実を記入したとき（一部例外あり） (8) 加入者が死亡・重度障がいとなった日から3年間、年金支給の申請を行わなかったとき (9) その他、加入者や障がい者に故意・重大な過失があるとき
加入時年齢	掛金（1口）																	
35歳未満	9,300円																	
35歳以上40歳未満	11,400円																	
40歳以上45歳未満	14,300円																	
45歳以上50歳未満	17,300円																	
50歳以上55歳未満	18,800円																	
55歳以上60歳未満	20,700円																	
60歳以上65歳未満	23,300円																	

心身障害者扶養年金（都制度）

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362

FAX 3579-2364

平成19年3月1日で制度廃止となったため、新規受付を終了しました。平成19年2月28日時点で受給中の方は、毎月3万円（特約付加4万円）の給付（振込は毎月14日頃）が継続します。詳しくは上記の担当窓口までお問い合わせください。



医療

心身障害者医療費助成 (障)

問合せ 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

病院等で診察・薬剤の支給など、保険診療を受けた際に支払う自己負担分の一部を助成します。

対象になる方

次のすべての要件に該当する方

- ①東京都内に住所を有する方（※施設入所者の場合、例外があります）
- ②身体障害者手帳 1 級・2 級（ただし内部障がいのある方は 1 ～ 3 級）の所持者
愛の手帳 1 度・2 度の所持者
精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者
- ③本人（20 歳未満は国民健康保険の世帯主又は医療保険の被保険者）の所得が制限限度額以下の方（41 ページ参照）

対象にならない方

次のいずれかに該当する方は助成が受けられません。

- ・医療保険に未加入の方
- ・生活保護を受給している方
- ・重度障がい者になった年齢が 65 歳以上である方
- ・重度障がい者になった年齢が 65 歳未満であっても、65 歳に達する日の前日までに (障) 受給者証の交付申請を行わなかった方
- ・後期高齢者医療制度の加入者で、住民税が課税の方等

※資格喪失した方でも、再度対象要件を満たした場合は受給できます。

その場合、新たに申請が必要です。

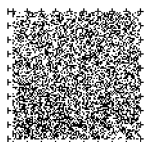
※ 65 歳以上 74 歳以下で、一定の障がいがある方についても、申請することで後期高齢者医療制度に早期加入できる可能性があります（114 ページをご覧ください）。

申請手続に必要な書類など

全 員：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、健康保険の資格が確認できる書類等

転入者：住民税課税又は非課税証明書（都内転入の場合は「交付状況連絡票」）

※マイナンバー利用による情報照会により省略可能



自己負担額

保険診療分の自己負担額から一部負担金（下表参照）を差し引いた額を助成します。ただし、入院時の食事療養費・生活療養標準負担額は助成の対象外です。

⑦一部負担金			1ヶ月上限額
住民税課税者 (受給者証に ㊦㊧と書いてある方)	外来	1割	18,000円※1
	入院	1割	57,600円※2
住民税非課税者 (受給者証に ㊨と書いてある方)	外来	負担なし	
	入院	負担なし	

- ※1 1年間の外来診療にかかる一部負担額（月の高額医療費が支給されている場合は、支給後の額）の合計が年間上限額（144,000円）を超えた場合は、超過した分を高額医療費として支給します。
- ※2 多数回該当となる場合があります。詳しくは上記の担当窓口までお問い合わせください。

助成方法

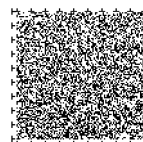
- ①都の契約医療機関で診療を受けた場合は、マイナ保険証等と一緒に⑦受給者証を医療機関の窓口へ提示してください。窓口での自己負担金が無料または1割負担になります。
- ②都の契約医療機関以外で診療を受けた場合などは、保険の自己負担分を医療機関の窓口で支払い、領収書の原本を添えて区へ医療費助成の申請をしてください。
- ③治療用補装具・はり・きゅう・マッサージなどは、領収書等に加え、健康保険の支給決定通知書を添えて区へ医療費助成の申請をしてください。
※医療費の全額を医療機関の窓口でお支払いした場合は、加入している健康保険組合に保険給付の手続きが必要になります。

区へ医療費助成の申請をする際に必要な書類など

- ・医療助成費支給申請書
※区ホームページでダウンロードできます。窓口で申請される場合は持参不要です。
- ・⑦受給者証
- ・領収書（保険の総点数、保険診療分の自己負担額、受診者名、診療年月日、入院外来の区別、医療機関名、医療機関の所在地、電話番号等がわかるもの）
※請求書でも領収印があれば有効です。
- ・本人の銀行口座がわかるもの（通帳等）
- ・健康保険の資格が確認できる書類等
- ・健康保険の支給決定通知書など
※はり、きゅう、マッサージ、治療用補装具を作った時などに提出が必要になる書類があります。詳しくは、お問い合わせください。

支給の時期

助成金の支給まで、1ヶ月程度かかります。
ただし、はり、きゅう、マッサージ、治療用補装具の申請や高額療養費に該当する場合、加入している健康保険の保険者に確認が必要になりますので、支給まで2～4ヶ月程度かかることがあります。ご了承ください。



心身障がい児（者）歯科診療

問合 板橋区歯科衛生センター ☎ 3966-9393
常盤台 3-3-3

心身障がい児（者）の歯科診療、口腔ケア指導、歯科相談を行います。

- 申 込 電話予約 月～土 13:00 ～ 16:00
日、祝、年末年始 9:00 ～ 16:00
- 診療日 土曜日（祝日、年末年始を除く） 13:00 ～ 17:00（予約制）
- 歯科相談 月～土（祝日、年末年始を除く） 13:00 ～ 17:00
（電話又は事前連絡のうえ来所）

※健康保険の資格が確認できる書類等が必要です。また、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、㊦受給者証、㊧医療証、㊨医療証をお持ちの方はご持参ください。

症状によって、高次の医療機関をご紹介しますこともあります。

難病医療費等の助成

問合 各健康福祉センター（14・15 ページ参照）

対象になる方

国・都が指定する疾病（31 ～ 34 ページの①～④の対象疾病）にかかっている方で、別に定める認定基準に該当する方

※対象疾病のうち、生活保護を受けている方は指定難病（国疾病）のみ対象となります。

助成の内容

①難病（指定難病・東京都単独の対象疾病）

対象疾病の治療にかかる医療費等のうち、医療保険・介護保険を適用した後の自己負担分の一部を助成します。ただし、入院時の食事・生活療養標準負担額は含みません。

■介護保険は次のサービスに限ります。

「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「介護療養施設サービス」「介護医療院サービス」「介護予防訪問看護」「介護予防訪問リハビリテーション」「介護予防居宅療養管理指導」

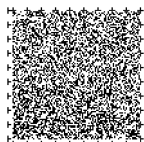
②人工透析を必要とする腎不全

特定疾病療養受療証を適用した後の自己負担額（入院・外来ごとに1医療機関あたり月額1万円まで）を助成します。ただし、入院時の食事・生活療養標準負担額は含みません。

③国の特定疾患治療研究事業対象疾病（34 ページ）・先天性血液凝固因子欠乏症等対象疾病の治療にかかる医療費等のうち、医療保険等を適用した後の自己負担分を助成します。

※①について、助成の開始日は、窓口申請書類を提出した日が基になります。状況に応じて、遡及する場合がありますが、詳しくは窓口でご確認ください。

②③について、助成の開始日は、窓口申請書類を提出した日からとなります。



小児慢性特定疾病の医療費助成

問合 各健康福祉センター（14・15 ページ参照）

対象になる方

18 歳未満で、次の①～⑬の対象疾病にかかっており、別に定める認定基準に該当する方

- | | | | |
|--------------------|--------|----------|----------|
| ①悪性新生物 | ②慢性腎疾患 | ③慢性呼吸器疾患 | ④慢性心疾患 |
| ⑤内分泌疾患 | ⑥膠原病 | ⑦糖尿病 | ⑧先天性代謝異常 |
| ⑨血液疾患 | ⑩免疫疾患 | ⑪神経・筋疾患 | ⑫慢性消化器疾患 |
| ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | | | ⑭皮膚疾患 |
| ⑮骨系統疾患 | ⑯脈管系疾患 | | |

※ 18 歳未満で認定を受け、引き続き有効な小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されている方に限り、満 20 歳未満まで延長可能です。

助成の内容

対象疾病の治療にかかる医療費のうち、医療保険を適用した後の自己負担分の一部を助成します。

※助成の開始日は、窓口で申請書類を提出した日が基になります。状況に応じて、遡及する場合がありますが、詳しくは窓口でご確認ください。

B 型・C 型ウイルス肝炎治療医療費助成 肝がん・重度肝硬変の医療費助成

問合 各健康福祉センター（14・15 ページ参照）

●B 型・C 型ウイルス肝炎治療医療費助成

B 型・C 型肝炎のインターフェロン治療及び B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療、C 型肝炎のインターフェロンフリー治療にかかる医療費を助成します。世帯の所得に応じて、自己負担があります。

●B 型・C 型ウイルス肝炎による肝がん・重度肝硬変の医療費助成

B 型・C 型ウイルス肝炎による肝がん・重度肝硬変の入院・外来治療について、医療費の一部を助成します。対象となる方は、世帯年収が約 370 万円未満などの条件があります。

子どもの精神疾患の医療費助成（通院・入院）

問合 52 ページ及び 98 ページをご覧ください。

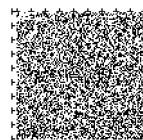
高齢者用肺炎球菌予防接種の助成

問合 予防対策課予防接種係 ☎ 3579-2318

FAX 3579-1337

区内に住民登録があり、今まで一度も接種したことのない方で、下記の年齢の方を対象に高齢者用肺炎球菌接種費用の一部を公費負担します。

- ① 65 歳の方（65 歳の誕生日の前日から 66 歳の誕生日の前日まで）
- ② 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいのある方、又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある身体障害者手帳 1 級の方



带状疱疹予防接種の助成

問合 予防対策課予防接種係 ☎ 3579-2318
FAX 3579-1337

区内に住民登録があり、【定期接種】は今まで一度も接種したことがない方、【任意接種費用助成】は今まで板橋区で助成を受けたことがない方で、下記の方を対象に带状疱疹予防接種費用の一部を公費負担します。

【定期接種】

- ①年度内に 65 歳になる方
- ② 60 歳以上 65 歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある身体障害者手帳 1 級の方
- ③年度内に 70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方、101歳以上の方

【任意接種費用助成】

50 歳以上で上記の①～③に該当しない方

インフルエンザ・新型コロナ予防接種の助成

問合 予防対策課予防接種係 ☎ 3579-2318
FAX 3579-1337

区内に住民登録のある 65 歳以上の方及び、60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいのある方、又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある身体障害者手帳 1 級の方に、インフルエンザと新型コロナの予防接種費用の一部を公費負担します。接種期間は、インフルエンザは 10 月 1 日～1 月 31 日まで、新型コロナは 10 月 1 日～3 月 31 日までで、区指定医療機関において受けられます（予診票等の発送時期は、9 月末頃を予定しております）。

大気汚染医療費助成

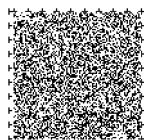
問合 予防対策課管理・公害保健係 ☎ 3579-2303
FAX 3579-1337
健康福祉センター（14・15 ページ参照）

次の①～④すべてに該当する方に、健康保険等適用後の自己負担分を助成します。

- ①下の対象となる疾病（対象疾病の続発症を含む）にかかっている方
- ② 18 歳未満の方
- ③東京都内に 1 年（3 歳未満は 6 ヶ月）以上住所を有する方
- ④健康保険等に参加されている方

対象年齢	対象となる疾患	対象外の疾病例
全年齢 (更新のみ)	気管支ぜん息	風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アトピー性皮膚炎、糖尿病、白内障等
18 歳未満 (新規・更新)	気管支ぜん息・慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気腫	

平成 27 年度から 18 歳以上の新規申請は終了しました。すでに認定を受けている平成 9 年 4 月 1 日以前生まれの方は、更新申請のみ可能ですが、一部自己負担が生じます。



産科医療補償制度

問合 公益財団法人日本医療機能評価機構
産科医療補償制度専用コールセンター
0120-330-637

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度です。

■受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始除く）

■補償内容：総額 3,000 万円

補償申請期限は、お子様の満5歳の誕生日までです。

詳細は上記窓口にご照会いただくか、産科医療補償制度ホームページ
(<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>) をご参照ください。

特定疾病療養受療証

問合 加入している健康保険へ

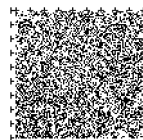
高額な治療を長期間継続して受ける必要がある、厚生労働大臣の指定する特定疾病の方は、申請により「特定疾病療養受療証」の交付が受けられます。これを医療機関等の窓口に提示することで、特定疾病の診療にかかる自己負担額の上限が1ヶ月1万円となります。ただし、70歳未満の慢性腎不全の方で上位所得者の方は、自己負担額の上限が1ヶ月2万円となります。

厚生労働大臣の指定する特定疾病

- ①人工透析を必要とする慢性腎不全
- ②血友病
- ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含む）

窓口・問合

- ・国民健康保険に加入の方
国保年金課国保給付係 ☎ 3579-2404 FAX 3579-2425
- ・後期高齢者医療制度に加入の方
後期高齢医療制度課資格給付係 ☎ 3579-2373 FAX 3579-3402
- ・他の健康保険に加入の方
加入している健康保険へお問い合わせください。



自立支援医療（申請手続等は次ページ参照）

更生医療

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

身体障害者手帳所持者の障がいの軽減・除去のための手術等医療費の助成制度。

対象になる方

次の①～③のすべてにあてはまる方。特別区民税所得割額による受給制限があります。

- ① 18 歳以上の身体障害者手帳所持者
- ② 東京都による判定の結果、給付対象と認められた方（一部判定不要の障がいがあります）
- ③ 指定自立支援医療機関（更生医療）で受診する方

身体障害者手帳をお持ちでない方へ

身体障害者手帳をお持ちでない場合は、更生医療の申請と同時に身体障害者手帳の申請を行ってください。

精神通院医療

問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

精神障がいやてんかん発作を理由とする通院医療費の助成制度。精神医療にかかる往診、薬代、デイケア、訪問看護も対象となります（入院医療費は助成対象になりません）。

対象になる方

精神障がいやてんかん発作を理由とする継続的な通院医療が必要で、指定自立支援医療機関（精神通院医療）で受診されている方（年齢制限はありません）。特別区民税所得割額による受給制限があります。

育成医療

問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

18 歳未満の身体に機能障がいのある方で、手術等により確実な治療効果が期待できる方の医療費助成制度。

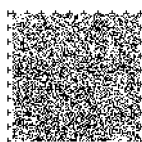
対象になる方

次の①～④すべてに該当する方

- ① 18 歳未満の児童で、次の機能障がいのある方
 - (1) 肢体不自由
 - (2) 視覚障がい
 - (3) 聴覚・平衡機能障がい
 - (4) 音声・言語・そしゃく機能障がい
 - (5) 心臓機能障がい
 - (6) じん臓機能障がい
 - (7) 小腸機能障がい
 - (8) 肝臓機能障がい
 - (9) その他の内臓障がい
 - (10) 免疫の機能障がい
- ② 指定自立支援医療機関（育成医療）で治療している方
- ③ 保護者が板橋区に住所を有していること
- ④ 世帯の特別区民税所得割額が、23 万 5 千円未満であること。ただし、世帯の特別区民税所得割額が 23 万 5 千円以上であっても「重度かつ継続」に該当する場合は公費負担の対象となります（令和 9 年 3 月 31 日までの経過措置）。

対象にならない方

機能障がいがなく整形のみを目的とした手術を行う方



申請手続

事前にお電話などで次の書類等のうち、必要なものをご確認のうえご申請ください。
※育成医療の申請書・意見書・世帯調書は担当窓口のほか、区のホームページでも配布しています。

手続に必要なもの	更生医療	精神通院医療	育成医療
自立支援医療申請書	●	●	●
自立支援医療意見書・診断書（用紙は担当窓口にあります）	●	●※1	●
世帯調書			●
健康保険の資格が確認できる書類等	●※2	●	●
課税又は非課税証明書（住民税額のわかる書類）	●※2	●※2	●※2
印鑑（朱肉を使うもの）		●	

※1 精神通院の診断書は不要場合があります。

※2 マイナンバーで省略できる場合があります。

利用者負担額

利用者負担は、医療費の1割相当額です。ただし、利用者負担額の上限が、受給者世帯の所得状況に応じて別に設定されます。

生活保護世帯	住民税非課税世帯 本人収入 ≤ 80.9 万	住民税非課税世帯 本人収入 > 80.9 万	区民税 < 3.3 万 (所得割)	3.3 万 ≤ 区民税 < 23.5 万 (所得割)	23.5 万 ≤ 区民税 (所得割)
生活保護 負担 0 円	低所得 1 負担上限月額 2,500 円	低所得 2 負担上限月額 5,000 円	負担上限月額：健康保険の自己負担限度	育成医療の経過措置 ※ 負担上限月額 5,000 円 負担上限月額 10,000 円	一定所得以上 公費負担医療 対象外
			「重度」かつ「継続」		
			中間所得層 1 負担上限月額 5,000 円	中間所得層 2 負担上限月額 10,000 円	一定所得以上 (重継) 負担上限月額 20,000 円※

☆高額治療継続者（「重度」かつ「継続」）の対象者

※令和9年3月31日まで

①疾病、症状等から対象となる方

- ・更生医療、育成医療…じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能（臓器移植後の抗免疫療法）、肝臓機能（臓器移植後の抗免疫療法）障がいの方
- ・精神通院医療…統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がいもしくは薬物関連（依存症等）の方、又は精神医療に一定以上の経験を有する医師が集中・継続的な治療を要すると判断した方

②疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

- ・医療保険の多数回該当の方

☆精神通院医療受給者の利用者負担減免制度

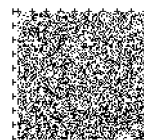
低所得1・2世帯の方は、利用者負担が無料となる減免制度があります。
減免制度は、精神通院医療の申請と同時に申請してください。

処理期間

申請から受給者証の交付まで約1～2ヶ月かかります（精神通院は2ヶ月程度）。

次の場合は申請が必要です

- ①医療機関（薬局を含む）を変更するとき
- ②所得が変動し、利用者負担上限額が変更になるとき
- ③加入している健康保険が変更となったとき
- ④住所等を変更したとき
- ⑤治療方針を変更するとき（精神通院医療を除く）



社会参加

福祉タクシー券・自動車燃料券の交付

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

在宅で下記の障がいのため歩行困難な方を対象に、タクシー料金の支払いに利用できる福祉タクシー券又は給油料金の支払いに利用できる自動車燃料券を交付します。

対象になる方		1ヶ月分の交付枚数	
障がいの種類	手帳の等級	福祉タクシー券	自動車燃料券
下肢又は体幹障がい	1級	500円券 8枚 100円券 10枚 合計 5,000円分	普通自動車 軽自動車 (自動二輪・原動機付 自転車含む) 500円券 6枚 合計 3,000円分
戦傷病者手帳第3項症まで 歩行困難な区指定難病 脳性まひ 進行性筋萎縮症	身体障害者手帳・ 愛の手帳の交付を 受けていない方		
	身体障害者手帳・ 愛の手帳の交付を 受けている方	500円券 7枚 100円券 10枚 合計 4,500円分	
下肢又は体幹障がい 上肢障がい 視覚障がい 内部障がい 愛の手帳	2・3級 1・2級 1・2級 1級 1・2度		

対象にならない方

- ①施設に入所している方(施設によって受給対象の場合もあるので、ご相談ください)
- ②所得が一定額以上ある方(41ページ参照)
※交付を受けている方でも上記に該当した場合は交付を受けられなくなります。
再度要件を満たした際には改めて申請が必要です。区からの通知はありませんのでご注意ください。

交付方法

4月・10月(年2回)に6ヶ月分をまとめて、受け取り確認ができる方法で送付します。
視覚障がいのある方で、福祉タクシー券利用案内の点字版を希望される場合はお申し
出ください。

福祉タクシー券・自動車燃料券の切替手続

異なる券の交付を希望する場合は、手続が必要です。切替を希望する3ヶ月前ま
でに障がいサービス課障がい相談係にご連絡ください。

申請手続に必要な書類など

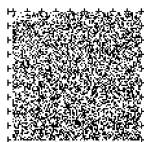
次の書類等を持参のうえ、障がいサービス課障がい相談係までお越しください。

[手帳所持者] 身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳

[難病の方] 所定の診断書

[燃料券申請者]・車検証(写し)※本人、同居の家族又は区内在住の2親等以内
の方が所有の自家用車に限る。※電子車検証を交付された場合
は、自動車検査証記録事項(写し)も必要。

・申請時に車検期限を確認しますので、車検の有効期限を確認の
うえ、窓口にお越しください。



※申請の際には、マイナンバーを記載していただくため、本人確認が必要です。
番号確認と身元確認のできる書類の提示をお願いいたします。

利用方法

福祉タクシー券・自動車燃料券は支払いの際にご利用いただけます。釣銭はでないため金券額面未満の端数は現金でお支払いください。交付枚数の中から必要な枚数をご利用いただき、有効期限内に利用しなかった券は障がいサービス課にお返しください。不正利用が判明した場合、交付が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●福祉タクシー券

ご本人が乗車（同乗者含む）する時に利用できます。

料金は、福祉タクシー券（料金相当額分）で支払うことができます。

板橋区と契約しているタクシーをご利用ください。

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の割引（23 ページ参照）と併用できます。乗車できる区域は、東京 23 区、武蔵野市、三鷹市です。降車はどこでもできます。

●自動車燃料券

車検証を提出した自家用車の給油に限り利用できます。

給油料金を自動車燃料券（料金相当額分）で支払うことができます。

板橋区が契約している店舗でご利用ください。

自動車運転教習費の助成

問合せ 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

自動車運転免許取得にかかる経費の一部を助成します。教習を受ける前にご相談ください。

対象になる方

18 歳以上で、次のすべてに該当する方

- ・身体障害者手帳 1 ～ 3 級（ただし、内部障がい 1 ～ 4 級、下肢・体幹障がい 1 ～ 5 級の歩行困難な方も該当）又は愛の手帳 4 度以上
- ・運転免許試験場での運転適性検査に合格した方
- ・自動車運転免許証の交付を受けた日から引き続き住所を有する方で、かつ申請日時点で 3 ヶ月以上板橋区に居住している方
- ・他の制度により、運転免許に要する費用の助成を受けていない方
- ・当該年度（ただし、申請が 4 月から 6 月にあつては前年度）の特別区民税に係る所得割の課税額が 46 万円未満の方
- ・自動車運転免許取得後 1 年以内の方（※）

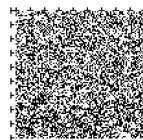
※なお、運転免許取得費用について分割払いを利用して免許取得した場合は、支払い完了後 1 年以内である方

助成額

限度額 164,800 円 当該年度（ただし、申請が 4 月から 6 月にあつては前年度）の特別区民税の所得割額により助成額を決定します。

申請に必要な書類など

- ①身体障害者手帳又は愛の手帳
- ②当該年度（4 月～ 6 月申請の場合は前年度分）の特別区民税所得割額が確認できる書類
- ③領収書（教習費内訳が記載されたもの）
- ④運転免許証（写）



助成対象経費

免許取得費用のうち、「教習所入所料」、「技能・学科教習費」、「教材費」

助成限度額と所得制限

助成金額		
助成対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額（この額に百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、助成対象者の前年の特別区民税所得割額に応じて、次表の所得階層区分ごとに定める額を限度とする。		
階層	区民税所得割額	助成限度額
A	特別区民税非課税者及び生活保護受給者	164,800 円
B	特別区民税所得割額が年 16 万円未満	144,200 円
C	特別区民税所得割額が年 16 万円以上 46 万円未満	123,600 円

自動車改造費の助成

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362

FAX 3579-2364

就労等のため自らが所有し、運転する自動車の操向及び駆動装置の一部を改造する必要がある場合に助成します。改造の前に事前申請が助成の条件になります。

対象になる方

18 歳以上の身体障害者手帳の所持者で、次のすべてに該当する方

- ・上肢、下肢、体幹機能障がい1～2級
- ・本人及び扶養義務者の前年所得が、制限額内であること（特別障害者手当の所得限度額 41 ページ参照）
- ・板橋区に居住している方

助成額

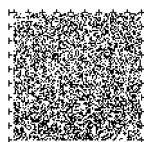
限度額 133,900 円

申請に必要な書類など

- ・身体障害者手帳
- ・運転免許証
- ・改造を行う業者の見積書
- ・車検証（写）
- ・本人及び扶養義務者等の前年所得額がわかるもの

助成金請求に必要な書類など

- ①領収書（改造費内訳を記載）
- ②改造後の車検証（軽微な改造の場合は改造箇所の写真等）
- ③本人名義の預金通帳



駐車禁止等除外標章の申請・交付先

問合 板橋警察署 ☎ 3964-0110
志村警察署 ☎ 3966-0110
高島平警察署 ☎ 3979-0110

駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障がい者等本人が現に使用中の車両が、標章（ステッカー）と運転者の用務先をわかりやすく記載した書面を、前面ガラスの見やすい箇所に掲出することで、駐車禁止規制からの除外対象となります。タクシーや福祉車両等でも使用することができます。ただし、交差点内等全ての駐車が除外になるわけではありません。

対象になる方

障がいの種類	等級	障がいの種類	等級
視覚障がい	1～3級・4級の1	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能1級又は2級（一上肢のみは除く）
聴覚障がい	2・3級	内部障がい	1～3級
平衡機能障がい	3級	愛の手帳	1・2度
上肢機能障がい	1級 2級の1・2級の2	精神障害者保健福祉手帳	1級で自立支援医療（精神通院医療）受給者
移動・下肢機能障がい	1～4級	戦傷病者 上肢・下肢・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
体幹機能障がい	1～3級	戦傷病者 視覚・聴覚・平衡・体幹	特別項症～第4項症

※上記以外に小児慢性疾患児手帳（色素性乾皮症の認定を受けた方）が対象

※上肢機能障がいの2級の1は両上肢の機能の著しい障がい、2級の2は両上肢の全ての指を欠くものです。

※申請者のみ当標章は利用できます。

※申請・交付等の手続は都内警察署で可能です。詳細は上記窓口にお問合せいただくか、警視庁ホームページをご参照ください。

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetsuzuki/kotsu/application/chusya_jogai.html

身体障害者補助犬の給付

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

行動範囲を拡大することで、自立と社会生活を促進することを目的として給付されます。

対象になる方

次の①～⑥のすべてに該当する方

①都内に居住する 18 歳以上の在宅の身体障がい者

- ・盲導犬…視覚障がい1級
- ・介助犬…肢体不自由1級・2級
- ・聴導犬…聴覚障がい2級

②都内に概ね1年以上居住していること

③世帯全員にかかる所得税課税額の月平均金額が7万7千円未満であること

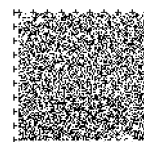
④居住している家屋の所有者・管理者の承諾を得られること

⑤所定の訓練を受け補助犬を適切に管理できると認められること

⑥社会活動への参加に効果があると認められること

費用

無料（飼育料・管理費・治療費等は利用者負担）



障害者休養ホーム

問合 (公財) 日本チャリティ協会 ☎ 3353-5942
FAX 3359-7964

保養等を目的として、障がい者が家族や仲間と指定された保養施設を利用した場合、宿泊利用料の一部を助成します。

※案内書・申込書は、障がいサービス課障がい相談係で配付しています。

助成内容

1泊につき次の額が限度額です。

障がい者…大人 6,490 円まで、子供 5,770 円まで、付添者…大人 3,250 円まで

※障がい者本人と付添者を問わず1人年度2泊までです。

対象になる方

都内在住の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者。
介助を必要とする方は、付添いの方も利用できます。

施設利用（障がい者福祉センター）

問合 障がい者福祉センター ☎ 3550-3401
FAX 3550-3410

板橋区内に住所を有する障がい者とその保護者とで組織する団体等は、障がい者福祉センターの講習会室、和室、多目的ホール、会議室・グループ活動室、陶芸室、相談室を無料で利用できます。利用時間や予約方法については、お問い合わせください。

各種セミナー・地域交流会

問合 障がい者福祉センター ☎ 3550-3401
FAX 3550-3410

次のようなセミナーを開催しています。開催日時等の詳細はお問合せください。

- ①当事者・支援者・家族等を対象としたセミナーや障がいに対する理解を深めるセミナー（障害者差別解消法セミナー、高次脳機能障がいセミナーなど）
- ②障がいがある方もない方も気軽に楽しめる地域交流会（フラワーコラージュ、ヨガなど）

障がい者スポーツ大会

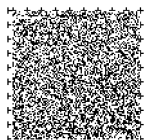
問合 障がい政策課計画推進係 ☎ 3579-2361
FAX 3579-4159

障がい者及びその家族等がスポーツを楽しみ、親睦を深めるとともに、スポーツを通じて障がいのある人となない人が交流を図り、お互いの理解を深める大会を開催します。
※詳しくは広報いたばしに掲載します。

障がい児（者）水泳教室

問合 障がい政策課計画推進係 ☎ 3579-2361
FAX 3579-4159

小学生以上 65 歳未満で障がいのある方を対象に、区内温水プールを使用し、基礎から学ぶ水泳教室を行っています。また、介助者に介助方法を指導します。



障がい者レクリエーション・スポーツ教室

問合 障がい政策課計画推進係 ☎ 3579-2361
FAX 3579-4159

18歳以上の障がいのある方を対象に、パラリンピック種目のボッチャや手作りゲームを楽しむ教室です。障がいのある方の社会参加、健康維持を目的に車いすの方も参加できるレクリエーション等を行います。

障がい者週間記念行事

問合 障がい政策課計画推進係 ☎ 3579-2361
FAX 3579-4159

12月3日～9日までの1週間は障害者基本法で「障害者週間」と定められています。これを記念して、コンサート・作品展示・区内障がい者団体による自主製品販売などを行っています。

※詳しくは広報いたばしに掲載します。

選挙

問合 選挙管理委員会事務局 ☎ 3579-2681
FAX 3579-2687

障がい等のある有権者の選挙権の行使を確保し、政治への参加を促進するため、以下のような制度があります。

- 点字投票…目の不自由な方は、点字器による投票ができます。
- 代理投票…候補者の氏名などを自書できない方は、投票管理者が定める補助者が投票の代理記載をします。
- 郵便等投票…重度の障がい等がある方で、かつ自書できる方が選挙の際に郵便又は信書便で投票できる制度です。

※郵便等投票をするためには、選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

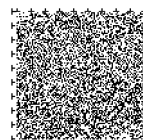
郵便等投票ができる方

障がい等の区分	障がい等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障がいのある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

障がい等の区分	障がい等の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症～第2項症

- 各投票所に車いす、筆談ボード、コミュニケーション支援ボード、文鎮、ルーペ、点字器、投票支援カード、視覚障がい者用筆記補助具、滑り止めシート、老眼鏡の用意、車いす利用者投票記載台の配置



日常生活

紙おむつ等の支給

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

65 歳未満の重度の障がいのある方に、紙おむつを支給します。

対象になる方

次のすべてに該当する、在宅・入院中の常時失禁状態の方

[年 齢] 2 歳以上 65 歳未満

[手 帳] 身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、戦傷病者手帳第 2 項症以上

[その他] 板橋区心身障害者福祉手当又は板橋区児童育成手当（障害手当）の受給者

対象にならない方

他の制度の適用を受け、紙おむつ等の支給を受けている方

支給金額

月額 9,000 円を限度（上限を超えて注文した分は自己負担となります）

支給対象品目

紙おむつ（フラット型・テープ型・パンツ式）、尿取りパッド、おしりふき

支給方法

カタログ掲載品から希望の商品を注文し、1 ヶ月に 1 回、区と契約した事業者が、利用者の自宅等に紙おむつ類を配送します。

※注文受付日によって、配送の開始日が異なります。

寝具洗濯乾燥

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

65 歳未満の在宅障がい者で、日照条件かつ介護内容・生活環境等により寝具の乾燥が困難な状態にある方の身边を清潔に保つために寝具の水洗い・丸洗い・乾燥消毒をします。

対象になる方

次のいずれかに該当する、日照状態等生活環境により寝具を干すことができない方

・身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、戦傷病者手帳第 2 項症以上

・脳性まひ・進行性筋萎縮症、心身障害者福祉手当の支給対象となる区指定の難病

申請手続

障害者手帳（難病の方は、医療受給者証又は医療券又は診断書）を持参のうえ、障がいサービス課障がい相談係までお越しください。

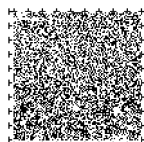
理美容師派遣サービス

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

東京都の重度心身障害者手当の受給者に、理美容券（2 ヶ月につき 1 枚）を交付します。理容師・美容師が自宅へ出張して、理髪・美容のサービスを提供します。

申請手続

障害者手帳を持参のうえ、障がいサービス課障がい相談係までお越しください。



板橋区緊急保護事業（赤塚ホーム）

問合 赤塚ホーム ☎ 5383-5631 FAX5383-7551

介護者等の怪我や病気など、一時的に介護できない場合に赤塚ホームで介護を行います（介護者の休養で利用できる場合もあります）。

対象になる方

満1歳以上 65歳未満の身体障害者手帳・愛の手帳所持者（利用者の状態により利用できない場合があります）

利用手続

事前利用登録が必要です。また、利用は予約制です。

重度脳性麻痺者介護事業

問合 所管の障がいサービス課地域支援係（14・15ページ参照）

一人で屋外活動をすることが困難な 20歳以上の重度の脳性麻痺者の方を対象に、月12日以内の介護券を交付します。

※特別な場合を除き介護給付（66ページ参照）との併給はできません。

在宅重症心身障害児（者）等訪問事業

問合 所管の健康福祉センター（14・15ページ参照）

重症心身障害児（者）及び医療的ケア児で、医療的ケアや発達・療育支援が必要とされる方及びその家族の支援のために、看護師を派遣します。

重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業

問合 障がいサービス課障がい児支援係 ☎ 3579-2148

FAX 3579-2364

医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等を介護する家族のレスパイト（休息）のために、看護師を派遣します。

医療的ケア児等の家族の就労等支援事業

問合 障がいサービス課障がい児支援係 ☎ 3579-2148

FAX 3579-2364

医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等を介護する家族の就労等のために、看護師を派遣します。

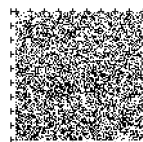
高齢者等配食サービス事業

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362

FAX 3579-2364

障がいのある方を対象に、板橋区の登録配食事業者が栄養バランスのとれた食事を届け、利用者の皆様の安否確認を行います。安否確認が取れない際に、緊急連絡先（親族等）や、区への連絡、場合により警察、消防への通報を行います。

※食事は全額自己負担になります。



家具転倒防止器具取付費用の助成

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

震災等の緊急事態に備えて、家具転倒防止器具を取り付ける費用を助成します。

対象になる方

65歳未満の身体障害者手帳1～4級所持者、愛の手帳1～4度所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、難病患者のみの世帯

119番ファクシミリ通報

問合 板橋消防署 ☎ 3964-0119
志村消防署 ☎ 5398-0119

119番ファクシミリ通報は、ファクシミリから「119」をダイヤルし送信することで緊急通報ができます。どなたでも利用でき、事前の登録は必要ありません。

※緊急時に使いやすい「通報カード」は東京消防庁のホームページからダウンロードできます。

※「緊急ネット通報」については、95ページをご覧ください。

緊急通報システム機器の設置

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

自宅内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、ペンダント又は専用通報器を押すことにより、民間緊急通報システムの受信センターに通報できます。受信センターには、看護師等が24時間体制で待機しており、緊急と判断した場合には119番通報と同時に、警備会社が自宅に駆けつけます。

対象になる方

- ①障がい者のみ、又は障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②身体障害者手帳1～2級所持者又は難病の方（18歳以上）。ただし、手帳所持者が65歳以上の場合で高齢者緊急通報システムの対象者は利用できません。必ず本制度の申請前に長寿社会推進課高齢者相談係（☎ 3579-2464）に利用可否を確認してください。
- ③現に自宅に電話を設置しているか、又は設置する見込みがあること

鍵の管理

緊急時に警備会社や救急隊員が自宅に駆けつけるため、警備会社に自宅の鍵を預ける必要があります。

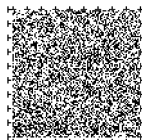
図書等の宅配・郵送サービス

問合 区内図書館（清水図書館を除く）

心身の障がい等により図書館への来館が困難な方に、ご希望の図書、カセットテープ、CDを配達・回収又は郵送します。貸出期間は30日です。

対象になる方

区内在住の下肢障がい1～3級又は内部障がい1～3級、視覚障がい1～2級、要介護3～5、心身の障がい等により、本人が来館して図書館のサービスを受けることが困難な方



「広報いたばし」無料送付サービス

問合 広聴広報課広報係 ☎ 3579-2022
FAX 3579-2028

第1～4土曜日（一部の合併号を除く）に発行している「広報いたばし」は、新聞折り込みのほか、区施設、区内各駅の配布スタンド・区内公衆浴場・区内コンビニエンスストア（セブンイレブン・ファミリーマート）などで入手できます。また、区ホームページからもご覧になれます。これらの方法による入手が困難な方を対象に、無料送付サービスを行っています。

対象になる方

次の全ての要件を満たす方

- ①区内在住
 - ②新聞（朝日・産経・東京・日経・毎日・読売）を未購読
 - ③高齢・障がいなどにより施設に取りにいくことが困難
 - ④インターネットを使うことができない
- 詳しくは上記の担当窓口までお問い合わせください。

青い鳥葉書の無償配付

問合 最寄りの郵便局

身体障害者手帳1・2級及び愛の手帳1・2度の方に年1回、4月下旬から5月末日頃までに郵便はがき20枚を無料で配付します。手帳と印鑑を、対象者の住所の配達を受け持つ郵便局（申込はお近くの郵便局でも受け付けます）に持参して申請してください（受付期間は4月1日から5月末日頃の予定）。

障がい者世帯のごみの戸別収集

問合 板橋東清掃事務所 ☎ 3969-3721 FAX 3969-6637
板橋西清掃事務所 ☎ 3936-7441 FAX 3935-9931

日々のごみの排出が困難な障がい者等宅のごみを戸別で収集します。世帯全員が介護保険の認定者又は障がい者である等一定の条件がありますので、詳しくは清掃事務所までお問い合わせください。

在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成

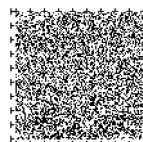
問合 所管の健康福祉センター（14・15ページ参照）

災害発生時、ライフライン停止により直ちに生命の危険が及ぶ可能性のある常時人工呼吸器使用者に対し、災害時個別支援計画を作成します。作成した計画は概ね年1回の更新（見直し）を行います。

在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置給付事業

問合 所管の健康福祉センター（14・15ページ参照）

在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を作成した方を対象に、非常用電源装置を給付します。他の施策や制度が該当する方は対象外です。給付上限額の設定がありますので、詳しくは、所管の健康福祉センターまでお問い合わせください。



避難行動要支援者名簿制度

問合 地域防災支援課地域防災係 ☎ 3579-2151
FAX 3963-0150

災害発生時に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）を地域全体で支援するため、「板橋区避難行動要支援者名簿」を作成しています。以下の（1）～（3）に該当する方については、板橋区から「板橋区避難行動要支援者名簿記載申請書兼外部提供同意確認書」をお送りしております。避難行動要支援者名簿制度の趣旨をご理解いただいた上で、個人情報の外部提供に「同意」し、上記「申請書兼外部提供同意確認書」を返送いただいた方が登録されます。同意いただいた方の名簿は、近隣の住民防災組織（町会・自治会）及び民生委員などの地域支援組織が保有し、災害発生時における安否確認などの支援に備えます。

※（1）～（3）に該当されていない方で、名簿への登録を希望される方は、個別に支援の要否などを協議いたしますので、地域防災支援課までご相談ください。

名簿記載対象者

- （1）身体障害者手帳1～3級の方
- （2）愛の手帳1～3度の方
- （3）要介護認定3～5を受けている方で、以下の（ア）～（エ）のいずれかに該当する方
 - （ア）（1）又は（2）の条件にあてはまる方と同居している方
 - （イ）ひとり暮らしである方
 - （ウ）他の世帯員が全て65歳以上である方
 - （エ）他の世帯員が全て要介護3～5である方
- （4）上記以外で板橋区が避難の支援が必要と認めた方

防災情報の収集

問合 防災危機管理課危機管理係 ☎ 3579-2154
FAX 3963-0150

防災メール

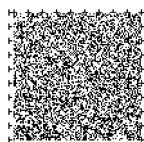
地震情報、各種気象警報、水位情報、雨量情報などを配信しています。登録は「itabashi@cousmail-entry.cous.jp」に空メールを送り（右の2次元コードで読み取り可能）、返信されてきたメールに添付されたURLにアクセスすると、登録の設定ができます。

いたばし防災+ポータル

板橋区公式ホームページとは別に防災情報専用のポータルサイトを開設しました。避難指示等の発令地域や避難所開設状況等を地図と一覧で確認することができます。

いたばし防災+アプリ

「いたばし防災+ポータル」と同程度の情報を確認できるとともに、板橋区が発信する緊急情報をプッシュ通知により、リアルタイムに受信できます。さらに、災害時に被害を発見した場合、写真を投稿することで、板橋区に被害報告ができます。



防災メール登録用
二次元コード



いたばし防災+
ポータル用
二次元コード



いたばし防災+アプリ用
二次元コード



ios 端末



Android 端末

自立支援

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。給付の対象は、障がい者・児（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病等）とし、障がい種別に関わりなく、必要と認められた場合には、障害福祉サービスの受給が可能となります（対象疾患は 72 ～ 74 ページ）。

板橋区

自立支援給付

障害福祉サービス（介護給付）

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

障害福祉サービス（訓練等給付）

- 自立訓練
- 就労選択支援（令和7年10月から）
- 就労移行支援
- 就労定着支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助（グループホーム）
- 自立生活援助

自立支援医療

- 更生医療
 - 育成医療
 - 精神通院医療※
- ※東京都が実施主体

地域相談支援

- 地域移行支援
- 地域定着支援

補装具

計画相談支援給付

地域生活支援事業

- 相談支援
- 意思疎通支援
- 日常生活用具費の支給
- 移動支援

- 地域活動支援センター事業
- 日中一時支援事業
- 訪問入浴事業
- 成年後見利用支援

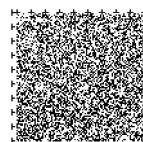
支援

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 等

東京都

12

自立支援



自立支援給付

障害福祉サービス（介護給付）

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。目的により「身体介護」と「家事援助」「通院等介助」があります。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うとともに、医療機関への入院時に一定の支援を行います。

同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、移動時や外出先において必要な支援、排せつ、食事等の介護を行います。

行動援護

知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方が、行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

重度障害者等包括支援

常時介護を要し、意思疎通に著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態並びに知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、複数のサービスを包括的にを行います。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する方が、病気の場合等に、施設で短時間、夜間も含め入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。

施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

障害福祉サービス（訓練等給付）

自立訓練（機能・生活）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労選択支援（令和7年10月から）

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労した方の継続雇用を支援します。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

自立生活援助

障害者施設やグループホームから地域での一人暮らしに移行した方に、必要な情報提供や助言などの支援を行います。

計画相談支援

支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の見直しを行います。区内の事業所一覧（あなたのまちの相談支援事業所）は

<http://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/shogai/shien/1003224.html>で確認できます。

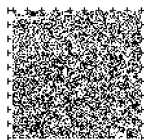
地域相談支援

地域移行支援

施設等に入所・入院している方に、住居の確保や地域における生活に移行するための相談などの支援を行います。

地域定着支援

居宅において単身等で生活している方に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。



申請手続

次の書類等を持参し、担当窓口までお越しください。

■手続窓口

18 歳以上：所管の障がいサービス課地域支援係（14・15 ページ参照）

18 歳未満：障がいサービス課障がい児支援係（14 ページ参照）

■申請時に必要な書類等

[身体障がい] 身体障害者手帳

[知的障がい] 愛の手帳

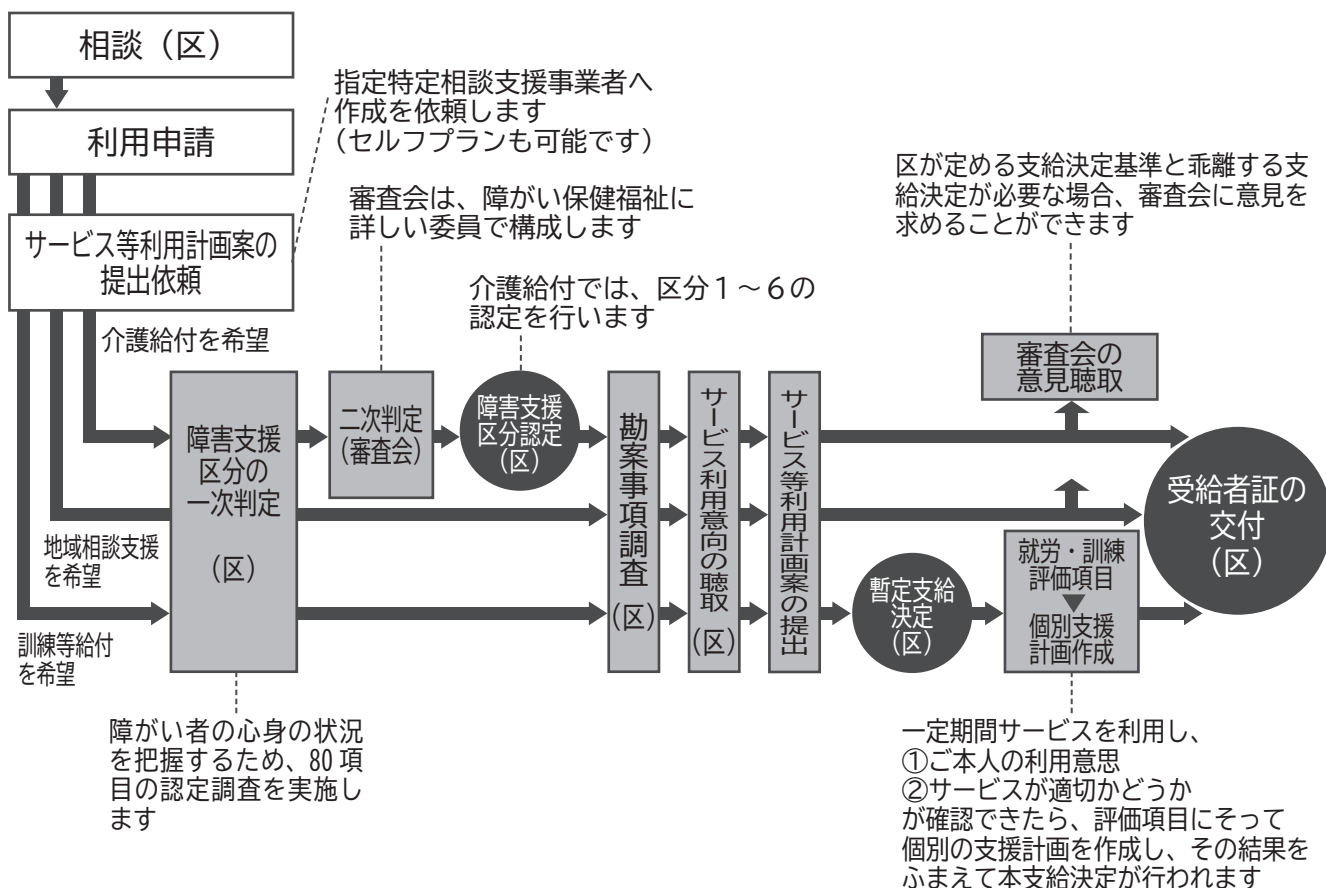
[精神障がい] 精神障害者保健福祉手帳

自立支援医療受給者証（精神通院に限る）・医師の診断書等

[難病患者] 対象とする難病等（72～74 ページ）に罹患していることがわかる証明書（診断書・意見書・特定疾患医療受給者証等）

申請から支給決定までのながれ（障がい者）

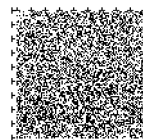
障害支援区分の認定を必要とするサービスを利用する場合には、医師の意見書の提出が必要となります。



12

自立支援

※障がい児の方は、直接障がい児支援係までご相談ください。



障害支援区分と利用できるサービス

下表のサービスを利用できるのは、既定の障害支援区分の認定を受けた方です。
利用できるサービスは色がついている部分になります。
なお、サービスによっては別途調査項目があります。

		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護 (ホームヘルプ)								
重度訪問介護								
同行援護 (※)								
行動援護								
重度障害者等包括支援								
短期入所								
療養介護							●	▲
生活介護	通所			■				
	入所				■			
施設入所支援					■			
共同生活援助 (グループホーム)								

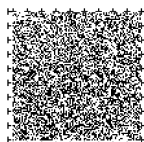
次の印が付いている区分は、条件を満たしている方が利用できます。

●印の区分は、進行性筋ジストロフィー症又は重症心身障がいがある方

▲印の区分は、人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

■印の区分は、50 歳以上の方

※同行援護は視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が利用できるサービスです。



利用者負担のしくみ

利用者負担は、所得等に配慮した負担です。どの方でも負担が増え過ぎないように所得に応じた月額負担上限額を設定するとともに、各種の減免措置があります。

利用者負担の軽減等措置

		訪問系サービス利用者	通所サービス利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	グループホーム利用者	入所施設利用者 (20歳以上)	医療型施設利用者 (入所)
自己負担	[1] 月額負担上限額の設定						
	[3] 高額障害福祉サービス費						[2] 医療型 個別減免
	[8] 生活保護への移行防止						
食費・光熱水費等		[4] 食費人件費 支給による 軽減	[5] 補足給付 食費・光熱 水費負担を 軽減	[7] 補足給付 家賃負担を 軽減	[6] 補足給付 食費・光熱 水費負担を 減免		

[1] 月額負担上限額の設定

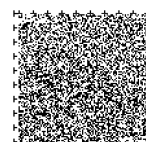
月額負担上限額は、世帯全員の収入に応じて4つに区分されます。なお、世帯の範囲とは、障がい者が18歳以上（18・19歳の施設入所者を除く）の場合は本人とその配偶者、18歳未満の障がい児と18・19歳の施設入所者の場合は保護者の属する住民票に記載されている方全員をいいます。

自己負担の月額負担上限額

区 分			訪問系サービス・通所サービス利用者 短期入所利用者	入所施設・グループホーム利用者
生活保護世帯			0円	0円
区民税非課税世帯（低所得）			0円	0円
区民税課税世帯（一般）	障がい者	区民税所得割額 年16万円未満（一般1）	9,300円	37,200円
		区民税所得割額 年16万円以上（一般2）	37,200円	37,200円
	障がい児 (20歳未満の入所者を含む)	区民税所得割額 年28万円未満（一般1）	4,600円	9,300円
		区民税所得割額 年28万円以上（一般2）	37,200円	37,200円

[2] 医療型個別減免

医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、月額利用者負担上限額を設定します。



【3】高額障害福祉サービス費

障がい者本人と配偶者がともに障害福祉サービスを受けて負担をした場合、また、障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスや補装具の負担をした場合に、その負担の合計額が、月額負担上限額を超える場合支給します。対象者には、初回時のみ区から申請書を送付します。提出後に審査のうえ支給します。

介護保険サービスを円滑に利用するため、一定の要件を満たす場合、その介護保険の利用者負担額を支給します。対象者には年1回、翌年の8月以降、介護保険サービス年間利用額確定後に区から申請書を送付します。提出後に審査のうえ支給します。

障がい児が、障害福祉サービスと障害児通所サービスの負担をした場合、それぞれに月額負担上限額があるため、いずれか高い額を上限とし、超えた分を支給します。対象者には初回時のみ区から申請書を送付します。提出後に審査のうえ支給します。

【4】食費人件費支給による軽減

通所施設等を利用する低所得と一般1世帯の方は、食材料費のみの負担となります。食材料費は施設ごとに異なります。

【5】補足給付（20歳未満の入所者）

福祉型入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育するために通常要する程度の負担（低所得と一般1世帯は50,000円、一般2世帯は79,000円）となるように補足給付が行われます。

【6】補足給付（20歳以上の入所者）

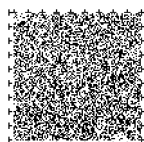
入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付の際には、20歳以上で入所施設利用する場合、食費・光熱水費の実費負担をしても少なくとも手元に25,000円（障害基礎年金1級受給者は28,000円）が残るように補足給付（特定障害者特別給付費）が行われます。

【7】補足給付（グループホーム利用者）

グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む）の利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者一人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

【8】生活保護への移行防止

負担軽減策を講じても自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の月額負担上限額を引き下げるとともに、食費等実費負担額も引き下げます。



障がい児を対象とした通所サービス

児童発達支援

日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活に適応できるような支援や肢体不自由のある児童に対して治療を行います。

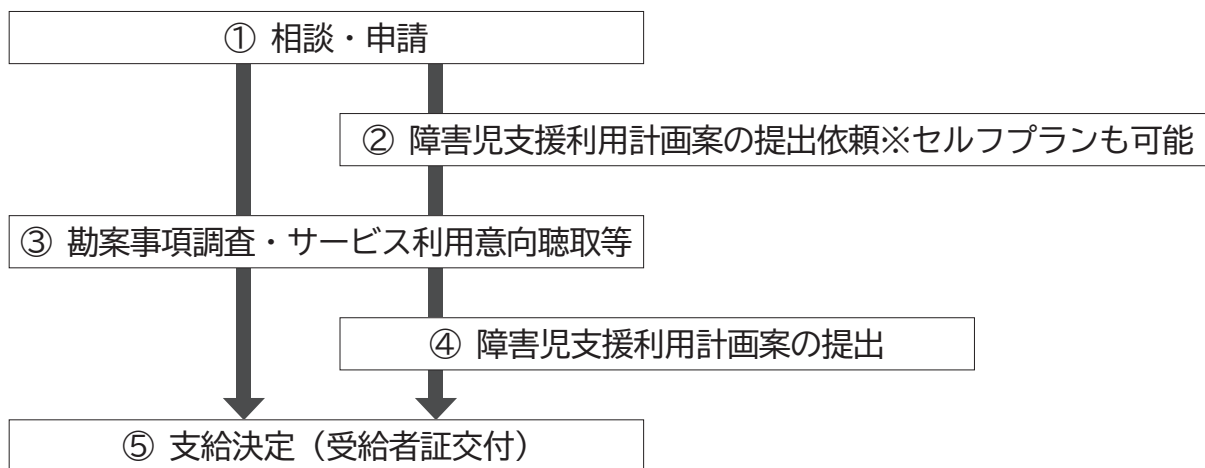
放課後等デイサービス

授業の終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進を行います。

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を行います。

申請から支給決定までの流れ



申請手続

■手続窓口

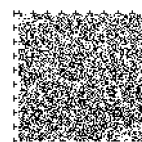
障がいサービス課障がい児支援係（14 ページ参照）

障がい児を対象とした通所サービスをご利用希望の方は、お電話等で事前にご連絡下さい。

■申請時に必要な書類等

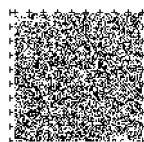
- [身体障がい] 身体障害者手帳
- [知的障がい] 愛の手帳
- [精神障がい] 精神障害者保健福祉手帳
自立支援医療受給者証（精神通院に限る）・医師の診断書等
（必要な書類等のご案内をいたしますので、事前にご連絡下さい。）
- [難病患者] 対象とする難病等（72 ～ 74 ページ）に罹患していることがわかる証明書（診断書・意見書・特定疾患医療受給者証等）
- [その他] 医師の診断書または意見書

次のページからは、障害福祉サービスの対象となる難病の一覧です。
障害者総合支援法の改正により、対象となる難病に罹患している方は、
障害福祉サービスを利用することができます。
対象となる難病は、令和7年4月現在、376 疾病あります。
病名の一覧は、板橋区のホームページでも確認することができます。
障害福祉サービスの利用を希望する場合は、所管の障がいサービス課
地域支援係へお問い合わせください。

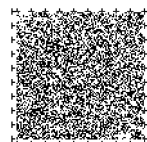


障害福祉サービス等の対象となる難病一覧

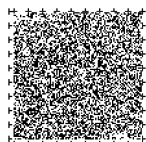
番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	43	円錐角膜	85	クリッパル・トレノネー・ウェーバー症候群
2	アイザックス症候群	44	黄色靱帯骨化症	86	クルーゾン症候群
3	I g A 腎症	45	黄斑ジストロフィー	87	グルコーストランスポーター1欠損症
4	I g G 4 関連疾患	46	大田原症候群	88	グルタル酸血症1型
5	亜急性硬化性全脳炎	47	オクスピタル・ホーン症候群	89	グルタル酸血症2型
6	アジソン病	48	オスラー病	90	クロウ・深瀬症候群
7	アッシャー症候群	49	カーニー複合	91	クローン病
8	アトピー性脊髄炎	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	92	クロンカイト・カナダ症候群
9	アペール症候群	51	潰瘍性大腸炎	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
10	アミロイドーシス	52	下垂体前葉機能低下症	94	結節性硬化症
11	アラジール症候群	53	家族性地中海熱	95	結節性多発動脈炎
12	アルポート症候群	54	家族性低βリポタンパク血症Ⅰ(ホモ接合体)	96	血栓性血小板減少性紫斑病
13	アレキサンダー病	55	家族性良性慢性天疱瘡	97	限局性皮質異形成
14	アンジェルマン症候群	56	カナバン病	98	原発性肝外門脈閉塞症
15	アントレー・ビクスラー症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アグネ症候群	99	原発性局所多汗症
16	イソ吉草酸血症	58	歌舞伎症候群	100	原発性硬化性胆管炎
17	一次性ネフローゼ症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	101	原発性高脂血症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	60	カルニチン回路異常症	102	原発性側索硬化症
19	1 p 36 欠失症候群	61	加齢黄斑変性	103	原発性胆汁性胆管炎
20	遺伝性自己炎症疾患	62	肝型糖原病	104	原発性免疫不全症候群
21	遺伝性ジストニア	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	105	顕微鏡的大腸炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	64	環状 20 番染色体症候群	106	顕微鏡的多発血管炎
23	遺伝性腓炎	65	関節リウマチ	107	高 I g D 症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	66	完全大血管転位症	108	好酸球性消化管疾患
25	ウィーバー症候群	67	眼皮膚白皮症	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
26	ウィリアムズ症候群	68	偽性副甲状腺機能低下症	110	好酸球性副鼻腔炎
27	ウィルソン病	69	ギャロウェイ・モフト症候群	111	抗糸球体基底膜腎炎
28	ウエスト症候群	70	急性壊死性脳症	112	後縦靱帯骨化症
29	ウェルナー症候群	71	急性網膜壊死	113	甲状腺ホルモン不応症
30	ウォルフラム症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	114	拘束型心筋症
31	ウルリッヒ病	73	急速進行性糸球体腎炎	115	高チロシン血症1型
32	HTRA 1 関連脳小血管病	74	強直性脊椎炎	116	高チロシン血症2型
33	H T L V - 1 関連脊髄症	75	巨細胞性動脈炎	117	高チロシン血症3型
34	A T R - X 症候群	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	118	後天性赤芽球癆
35	A D H 分泌異常症	77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	119	広範脊柱管狭窄症
36	エーラス・ダンロス症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	120	膠様滴状角膜ジストロフィー
37	エプスタイン症候群	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	121	抗リン脂質抗体症候群
38	エプスタイン病	80	筋萎縮性側索硬化症	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
	39 エマヌエル症候群	81	筋型糖原病	123	コケイン症候群
	40 MECP 2 重複症候群	82	筋ジストロフィー	124	コステロ症候群
	41 LMNB1 関連大脳白質脳症	83	クッシング病	125	骨形成不全症
	42 遠位型ミオパチー	84	クリオピリン関連周期熱症候群	126	骨髄異形成症候群



番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
127	骨髄線維症	169	進行性白質脳症	211	早期ミオクロニー脳症
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	170	進行性ミオクロースてんかん	212	総動脈幹遺残症
129	5p欠失症候群	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	213	総排泄腔遺残
130	コフィン・シリズ症候群	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	214	総排泄腔外反症
131	コフィン・ローリー症候群	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	215	ソトス症候群
132	混合性結合組織病	174	スタージ・ウェーバー症候群	216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
133	鰓耳腎症候群	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
134	再生不良性貧血	176	スミス・マギニス症候群	218	大脳皮質基底核変性症
135	サイトメガロウィルス角膜炎	177	スモン	219	大理石骨病
136	再発性多発軟骨炎	178	脆弱X症候群	220	ダウン症候群
137	左心低形成症候群	179	脆弱X症候群関連疾患	221	高安動脈炎
138	サルコイドーシス	180	成人発症スチル病	222	多系統萎縮症
139	三尖弁閉鎖症	181	成長ホルモン分泌亢進症	223	タナトフォリック骨異形成症
140	三頭酵素欠損症	182	脊髄空洞症	224	多発血管炎性肉芽腫症
141	CFC 症候群	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
142	シェーグレン症候群	184	脊髄髄膜瘤	226	多発性軟骨性外骨腫症
143	色素性乾皮症	185	脊髄性筋萎縮症	227	多発性嚢胞腎
144	自己貪食空胞性ミオパチー	186	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	228	多脾症候群
145	自己免疫性肝炎	187	前眼部形成異常	229	タンジール病
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	188	全身性エリテマトーデス	230	単心室症
147	自己免疫性溶血性貧血	189	全身性強皮症	231	弾性線維性仮性黄色腫
148	四肢形成不全	190	先天異常症候群	232	短腸症候群
149	シトステロール血症	191	先天性横隔膜ヘルニア	233	胆道閉鎖症
150	シトリン欠損症	192	先天性核上性球麻痺	234	遅発性内リンパ水腫
151	紫斑病性腎炎	193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	235	チャージ症候群
152	脂肪萎縮症	194	先天性魚鱗癬	236	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
153	若年性特発性関節炎	195	先天性筋無力症候群	237	中毒性表皮壊死症
154	若年性肺気腫	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	238	腸管神経節細胞僅少症
155	シャルコー・マリー・トゥース病	197	先天性三尖弁狭窄症	239	TRPV 4 異常症
156	重症筋無力症	198	先天性腎性尿崩症	240	TSH 分泌亢進症
157	修正大血管転位症	199	先天性赤血球形成異常性貧血	241	TNF 受容体関連周期性症候群
158	出血性線溶異常症	200	先天性僧帽弁狭窄症	242	低ホスファターゼ症
159	ジュベール症候群関連疾患	201	先天性大脳白質形成不全症	243	天疱瘡
160	シュワルツ・ヤンペル症候群	202	先天性肺静脈狭窄症	244	特発性拡張型心筋症
161	神経細胞移動異常症	203	先天性風疹症候群	245	特発性間質性肺炎
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	204	先天性副腎低形成症	246	特発性基底核石灰化症
163	神経線維腫症	205	先天性副腎皮質酵素欠損症	247	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
164	神経有棘赤血球症	206	先天性ミオパチー	248	特発性後天性全身性無汗症
165	進行性核上性麻痺	207	先天性無痛無汗症	249	特発性大腿骨頭壊死症
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	208	先天性葉酸吸収不全	250	特発性多中心性キャスルマン病
167	進行性骨化性線維異形成症	209	前頭側頭葉変性症	251	特発性門脈圧亢進症
168	進行性多巣性白質脳症	210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)	252	特発性両側性感音難聴



番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
253	突発性難聴	295	皮膚筋炎／多発性筋炎	337	慢性特発性偽性腸閉塞症
254	ドラベ症候群	296	びまん性汎細気管支炎	338	ミオクロニー欠伸てんかん
255	中條・西村症候群	297	肥満低換気症候群	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
256	那須・ハコラ病	298	表皮水疱症	340	ミトコンドリア病
257	軟骨無形成症	299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	341	無虹彩症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	300	VATER 症候群	342	無脾症候群
259	22q11.2欠失症候群	301	ファイファー症候群	343	無βリボタンパク血症
260	乳児発症 STING 関連血管炎	302	ファロー四徴症	344	メープルシロップ尿症
261	乳幼児肝巨大血管腫	303	ファンコニ貧血	345	メチルグルタコン酸尿症
262	尿素サイクル異常症	304	封入体筋炎	346	メチルマロン酸血症
263	ヌーナン症候群	305	フェニルケトン尿症	347	メビウス症候群
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群） ／LMX1B関連腎症	306	フォンタン術後症候群	348	免疫性血小板減少症
265	ネフロン癆	307	複合カルボキシラーゼ欠損症	349	メンケス病
266	脳クレアチン欠乏症候群	308	副甲状腺機能低下症	350	網膜色素変性症
267	脳腱黄色腫症	309	副腎白質ジストロフィー	351	もやもや病
268	脳内鉄沈着神経変性症	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	352	モワット・ウィルソン症候群
269	脳表ヘモジデリン沈着症	311	ブラウ症候群	353	薬剤性過敏症症候群
270	膿疱性乾癬	312	プラダー・ウィリ症候群	354	ヤング・シンプソン症候群
271	嚢胞性線維症	313	プリオン病	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
272	パーキンソン病	314	プロピオン酸血症	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
273	バージャー病	315	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）	357	4p欠失症候群
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	316	閉塞性細気管支炎	358	ライソゾーム病
275	肺動脈性肺高血圧症	317	β-ケトチオラーゼ欠損症	359	ラスムッセン脳炎
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	318	ベーチェット病	360	ランゲルハンス細胞組織球症
277	肺胞低換気症候群	319	ベスレムミオパチー	361	ランドウ・クレフナー症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	320	ヘパリン起因性血小板減少症	362	リジン尿性蛋白不耐症
279	バッド・キアリ症候群	321	ヘモクロマトーシス	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
280	ハンチントン病	322	ペリー病	364	両大血管右室起始症
281	汎発性特発性骨増殖症	323	ペルーシド角膜辺縁変性症	365	リンパ管腫症／ゴーハム病
282	PCDH 19 関連症候群	324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	366	リンパ脈管筋腫症
283	PURA 関連神経発達異常症	325	片側巨脳症	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
284	非ケトーシス型高グリシン血症	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
285	肥厚性皮膚骨膜炎	327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	369	レーベル遺伝性視神経症
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	329	ホモシスチン尿症	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
288	肥大型心筋症	330	ポルフィリン症	372	レット症候群
289	左肺動脈右肺動脈起始症	331	マリネスコ・シェーグレン症候群	373	レノックス・ガストー症候群
290	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	374	ロウ症候群
291	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	375	ロスムンド・トムソン症候群
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	334	慢性血栓性肺高血圧症	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
	293 非典型溶血性尿毒症症候群	335	慢性再発性多発性骨髄炎		
	294 非特異性多発性小腸潰瘍症	336	慢性脾炎		



補装具の購入・修理

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

補装具は、身体障がいのある方の身体機能を補完・代替する用具です。補装具を就労・日常生活等のため製作・修理する場合、補装具費を支給します。
身体障害者手帳所持の方、又は難病等で補装具を必要とする状況にあることが申請条件となります。

対象にならない方

- ・本人及びその配偶者のうち区民税所得割額が 46 万円以上の方が世帯にいる場合
※ 18 歳未満の障がい児が本人の場合は、所得の制限はありません。
- ・労災による障がいの方
- ・損害補償、自賠責法等が適用される場合
- ・医療保険により補装具を製作した場合
- ・介護保険の対象者(介護保険の福祉用具で個別の身体状況に対応出来ない場合を除く)
- ・申請前に装具の製作、修理を開始した場合

交付種目・交付対象等

補装具の交付には、種目によって東京都心身障害者福祉センター（12 ページ参照・以下センター）の判定が必要な場合があります。判定方法は、下表の「判定」に●印の付いている方法です。なお、センターには本所と別館があり、補装具の種目によって判定場所が異なります。センター（本所・別館）での判定は、障がいサービス課障がい相談係を通して予約し、用具を使用するご本人（入院中を含む）が、判定に行くことになります。

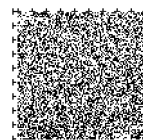
東京都心身障害者福祉センター本所：新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 14 階

東京都心身障害者福祉センター別館：千代田区麹町 3-7-4 秩父屋ビル1 階

※センター別館は判定があるときのみ開館しています。

障がい種別	介護保険	種 目	判定			年齢
			センター		書類	
			本所	別館		
肢体不自由		義手・義足	●			なし
		上肢装具・下肢装具・体幹装具・靴型装具	●			なし
		姿勢保持装置		●		なし
	●	車いす		●	●	なし
	●	電動車いす		●		学齢児以上
	●	歩行器			●	なし
		排便補助具			●	児童
		起立保持具・座位保持いす			●	児童
		頭部保持具			●	児童
	●	歩行補助つえ	なし			
		重度障害者用意思伝達装置		●	●	なし
視覚		視覚障害者安全つえ	なし			
		義眼・眼鏡			●	なし
聴覚		補聴器			●	なし
内部	●	車いす			●	なし

介護保険対象者は原則として介護保険での申請が優先となります。ただし、介護保険の福祉用具で個別の身体状況に対応出来ない場合は、補装具の申請が可能です（要判定）。また、複数の補装具についてセンターの判定が必要な場合は、事前にご相談ください。



- ・児童（18 歳未満）の補装具は、すべての種目で書類により区が判断します。
- ・戦傷病者手帳所持者（ほぼ第3款症以上）で補装具が必要な方は、障がいサービス課障がい相談係が窓口となりますので、ご相談下さい。

申請手続

補装具費は、判定により「補装具が必要」と認められた場合に限り支給されますので、補装具の製作・修理前の事前相談が購入・修理の条件となります。来所判定が必要な場合、予約の混雑状況により、申請から支給決定まで2～3ヶ月かかる場合があります。申請を希望される場合、お電話または障がいサービス課障がい相談係までお越しのうえ、ご相談ください。

利用者負担額

利用者負担額は、月額負担上限額の範囲内で補装具の製作費・修理費の1割（10%）の額です。同月中の利用者負担は、複数の補装具を製作・修理した場合でも負担は上限額の範囲内です。ただし、同一世帯に利用する方が複数いる場合は、利用者ごとに上限額を認定します。負担上限額は、世帯の所得に応じて3つの区分があります。なお、世帯の範囲とは、利用者が18歳以上の場合は本人と配偶者、18歳未満の場合は住民票に記載されている方全員をいいます。

自己負担の月額負担上限額	
生活保護受給中の世帯	0円
区民税非課税世帯	0円
区民税課税世帯	37,200円

中等度難聴児発達支援

問合せ 障がいサービス課障がい児支援係 ☎ 3579-2148
FAX 3579-2364

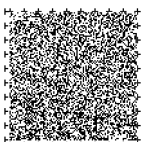
身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対象になる方

- ・板橋区に居住している18歳未満の児童
- ・聴覚障がいに係る身体障害者手帳の交付対象となる聴力障がいではない児童
- ・両耳の聴力レベルが概ね30dB以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童

対象にならない方

労災等により、補聴器の給付等を受けられる場合



地域生活支援事業

相談支援

問合せ 18 歳以上：所管の障がいサービス課地域支援係（14・15 ページ参照）
18 歳未満：障がいサービス課障がい児支援係 ☎ 3579-2148
FAX 3579-2364

障がいのある方や障がい児の保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

意思疎通支援

93 ページをご覧ください

聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある障がいがある方に、手話通訳などの方法により、障がい者等の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

移動支援

問合せ 18 歳以上：所管の障がいサービス課地域支援係（14・15 ページ参照）
18 歳未満：障がいサービス課障がい児支援係 ☎ 3579-2148
FAX 3579-2364

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出する際の移動を支援します。視覚障がい者の方には代読・代筆サービスがあります。

対象になる方

身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等のいずれかがある方
※家族状況、生活状況などの個別調査により決定します。

対象にならない方

- ・施設入所、入院中の方
- ・行動援護、重度訪問介護、重度包括支援の利用者

利用できる時間数

家族状況、生活状況などの個別調査により、時間数を決定します。

利用者負担額

利用者負担はサービスに要する費用の 1 割です。ただし、世帯収入に応じた「地域生活支援事業の世帯範囲と自己負担の月額負担上限額」（78 ページ参照）の負担上限額が設定されます。

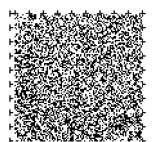
地域活動支援センター

問合せ 所管の障がいサービス課地域支援係（14・15 ページ参照）

障がい者が地域活動支援センターに通所して、創作的活動や生産活動、社会交流などの活動を行います。

対象になる方

身体障害者手帳所持者又は知的障がい、精神障がい、難病のある方で、介護保険の対象になっていない方（施設入所、入院中の方は対象になりません）



利用できる日数

家族状況、生活状況などの個別調査により、日数を決定します。

利用者負担額

サービス内容と利用時間に応じて利用者負担があります。ただし、世帯収入に応じた「地域生活支援事業の世帯範囲と自己負担の月額負担上限額」（78 ページ参照）の負担上限額が設定されます。

日中一時支援

問合せ 18 歳以上：所管の障がいサービス課地域支援係（14・15 ページ参照）
18 歳未満：障がいサービス課障がい児支援係 ☎ 3579-2148
FAX 3579-2364

介護者の就労等により日中介護を受けられない方へ施設にて必要な介護を行います。

利用者負担額

利用者負担はサービスに要する費用の 1 割です。ただし、世帯収入に応じた「地域生活支援事業の世帯範囲と自己負担の月額負担上限額」（78 ページ参照）の月額負担上限額が設定されます。

訪問入浴サービス

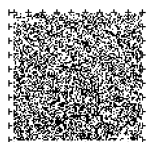
問合せ 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

65 歳未満の重度身体障がい者の方（介護保険の対象者を除く）で、自宅の浴室で入浴が困難な方が対象です。入浴介助の居宅介護サービスや入浴をともなう通所サービスの支給決定を受けている方は対象になりません。所得により入浴にかかる費用（毎年金額が変わります）の一部負担があります。

地域生活支援事業の世帯範囲と自己負担の月額負担上限額

利用者負担を決定する基礎となる世帯の範囲は、18 歳以上の障がい者は本人と配偶者、18 歳未満の障がい児は保護者の属する住民票に記載されている方全員をいいます。

自己負担の月額負担上限額				
生活保護世帯				0 円
区民税非課税世帯				0 円
区民税 課税世帯	障がい者 (18 歳以上)	区民税所得割額 年 16 万円未満		9,300 円
		区民税所得割額 年 16 万円以上		37,200 円
	障がい児 (18 歳未満)	区民税所得割額 年 28 万円未満		4,600 円
		区民税所得割額 年 28 万円以上		37,200 円



日常生活用具の購入

問合せ 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

日常生活の利便を図るため、在宅の心身障がい者（児）に対して、日常生活用具費を支給します。なお、この制度は、購入済の用具・用具の修理に利用することはできません。

対象にならない方

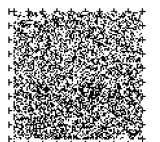
- ・すでに用具を購入している方
 - ・すでに給付を受けた用具が、修理可能な場合
 - ・区民税所得割額が 46 万円以上（ふるさと納税前）の方が、世帯員（78 ページ参照）にいる方（※）
- ※ 18 歳未満の障がい児が給付を受ける場合は、所得制限はありません。
- ・施設入所、入院中の方
 - ・65 歳以上の方、介護保険の対象者（高齢制度・介護保険にない品目を除く）
 - ・すでに給付を受けており（他区市町村での給付を含む）、耐用年数を経過していない方

給付種目・対象等

80、81 ページをご覧ください。

利用者負担

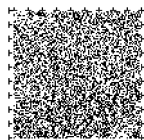
利用者負担額は、「地域生活支援事業の世帯範囲と自己負担の月額負担上限額」（78 ページ参照）の月額負担上限額の範囲内で、購入費の 1 割（10％）です。
なお、種目ごとに購入費の上限額があります。



日常生活用具費対象品目

凡例 ●=全員対象 △=一部対象

品目	肢体不自由	視覚	聴覚	音声・言語	内部	知的(1・2度)	精神(1級)	高齢	介護保険	難病患者等	給付対象になる方			耐用年数
											年齢	障がい個別等級	その他の状況	
頭部保護帽	●					●					なし	平衡機能 下肢・体幹	頻繁に転倒する者	3
歩行補助つえ (1本杖)	●										なし	肢体不自由		3
収尿器	●										なし	肢体不自由		1
浴槽 (湯沸器を含む)	●								△		学齢児以上	下肢1・2級 体幹1・2級		8
入浴担架	●								●		3歳以上	下肢1・2級 体幹1・2級	入浴に家族等他人の介助が必要	5
入浴補助具	●								●	△	3歳以上	下肢・体幹	入浴に家族等他人の介助が必要	8
移動・移乗支援 用具	●								●	△	3歳以上	平衡機能 下肢・体幹	家庭内移動等に介助が必要	8
便器	●								●	△	学齢児以上	下肢1・2級 体幹1・2級		8
特殊便器	●					●			△	△	学齢児以上	上肢1・2級		8
特殊マット	●					●				△	3歳以上 18歳未満	下肢1・2級 体幹1・2級		5
	●					●			△	△	18歳以上	下肢1級 体幹1級	常時介助が必要	5
訓練椅子	●										3歳以上 18歳未満	下肢1・2級 体幹1・2級		5
携帯用会話 補助装置	●			●							学齢児以上	音声・言語 肢体不自由	音声言語の著しい障がい	5
特殊寝台 (訓練用ベッド含む)	●								●	△	学齢児以上	下肢1・2級 体幹1・2級		8
火災警報器	●	●	●	●	●	●	●				なし	1・2級	火災発生の感知・避難が著しく 困難な障がい者のみの世帯・これに 準ずる世帯	8
自動消火装置	●	●	●	●	●	●	●			●	なし	1・2級		
移動用リフト	●								●	△	3歳以上	下肢1・2級 体幹1・2級		4
体位変換器	●								●	△	学齢児以上	下肢1・2級 体幹1・2級	下着交換等にあたり家族等他人 の介護が必要	5
特殊尿器	●								●	△	学齢児以上	下肢1級 体幹1級	常時介護が必要	5
点字器		●									なし	視覚		7
ポータブルレコーダー		●									学齢児以上	視覚1・2級		6
視覚障害者用時計		●									18歳以上	視覚1・2級		10
点字タイプライター		●									学齢児以上	視覚1・2級	本人が就労・就学中又は就労見込	5
音声式体温計		●									学齢児以上	視覚1・2級	視覚障がい者のみの世帯・これ に準ずる世帯	5
音声式血圧計		●									学齢児以上	視覚1・2級		5
音声式体重計		●									18歳以上	視覚1・2級		5
視覚障害者用 拡大読書器		●									学齢児以上	視覚	本装置により文字等を読むことが 可能になるもの	8
電磁調理器	●	●				●		●			18歳以上	視覚1・2級 上肢1・2級 下肢1・2級 体幹1・2級	障がい者のみの世帯・これに準 ずる世帯	6

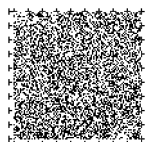


凡例 ●=全員対象 △=一部対象

品目	肢体不自由	視覚	聴覚	音声・言語	内部	知的 (1・2度)	精神 (1級)	高齢	介護保険	難病患者等	給付対象になる方			耐用年数
											年齢	障がい 個別等級	その他の状況	
音響案内装置		●									学齢児以上	視覚 1・2 級		10
屋内信号装置			●								18 歳以上	聴覚 2 級	障がい者のみの世帯・これに準ずる世帯で日常生活に必要な世帯	10
透析液加湿器					●						3 歳以上		人工透析を必要とするもの (自己連続携行式腹膜灌流患者)	5
ルームクーラー	●										18 歳以上		頸椎損傷等により体温調節機能を喪失したもの (医師が体温調節機能を喪失したと認めるもの)	6
点字ディスプレイ		●									18 歳以上	視覚 1・2 級		6
活字文書読上げ装置		●									学齢児以上	視覚 1・2 級		6
聴覚障害者用 通信装置			●	●							学齢児以上	聴覚 音声・言語	コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要	5
フラッシュバル			●	●							学齢児以上	聴覚 2・3 級 音声・言語 3 級		10
情報受信装置			●								なし	聴覚	テレビの視聴に必要	6
会議用拡聴器			●	●							学齢児以上	聴覚 2～4 級 音声・言語 3 級		6
携帯用信号装置			●	●							学齢児以上	聴覚 2・3 級 音声・言語 3 級		6
情報通信支援用具	●	●									なし	視覚 1・2 級 上肢 1・2 級		5
人工喉頭				●							なし	音声・言語	埋込型用人工鼻の給付は健康保険の対象につき、人工鼻に係る消耗品を給付。	笛式 4年 嚙式 5年
ガス安全システム	●			●							18 歳以上	音声・言語	喉頭摘出等で嗅覚機能を喪失した者のみの世帯・これに準ずる世帯	8
											18 歳以上	下肢 1 級 体幹 1 級	障がい者のみの世帯・これに準ずる世帯	8
ストマ用装具					●						なし	直腸・ぼうこう	人工肛門造設者 人工膀胱造設者	—
紙おむつ	●					△					3 歳以上		脳原性運動機能障がい・全身性運動機能障がいと重度知的障がいの重複	—
ネブライザー (吸入器)					●					△	なし	呼吸 1・3 級 上記程度の者		5
空気清浄機					●			●			18 歳以上	呼吸 1・3 級		6
電気式 たん吸引器					●					△	なし	呼吸 1・3 級 上記程度の者		5
動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキシメーター)					△					△	なし	心臓・呼吸 1・3 級 上記程度の者	人工呼吸器の装着が必要な者	5
点字図書		△									学齢児以上	視覚	主に点字により情報を入手しているもの	—
排泄予測支援機器	●				△	●			●		学齢児以上 65 歳未満	下肢 1・2 級 体幹 1・2 級 ぼうこう		5

12

自立支援



各種相談

権利擁護に関する相談 ●来所相談は予約が必要です。

問合 板橋区社会福祉協議会 権利擁護いたばしサポートセンター
☎ 5943-7070 FAX 3964-0245

権利擁護総合相談（無料）

日常生活上の意思決定に不安がある方に対して、福祉サービスの利用支援や成年後見制度に関する総合的な相談をお受けします。

地域福祉権利擁護事業（有料）

福祉サービス利用のための援助や日常的な金銭管理、重要な書類などのお預かりをします。

専門職による権利擁護専門相談（無料）

財産管理や成年後見制度に関する法律相談や専門的な相談をお受けします（センター職員との事前相談が必要です）。

成年後見制度利用支援（無料）

成年後見制度の利用の相談をお受けし、具体的な手続方法の説明などを行います。

成年後見制度とは

知的障がい、精神障がいや認知症などによってひとりで決めることに不安や心配がある方は、財産管理や介護サービス・施設への入所などについての契約をはじめ、遺産分割などの法律行為を自ら行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような場合に法律的に支援する制度が成年後見制度です。

成年後見人は家庭裁判所に親族などが申立てをすることで選任されます。申立てを行う親族がない場合、区長が申立てを行います。

労働問題に関する相談

問合 有楽町総合労働相談コーナー（東京労働局）
☎ 0120-601-556

解雇、労働条件、採用、いじめ、セクシャルハラスメント等を含めた労働問題に関する相談を専門の相談員が対応します。

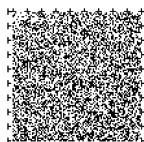
相談日時

土曜・日曜・祝日・年末年始を除いた9時00分から17時00分まで
有楽町総合労働相談コーナーは9時30分から17時30分まで

バリアフリー等に関する相談窓口

問合 障がい政策課ユニバーサルデザイン推進係
☎ 3579-2252 FAX 3579-4159

区内のバリアフリー化等についての相談業務を行っています。また、区と区民、事業者、地域活動団体が協働でバリアフリー等を推進していくため、板橋区ユニバーサルデザイン推進条例及び板橋区福祉のまちづくり整備指針に基づき、区民や事業者へ情報提供等を行っています。



生活保護（生活の相談）

問合 板橋福祉課 総合相談係 ☎ 3579-2322 FAX 3579-5974
赤塚福祉課 総合相談係 ☎ 3938-5126 FAX 3938-5820
志村福祉課 総合相談係 ☎ 3968-2331 FAX 3965-0180

病気やけが、失業などで生活に困るとき、ご相談ください。

対象になる方

世帯の収入が生活保護制度で決められている基準以下の世帯。
ただし、資産があるときは適用にならない場合もあります。

保健福祉サービスに関する苦情解決機関

（保健福祉オンブズマン制度）

問合 保健福祉オンブズマン事務局 ☎ 3579-2890
FAX 3579-2046

区民の方が、区・都・国及び民間の事業者が提供する保健福祉サービス＊を利用して苦情が生じた時に、保健福祉オンブズマンに苦情の申立てをしていただき解決を図っていく制度です。弁護士、大学教授等からなる4人の保健福祉オンブズマンが、利用者の苦情申立てを受け付け、行政内部の判断ではなく公正中立な立場で調査を行い、必要と判断した場合、事業者に対して、意見表明やサービスの是正を勧告しています。
費用は無料です。お気軽にご相談ください。

＊保健福祉サービスとは

ホームヘルパーの派遣、福祉手当の給付、保育園の入園、乳幼児健診など保健福祉に関する各種サービスの提供・金銭及び物品の給付、施設への入所、処遇内容、利用契約の締結や履行に関する事項等です。

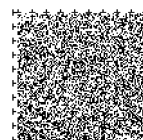
相談日時

土曜・日曜・祝日・年末年始を除いた9時から17時まで
保健福祉オンブズマンとの面談は事前にお問い合わせください。

民生委員・児童委員

問合 生活支援課庶務係 ☎ 3579-2352
FAX 3579-2046

民生委員・児童委員は、地域の中で援助を必要とする方の様々な相談に応じ、区や関係機関へつなぐなど相談支援を行っています。民生委員・児童委員の中には児童に関する相談支援を専門に行う主任児童委員もいます。
担当の民生委員・児童委員が不明な場合はお問い合わせください。



身体障がい者相談員

問合 障がい政策課計画推進係 ☎ 3579-2361
FAX 3579-4159

区長の委嘱を受けた民間の相談員が、身体障害者手帳を所持している方の養育や生活などの身近な相談に応じています。

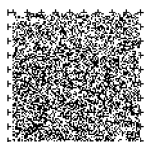
担当地区	種別	氏名	電話 / FAX / メール
板橋	肢体	伊藤 弾	(電話) 070-4192-9673
	肢体	石井 伸一	(電話) 090-4951-4665 (E-mail) ryuhandfavor@yahoo.co.jp
	聴覚	越智 大輔	(FAX) 03-5464-6057
	高次脳機能障がい	曾田 玉美	(E-mail) mejiroaida@gmail.com
赤塚	肢体(親) 肢体不自由・医療的ケア・知的	峰松 利江	(電話) 03-3559-8305
	肢体(親)	高橋 智英子	(電話) 03-3937-3442
	視覚	古村 法尾	(電話) 03-5383-1744
	聴覚	松本 志保	(FAX) 03-5968-8339
志村	肢体(親) 身体障がい・重度重複障がい	藤井 亜紀子	(電話・FAX) 03-3559-5380
	肢体	塩尻 輝雄	(電話) 070-5519-8422 (E-mail) teruo-s@willcom.com
	聴覚	小川 道孝	(FAX) 03-6319-4977
	視覚	橋本 妙子	(電話) 090-5573-5482

知的障がい者相談員

問合 障がい政策課計画推進係 ☎ 3579-2361
FAX 3579-4159

区長の委嘱を受けた民間の相談員が、愛の手帳を所持している方の養育や生活などの身近な相談に応じています。

担当地区	種別	氏名	電話 / FAX / メール
板橋	知的・身体重複	渡辺 理津子	(電話・FAX) 03-3579-5777
	ダウン症	須賀 香織	(電話) 03-6876-9460
赤塚	自閉症	古川 ちおり	(電話) 090-6547-6197
	自閉症	野原 恵	(電話) 03-3939-5421
	自閉症	北村 晶子	(電話) 090-2302-9553 (FAX) 03-3976-5056
志村	ダウン症	齊藤 明子	(電話・FAX) 03-5994-4158
	発達障がい	小山 直子	(電話) 03-3965-4735
	発達障がい	篠 紀江	(電話) 03-6231-5475



板橋区消費者センター

問合 板橋区消費者センター相談専用 ☎ 3962-3511
消費者ホットライン ☎ 188

商品やサービスをめぐる契約・解約に関するトラブルで、「おかしいな」「困ったな」と思ったら、消費者センターへお電話ください。

相談受付日時

板橋区消費者センター 月曜～金曜 9:00 ～ 16:30 (祝日・年末年始を除く)
土・日・祝日は消費者ホットラインをご利用ください。(年末年始を除く)
※音声ガイダンスに沿って電話機を操作してください。一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。以下の窓口へつながります。
東京都消費生活総合センター 土曜 9:00 ～ 17:00
国民生活センター 土日祝日 10:00 ～ 16:00

障がい者虐待防止

問合 障がいサービス課支援調整係 ☎ 3579-2736

様々な虐待に対応するため、障がい者虐待防止センターなどで、通報・届け出の受理、相談を行っています。

○虐待専用電話(24時間365日) ☎ 3550-3406・FAX 3550-3410

障がい者虐待防止センター 月曜～土曜、祝日 9時から17時

※上記以外の時間帯は、障がい者虐待電話相談窓口(コールセンター)によるオペレーター対応になります。

・養護者による障がい者虐待の相談は以下でも受付けています。

身体・知的…障がいサービス課各地域支援係(14・15ページ参照)

精神…各健康福祉センター(14・15ページ)

<その他>

・高齢者虐待専門相談室 (65歳以上) ☎ 5970-7348

・子ども家庭総合支援センター (18歳未満) ☎ 5944-2373

・配偶者暴力相談支援センター ☎ 5860-9510 配偶者からの暴力(DV)相談

障がいを理由とする差別に関する相談

問合 各相談窓口へ

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による障がいを理由とする差別を禁止しています。障がいによる差別に関する相談窓口は以下のとおりです。

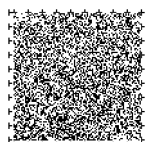
○板橋区障がいサービス課支援調整係

☎ 3579-2736 FAX3579-4159

<区立幼稚園及び区立小・中学校について>

○板橋区教育委員会教育総務課庶務係

☎ 3579-2603 FAX3579-4214



仕事

障がい者の就労・雇用の相談

問合 各相談窓口へ

施設の概要	内 容
池袋公共職業安定所 ハローワーク池袋専門援助第二部門 電話 3987-8609 部門コード 41 井 FAX3987-4456 豊島区東池袋 3-5-13 ハローワーク池袋本庁舎4階 41 番窓口	専門の窓口を設置して、障害者職業センター等の支援機関と連携をとりながら、求職登録制による求職活動支援から就職後の職場定着支援まで行っています。 ①職業相談、職業紹介 ②障害者職業能力開発校等への訓練受講斡旋 ③トライアル雇用制度等を活用した就職支援 等
東京障害者職業センター (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部) 電話 6673-3938 FAX6673-3948 台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル3F	専門の障害者職業カウンセラーが配置され、公共職業安定所等の関連機関と密接な連携をとりながら、障がいのある方に対して、就職や職場定着、職場復帰を進めるために以下のサービスを行います。 ①職業相談、職業評価 ②職業準備支援 ③ジョブコーチによる支援 ④うつ病等による精神障がい者の職場復帰支援(リワーク支援) また、事業主に対して雇用管理に関する助言・援助、関係機関に対して就業支援に関する助言・援助を行っています。具体的な利用方法については、事前に電話等でお問い合わせください。
板橋区障がい者就労支援センター(ハート・ワーク) 電話 3968-9900 FAX3968-9966 前野町 4-16-1 おとしより保健福祉センター1階	区内在住の障がいのある方が、適正と能力に応じた職業に就き、職場で活躍できるよう、次の支援を行っています。 ①就労段階の方の就労相談 ②就労前訓練・体験実習(カフェ heart work こすもす) ③定着支援 ④余暇活動事業「ひまわり」(一般就労者対象 自己負担あり) ★障がい者雇用事業主の方の相談もお受けしています。
障害者就業・生活支援センターワーキング・トライ 電話 5986-7551 FAX3554-8202 南常盤台 2-1-7	一般企業で「働くこと」「働き続けること」を希望する方に対して、職業の安定と自立を図るため、就労や生活に関する相談や支援を継続的に行います。 また、事業主の方の相談にも応じます。 ・就労生活相談 ・雇用支援プランの作成 ・職場開拓 ・就職活動支援 ・職業準備訓練 ・職場実習先の情報提供 ・職場定着支援

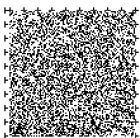
都・区職員採用選考

問合 東京都人事委員会 ☎ 5320-6952
 特別区人事委員会 ☎ 5210-9787

障がい者を対象とした、東京都・特別区採用選考があります。

対象になる方

通常の勤務時間(原則週 38 時間 45 分、1 日 7 時間 45 分)に対応でき、各告示日に発表する選考案内に記載の受験資格を満たす方



住 宅

住まい探しの相談

板橋りんりん住まいのネット

問合 板橋区居住支援協議会（住宅政策課住宅政策推進係内）

☎ 3579-2186 FAX 3579-5437

板橋区居住支援協議会では、板橋区に居住している障がい者世帯の方から住まい探しの相談をお受けし、お困りの状況にあった居住支援サービスの情報提供を行っています。

居住支援サービスの一部として、障がい者世帯の方のお住まいをお手伝いする「住宅情報ネットワーク事業」（87 ページ参照）や、保証人を見つけられない場合に保証会社を利用して、民間賃貸住宅への入居を支援する「家賃等債務保証支援制度」（88 ページ参照）など住まいのお困りごとの状況にあった居住支援サービス情報を提供しています。また、入居前から入居中、退去時にかかる支援を行う東京都が指定した「居住支援法人」などの情報提供を行います。

公共住宅の相談

問合 住宅政策課住宅運営係 ☎ 3579-2187

FAX 3579-5437

都営・公社・UR都市機構などの公共住宅の募集案内などの情報提供を行っています。

住宅情報ネットワーク事業

問合 住宅政策課住宅政策推進係 ☎ 3579-2186

FAX 3579-5437

障がい者世帯の方などが、民間賃貸住宅を探すことができるように、（公社）東京都宅地建物取引業協会第九ブロック及び（公社）全日本不動産協会東京都本部城北支部の協力を得て、ご希望の条件にあった民間賃貸住宅の情報を提供します。

※この制度は、住宅のあっせんではなく物件の情報提供ですのでご注意ください。

対象になる方

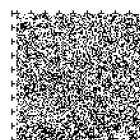
- ・身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1～4度の方を含む世帯
- ・現在板橋区内に居住していること
- ・自立して日常生活を営むことができること
- ・家賃を支払うことができること
- ・緊急連絡先があること

情報の提供方法

申込後ファックス、又は郵送にてご連絡いたします。

利用手続

住宅政策課へ電話、又は来庁してお申込ください。



家賃等債務保証支援制度

問合 住宅政策課住宅政策推進係 ☎ 3579-2186
FAX 3579-5437

民間賃貸住宅への入居の際に必要な保証人が見つからない障がい者の方が、板橋区と協定を結んだ民間保証会社と家賃などの債務保証委託契約を結ぶことで、入居を円滑に進められるよう支援しています。この制度を利用する場合は、取扱い不動産店の了承後に住宅政策課で申請手続きが必要となります。

対象になる方

- ・身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1～4度の方を含む世帯
- ・現在、板橋区内に居住していること
- ・区内の民間賃貸住宅に転居し、又は継続して居住すること
- ・緊急連絡先があること

リフォーム支援事業

問合 住宅政策課住宅政策推進係 ☎ 3579-2186
FAX 3579-5437

区内の円滑なリフォームを支援するために、区内のリフォーム支援登録事業者の情報を提供しています。また、登録事業者を利用してリフォーム工事を実施し、区と協定している金融機関でリフォームローンを組んだ場合は、金利優遇を受けられます。（既存木造住宅の耐震化や住宅のバリアフリー化を含むリフォーム工事も対象となります。）

木造住宅の耐震化推進助成

問合 建築安全課建築耐震係 ☎ 3579-2554
FAX 3579-5437

木造住宅の耐震化に係る費用の一部を助成します（自己負担あり）。
※既に耐震診断や耐震補強工事などを終えた建物は助成対象外。

対象になる方

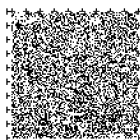
次の①、②の双方に該当する方

- ①平成12年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅を個人で所有している
- ②特別区民税及び軽自動車税等を滞納していない

助成額

助成の種類	助成額（障がい者の場合）
耐震診断	費用の全額かつ限度額 10 万円又は 25 万円
補強設計	費用の全額かつ限度額 8 万 5 千円
耐震改修工事	費用の 2 / 3 かつ限度額 160 万円又は 9 / 10 かつ限度額 220 万円

※限度額や助成率は、建物の建築時期や補強工事の有無で変わります。このほかにも要件がありますのでお問い合わせください。また、除却工事、建替え工事を行う場合も費用の一部を助成しています（地域等の指定があります）。



耐震シェルター等設置工事助成

問合 建築安全課建築耐震係 ☎ 3579-2554

FAX 3579-5437

耐震シェルターや耐震ベッドの設置工事費用の一部を助成します。

耐震シェルター	住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間（シェルター）を作り、安全を確保するもの
耐震ベッド	金属製のフレームを上部に取り付けたベッド

対象になる方

次の①～③のすべてに該当する方

- ①平成12年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅（耐震診断結果が「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と判断されたもの）を所有し、かつ居住している
- ②①の住宅に65歳以上又は障がい者が居住している
- ③①の住宅に居住する世帯全員の所得の合計額が年間200万円以下である

助成額

対象者の種類	助成額
身体障害者手帳所持者（1～3級） 愛の手帳所持者（1～3度） 要介護認定者（3～5） 歩行困難な難病の方	費用の9/10かつ限度額30万円
上記以外の方	費用の1/2かつ限度額15万円

住宅設備改善

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362

FAX 3579-2364

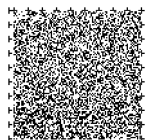
住宅の設備改善費の一部を助成します。必ず事前にご相談ください。それぞれの種目に限度額がありますのでお問い合わせください。また日常生活用具の基準により利用者負担があります。

対象にならない方

- ・すでに工事を着工している方、給付を受けたことがある方
- ・区民税所得割額が46万円以上（ふるさと納税前）の方が、世帯員（78ページ参照）にいる方
- ・施設入所、入院中の方
- ・65歳以上の方、介護保険の対象者（屋内移動設備は除く）

種 目	対象になる方	
小規模住宅改修	学齢児以上 65歳未満	①下肢・体幹 1～3級 ②車いす※の交付を受けた内部障がい者 ③難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者 ※特殊便器への取替えは、上肢1～2級
中規模住宅改修	学齢児以上 65歳未満	①下肢・体幹 1・2級 ②車いす※の交付を受けた内部障がい者
屋内移動設備	学齢児以上	①上肢・下肢・体幹 1級 ②車いす※の交付を受けた内部障がい者
階段昇降機	学齢児以上 65歳未満	①上肢・下肢・体幹 1級 ②車いす※の交付を受けた内部障がい者

※「車いす」は、補装具として交付されたものに限りません。



都営住宅の募集案内

問合 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

☎ 3498-8894 FAX 3409-4527

都営住宅に申込資格のある心身障がい者（申込者本人・同居親族）の方は、優遇抽せんやポイント方式の申込みがあります。

※収入や自家所有者でないことなどの条件があります。

募集区分	対象になる方（一部抜粋）
【優遇抽せん募集（一部地区）】	申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ○ 甲優遇（当選率が一般の5倍） ・身体障害者手帳 5級以下 ・愛の手帳 4度 ・精神障害者保健福祉手帳 3級 ・難病患者等 ・原爆被爆者健康手帳所持者 ○ 乙優遇（当選率が一般の7倍） ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級
【抽せん方式募集（単身者用車いす使用者向住宅）】	申込者が、都内に3年以上居住する単身の車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～2級
【抽せん方式募集（単身者向住宅）】	申込者が、都内に3年以上居住する単身者で、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・精神障害者保健福祉手帳 1～3級 ・知的障がい者で上記の精神障がいの程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1～4度）
【ポイント方式募集（心身障がい者世帯）】 抽選をしないで、住宅に困っている 度合いの高い方から順に、入居資格 審査対象者としてします	申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級
【ポイント方式募集（車いす使用者世帯）】 抽選をしないで、住宅に困っている 度合いの高い方から順に、入居資格 審査対象者としてします	申込者本人または同居親族（満6歳以上）が、 車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～2級

詳しくは、各々申込書配布期間内に配られる「都営住宅入居者募集のご案内」をご覧ください。

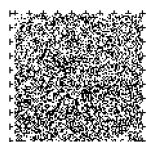
区営住宅の募集案内

問合 住宅政策課住宅運営係 ☎ 3579-2187

FAX 3579-5437

区営住宅に申し込み資格のある心身障がい者（申込者本人・同居親族）の方は、優遇抽せんの申込み等があります。

詳しくは、各々申込書配布期間内に配られる「区営住宅募集のご案内」をご覧ください。



視覚障がいのある方へ

広報いたばし等の点字版・録音版

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

身体障害者手帳(視覚障がい)所持者に、「広報いたばし」・「いたばし暮らしガイド」・「区議会だより」の点字版または録音版を郵送します。

中途失明者緊急生活訓練

問合 東京都盲人福祉協会 ☎ 3208-9001

都内在住で身体障害者手帳(視覚障がい)を所持し、18歳以上の方を対象に、指導員が訪問し、相談・歩行訓練・日常生活訓練・点字訓練等を行います。

スマホ・パソコン教室

問合 東京都盲人福祉協会 ☎ 3208-9070 専用電話

都内在住の身体障害者手帳(視覚障がい)を所持する18歳以上の方を対象に、スマートフォンの基礎、音声読み上げソフト等によるパソコン訓練を行っています。

家庭生活訓練

問合 東京都盲人福祉協会 ☎ 3208-9001

家庭内で日常生活活動に著しい制限を受けている都内在住で在宅の視覚障がい者を対象として、家事、家庭生活、身だしなみに関すること等の講習会を行います。

視覚障がい者のリハビリテーション

問合 東京視覚障害者生活支援センター ☎ 3353-1277

身体障害者手帳(視覚障がい)を所持する15歳以上の方に、歩行・点字・パソコン・スマートフォン・タブレット・日常生活動作(ADL)・ロービジョン・情報機器の各訓練及び相談支援を総合的にを行います。また、事務的職業への就労希望者やマッサージ資格保有者に就労移行支援も行っています。

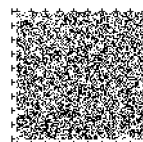
点字図書館・用具の販売

問合 日本点字図書館 ☎ 3209-0241
東京ヘレン・ケラー協会 ☎ 3200-0525
日本視覚障害者団体連合 ☎ 3200-0011

視覚障がいのある方に、次のサービスを行っています。事業内容は、機関により異なります。

事業内容

- ・点字図書、録音図書の製作・貸し出し
 - ・用具の販売
 - ・中途視覚障がい者のための点字教室
 - ・自立訓練(歩行、パソコン・スマホ、点字など)
 - ・希望点訳、個人朗読、対面リーディング
- ※サービスによっては都内在住・在勤・在学の方に限定されます。



点字図書の購入

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書を給付します（自己負担があります）。

対象になる方

身体障害者手帳を所持している視覚障がい者で、主な情報入手方法が点字の方

給付限度冊数（年間）

年間 6タイトル、又は24巻

ただし、辞書等一括購入しなければならないものは、この限りではありません。

対面朗読

問合 区内の図書館（清水図書館を除く）

視覚障がいのある方に、サポーターによる図書等の朗読を行います。

図書等の貸出

問合 区内の図書館（清水図書館を除く）

視覚障がいのある方に次のサービスを行います。

- 図書（点字図書を含む）の閲覧・貸出（30日）
- カセットテープ・CD（録音図書含む）の貸出（30日）

図書等の郵送サービス

問合 区内の図書館（清水図書館を除く）

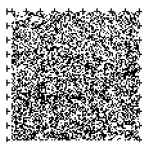
区内在住・在勤・在学の視覚障がい1～2級の図書館の利用が困難な方に、ご希望の点字図書・録音図書等を郵送します。貸出期間は30日です。

補装具の購入・修理

75・76ページをご覧ください

日常生活用具の購入

79ページをご覧ください



聴覚・言語障がいのある方へ

手話相談

問合 所管の障がいサービス課地域支援係（14・15 ページ参照）

手話通訳者を交えて相談ができるよう、次のように配置しています。

- 板橋地域支援係 ●赤塚地域支援係 ●志村地域支援係
月曜～金曜（赤塚地域支援係は月・火・木曜） 8：45～17：00
- 赤塚福祉課（赤塚庁舎地下1階） 月・水・木・金曜 8：45～17：00

手話通訳者・要約筆記者の派遣

問合 東京手話通訳等派遣センター

☎ 3358-6991 FAX 兼用

申込 E-mail itatsu@tokyo-shuwacenter.or.jp

新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階

聴覚障がいのある方に、コミュニケーション手段を確保するため手話通訳者・要約筆記者を派遣します。派遣は無料です。日曜、祝日も派遣できますので、早めに派遣センターに連絡してください。

<受付時間>

月～金	9時～19時	※12時～13時も受付しています。
土	9時～17時	
日・祝日	お休みです。	

申込方法

次の事項を上記の連絡先にお伝えください。

- ①名前 ②住所 ③FAX番号
- ④希望する派遣（板橋区登録手話通訳者、東京手話通訳等派遣センター通訳者又は要約筆記者）
- ⑤派遣希望日（曜日） ⑥派遣場所名称・住所
- ⑦待ち合わせ時間 ⑧待ち合わせ場所 ⑨内容 ⑩その他配慮して欲しいこと

読話講習会

問合 東京手話通訳等派遣センター

FAX 3354-6868 ☎ 3352-3335

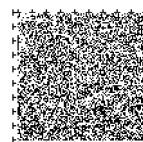
都内在住・18歳以上の身体障害者手帳所持者の中途失聴・難聴の方に、読話技術の指導を行い、中途失聴・難聴の方のコミュニケーション技術の習得を図ります（ろう学校在学中の方及び卒業生は除きます）。

電話リレーサービス

問合 （一財）日本財団電話リレーサービス

FAX 6275-0913 ☎ 6275-0912

聴覚や発話に困難のある人（きこえない人）と、きこえる人（聴覚障がい者等以外の人）との会話を通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができる、法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。電話リレーサービスのご利用を希望される方は、電話リレーサービス提供機関（一財）日本財団電話リレーサービスへお問い合わせください。



中途失聴者・難聴者手話講習会

問合 東京都福祉局障害者施策推進部企画課
社会参加推進担当
FAX 5388-1413 ☎ 5320-4147

都内在住・在勤の中途失聴・難聴の方に、簡単なコミュニケーションが可能な程度の手話技術についての講習を行います。

喉頭摘出者発声訓練

問合 公益社団法人銀鈴会 FAX 3436-3497 ☎ 3436-1820
E-mail office@ginreikai.or.jp ホームページ <https://www.ginreikai.net/>
〒105-0004 港区新橋 5-7-13 ビュロー新橋 901

病気などで喉頭摘出し、音声機能を喪失した方を対象に発声訓練を行います。

対象者

喉頭を摘出し音声機能を喪失した方

訓練内容

食道発声訓練、電気式人工喉頭器による発声訓練、シャント式発声訓練など
※週3回（火・木・土）、年間100回以上
会場：東京都障害者福社会館（港区芝 5-18-2）

費用

参加費は無料です。

盲ろう者への通訳・介助者派遣

問合 東京都盲ろう者支援センター FAX 6228-1283
☎ 6228-1282 E-mail tokyo-db@tokyo-db.or.jp

都内在住の盲ろう者・児（視覚障がいと聴覚障がいを重複する身体障がい者であって、身体障害者手帳を所持する方）のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため通訳・介助者を派遣します。派遣は無料です（ただし外出に必要な交通費は、通訳・介助者の分も含めて利用者の負担となります）。

東京都盲ろう者支援センター

問合 東京都盲ろう者支援センター FAX 6228-1283
☎ 6228-1282 E-mail tokyo-db@tokyo-db.or.jp

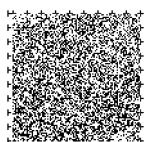
盲ろう者・児の自立と社会参加のために必要とされるサービスを総合的に提供します。

対象者

視覚と聴覚の両方に障がいのある方

事業内容

訓練事業：盲ろう者・児へのコミュニケーション訓練、生活訓練、パソコン訓練
総合相談支援事業：盲ろう者・児、家族、支援関係者への相談支援
社会参加促進事業：集団学習会、交流会
専門人材養成事業：支援・指導員の養成、訓練・研修プログラムの開発・普及
盲ろう児支援事業：盲ろう児向け交流会、ピアサポート



110 番アプリシステム

問合 警視庁通信指令本部指令計画第三係
☎ 3581-4321 (代表)

聴覚・言語機能に障がいがある方や音声による 110 番通報が困難な方は、携帯電話やスマートフォンから、文字による 110 番通報することができます。対応は都内で発生した事件、事故に限ります。

※音声による 110 番通報が可能な方は、通常の 110 番通報をお願いします。

【スマートフォンの場合】

iPhone の方は App Store で、Android の方は Google Play で、「110 番アプリ」を検索してインストールしてください。

【携帯電話の場合】

「<https://mobile110.npa.go.jp>」にアクセスしてください。

※通報時には、それぞれの電話会社との契約に応じた通話料金がかかります。

緊急ネット通報

問合 東京消防庁防災部防災安全課防災福祉係
FAX 3213-1478 ☎ 3212-2111 (内線 4245・4246)
E-mail bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

音声（肉声）による 119 番通報が困難な方は、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を通じて緊急通報することができます。利用には事前登録が必要です。

詳しくは、東京消防庁ホームページより「個人の方へ」-「119 番通報」-「緊急ネット通報のご案内」をご覧ください。

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

※消防車・救急車を要請するときは、「119 番」「緊急ネット通報」「119 番ファクシミリ通報」をご利用ください。

東京聴覚障害者支援事業所

問合 FAX 5464 - 6059 ☎ 5464-6058
E-mail soudan@ap.wakwak.com
渋谷区東 1-23-3

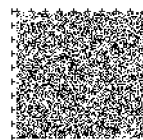
事業内容

就労移行支援事業（RONA スクール）

一般就労を目指す聴覚障がい者を対象に、就労するためのスキル（パソコン技能、マナー、コミュニケーション力習得など）の訓練を実施しています。

就労定着支援事業（RONA サポート）

障害者福祉サービスを利用して就職された方の、仕事やコミュニケーション、生活上の困りごとのサポートを行っています。



知的障がいのある方へ

通所施設

問合 所管の障がいサービス課地域支援係 (14・15 ページ参照)

自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、就労移行支援、就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)、生活介護などの障害福祉サービスを行っています。

各事業者についての情報は「東京都障害者サービス情報」

ホームページアドレス <http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/>

でもご覧になれます。

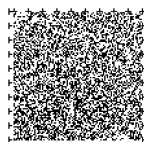
利用申請

所管の障がいサービス課地域支援係でご確認ください。

区立福祉園

板橋区では、就労継続支援 B 型、生活介護の 2 種類の施設として区立福祉園を設置しています。

名 称	所 在 地	電話番号	
加賀福祉園	板橋区加賀 1-7-2	3579-2366	生活介護: 25 名 就労継続支援 B 型: 60 名
小茂根福祉園	板橋区小茂根 3-12-21	3958-8831	生活介護: 40 名 就労継続支援 B 型: 30 名
高島平福祉園	板橋区高島平 9-25-12	3550-3403	生活介護: 36 名 就労継続支援 B 型: 30 名
高島平福祉園分場	板橋区高島平 9-1-8-201	5399-7170	就労継続支援 B 型: 20 名
蓮根福祉園	板橋区坂下 2-8-1-101	5392-0761	就労継続支援 B 型: 60 名
前野福祉園	板橋区前野町 4-16-1	5392-8731	就労継続支援 B 型: 30 名
赤塚福祉園	板橋区赤塚 6-19-14	5383-5741	生活介護: 60 名 就労継続支援 B 型: 40 名
徳丸福祉園	板橋区徳丸 3-41-16	3935-7213	生活介護: 90 名 就労継続支援 B 型: 40 名
小豆沢福祉園	板橋区東坂下 1-4-9	3969-5131	生活介護: 54 名
三園福祉園	板橋区三園 2-9-16	5383-9587	生活介護: 40 名



ひろば 広場あすなろ

問い合わせ 問 合 おおはらしょうがいがくしゅう おおはら
大原生涯学習センター（まなぼーと大原）
☎ 3969-0401 FAX 3969-0403

せいかつ そく がくしゅう かつどう しょう う む たが
生活に即した学習や活動をとおして、障がいの有無にかかわらずにお互いに
おし まな なかま おこな
教え、学びあう仲間づくりを行っています。

たいしょう かた 対象になる方

さい い か けいど ちてきしょう かた とくべつし えん がっきゅう とくべつし えん がっこう
15～39歳以下の軽度の知的障がいのある方で特別支援学級・特別支援学校に
かよ かた たいしょう ねん かい がつ こうほう など ぼしゅう し
通っていない方を対象に年に1回、1月に広報いたばし等で募集のお知らせをし
ます。
こうてき う かたゆうせん
公的サービスを受けていない方優先。

ちてきしょう しゃそうだんいん 知的障がい者相談員

らん
84ページをご覧ください

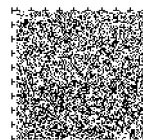
にちじょうせいかつようぐ こうにゅう 日常生活用具の購入

問い合わせ しょう かしょう そうだんがかり
問 合 障がいサービス課 障がい相談係
☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

ざいたく あい てちょうしょじしゃ ど にちじょうせいかつようぐ しきゅう しせつにゅうしょしゃ
在宅の愛の手帳所持者（1～2度）に、日常生活用具を支給します（施設入所者
とうぶ ほ ごぼう たいしょう くわ らん
は頭部保護帽のみ対象となります）。詳しくは、79ページをご覧ください。

きゅうふしゆもく 給付種目

- かさいけいほうき じどうしょうかそうち とくしゆ さいいじょう
・火災警報器 ・自動消火装置 ・特殊マット（3歳以上）
- とうぶ ほ ごぼう とくしゆべんき がくれいじ いじょう でんじちようり き さいいじょう
・頭部保護帽 ・特殊便器（学齢児以上） ・電磁調理器（18歳以上）
- かみ さいいじょう ぜんしんせいうんどうしょう じゅうど ちてきしょう ちょうふく
・紙おむつ（3歳以上、全身性運動障がいと重度の知的障がいの重複）
- はいせつよそくしえん き き がくれいじ いじょう
・排泄予測支援機器（学齢児以上）



精神障がいのある方へ

精神障がいのある方の主な制度を紹介しています。
 詳細な程度別制度一覧は、1～7ページをご覧ください。
 ※発達障がいのある方で、知的障がいを伴う場合は「知的障がい者」として、知的障がいを伴わない場合は「精神障がい者」として障害福祉サービス等の対象になります。

精神保健に関する相談

問合 各施設に直接お問合せください。

種 類	内 容
こころの健康についての相談 所管の健康福祉センター (14・15 ページ参照)	こころの悩みや、うつ病・統合失調病・発達障がいなどの精神疾患、ひきこもり、アルコール・薬物などの依存症、地域生活支援のことなどについて、困っている方やその家族の相談を保健師がお受けします。必要により、家庭訪問も行います。 ・相談日時 月～金 9:00～17:00(祝日を除く)
板橋区・精神保健福祉相談 所管の健康福祉センター (14・15 ページ参照)	精神科医による単発の相談事業です。疾病の見立てや対処法についてアドバイスします。 事前に地区担当保健師にお申込み下さい。
東京都・精神保健福祉相談 東京都立精神保健福祉センター 台東区下谷 1-1-3	こころの悩み、精神疾患や障がいに関する相談を関係機関と相談しながら行います。相談は電話のほか、予約制で面接相談も行っています。 ・こころの電話相談 ☎ 3844-2212 ・相談日時 月～金 9:00～17:00(祝日を除く)
東京都夜間こころの電話相談	こころの悩みや精神的問題で困った時、死にたくなるなどつらいときの夜間の電話相談です。専門の相談員が対応します。 ・相談専門電話 ☎ 5155-5028 ・相談日時 毎日 17:00～22:00(受付 21:30)
精神科夜間休日診療の相談 東京都保健医療情報センター(ひまわり) ☎ 5272-0303	夜間や休日に急に具合が悪くなり、受診できないときの救急医療相談です。必要に応じて病院等と連絡・調整をします。24時間年中無休。
東京都発達障害者支援センターの相談(こども TOSCA) 世田谷区船橋 1-30-9	18歳未満の発達障がいがある方やその家族等からの電話・面接相談を行っています。 ・直接電話 ☎ 6413-0231 ・受付日時 月～金 9:00～17:00(祝日を除く)
東京都発達障害者支援センターの相談(おとな TOSCA) 新宿区弁天町 91	18歳以上の発達障がいがある方やその家族等からの電話・面接相談を行っています。 ・直接電話 ☎ 5579-8207 ・受付日時 第2・4週 月～土 9:00～17:00(祝日を除く) その他の週 月火木金 9:00～17:00(祝日を除く)

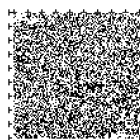
小児精神障害者入院費医療費助成

問合 所管の健康福祉センター(14・15 ページ参照)

精神科での入院治療が必要となった場合、入院費を助成します。ただし、入院時の食事代は、自己負担があります。

対象となる方

精神障がいのため入院治療を必要とする 18 歳未満の児童



通所施設

問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

日中活動事業（通所施設）として、就労移行支援、就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）、自立訓練（生活訓練）などの障害福祉サービスがあります。ご相談は所管の健康福祉センターへ、利用申請は所管の障がいサービス課地域支援係へご確認ください。

各事業者についての情報は、以下のホームページアドレス（「東京都障害者サービス情報」）でもご覧になれます。

<http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/>

地域活動支援センター

問合 スペースピア 南常盤台 2-1-7 ☎ 3554-3081
サン・マリーナ 桜川 3-20-11 ☎ 5399-4801

地域で生活する精神障がいのある方の日常生活の支援、相談、精神保健福祉サービスに関する情報提供や地域交流活動など、地域生活全般にわたっての具体的な支援を行っています。

精神障がい者グループホーム

問合 各施設へ

精神障がいのある方を対象に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活における必要な支援を行います。ご相談の窓口は、所管の健康福祉センターへ、利用申請は所管の障がいサービス課地域支援係へご確認ください。

各施設についての情報は、以下のホームページアドレス（「東京都障害者サービス情報」）でもご覧になれます。

<http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/>

日常生活用具の購入

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

在宅の精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）に、日常生活用具（火災警報器・自動消火装置）を支給します。詳しくは、79 ページをご覧ください。

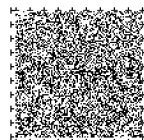
板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）

問合 ☎ 5964-5422 向原 3-7-9 最寄駅：小竹向原駅

発達障がいのある方とその家族が安定した日常生活や社会生活を送れるよう、利用者一人ひとりの特性に合わせた障がいの理解、社会参加の場の提供、環境整備、普及啓発などの支援を行います（ご利用の際はお電話でご予約ください）。

対象となる方

板橋区在住のおおむね 16 歳以上の発達障がいのある方、発達障がいの疑いのある方、その家族、関係機関など。



高次脳機能障がいのある方へ

高次脳機能障がいのある方の主な制度を紹介しています。
制度一覧は、1～7ページをご覧ください。

高次脳機能障がいに関する相談

問合 各施設へ直接お問い合わせください。

板橋区立障がい者福祉センター ☎ 3550-3401 FAX3550-3410 (月～金 9～17時) ※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く	■福祉サービス等の情報提供や、日常の不安・困っていることに対するご相談にお答えしています。
東京都心身障害者福祉センター ☎ 3235-2955 FAX3235-2957 (月～金 9～12時・13～16時) ※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く	■高次脳機能障害支援専用電話相談：高次脳機能障がいに関する、当事者・ご家族、地域機関、医療機関等からのご相談にお答えしています。

精神障害者保健福祉手帳

問合 所管の健康福祉センター（14・15ページ参照）

高次脳機能障がいのある方は、精神障害者保健福祉手帳の申請が出来ます。申請については、20ページをご覧ください。

障害福祉サービス等の支給

問合 18歳以上：所管の障がいサービス課地域支援係（14・15ページ参照）
18歳未満：障がいサービス課障がい児支援係（14ページ参照）

支給の対象となる障害福祉サービス等については、65ページをご覧ください。

いたばし高次脳機能障がい家族会

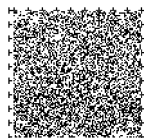
問合 みんなのセンターおむすび デイサービスおむすび
☎・FAX 3579-7059

毎月の第3日曜日に定例会を開催。情報交換や自由な意見交換を行っています。
また、下記ピアカウンセリングを担当しています。

高次脳機能障がいのピアカウンセリング

月1回開催。

詳しい日程は上記問合せ先（☎・FAX3579-7059）、又は板橋区障がい政策課相談事業推進係（☎ 3579-2089、FAX3579-4159）までお問合せください。



難病の方へ

難病の方の主な制度を紹介しています。制度一覧は、1～7ページをご覧ください。また国が指定する難病については、難病情報センターのホームページ <http://www.nanbyou.or.jp/> で疾患の解説等をご覧ください。

難病に関する相談

問合 各施設へ直接お問い合わせください。

在宅難病患者療養相談 所管の健康福祉センター (14・15 ページ参照)	在宅で療養中の方が、安心して療養生活を送れるように、保健師が療養上の相談に応じます。
東京都難病相談・支援センター ☎ 5802-1892 平日 10 時～17 時 (相談受付は、16 時まで) 文京区本郷 1-1-19 元町ウエルネスパーク西館 1 階	■療養相談 日常生活・療養生活における相談に、難病相談支援員が対応します。 ■就労相談 ・難病患者就労コーディネーターによる相談 ・難病患者就職サポーター（ハローワーク職員）による出張相談 ※要予約 ■難病医療相談会 ※要予約 専門医による個別相談を行います。 日時はホームページ等でお知らせ ■難病医療講演会 ※要予約 ■日常生活用具の展示 ■難病情報資料の提供
東京都難病ピア相談室 ☎ 3446-0220（相談専用） ☎ 3446-1144（予約・問合） 平日 10 時～17 時 (相談受付は、16 時まで) 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎 1 階	■疾病別ピア相談 日常生活・療養生活における相談にピア相談員（難病患者・家族）が対応します。※曜日で疾病が異なります。 ■患者・家族の交流会 ■患者会等の自主活動への支援 ■日常生活用具の展示 ■難病情報資料の提供

難病医療費等の助成

48 ページをご覧ください

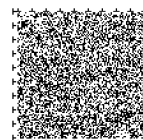
小児慢性特定疾病の医療費の助成

49 ページをご覧ください

障害福祉サービス等の支給

問合 18 歳以上：所管の障がいサービス課地域支援係（14・15 ページ参照）
18 歳未満：障がいサービス課障がい児支援係（14 ページ参照）

対象疾病については、72～74 ページ、支給の対象となる障害福祉サービス等については、65 ページをご覧ください。



在宅難病患者医療機器貸与事業（東京都）

問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

難病医療費等助成対象疾病（31～34 ページ参照）を主な原因として、在宅療養において吸入器・吸引器を必要とし、主治医の同意を得ている方に、在宅で使用する吸入器・吸引器を貸与します。ただし、障害者総合支援法における日常生活用具購入（79 ページ）の対象となる方は、原則、対象外です。

在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業（東京都）

問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

難病医療費等助成対象疾病にかかり、人工呼吸器を使用しながら在宅療養している方で、主治医が診療報酬の回数を超える訪問看護が必要と認める方が、1日複数回の訪問看護が受けられるよう、訪問看護ステーション等に委託して行います。

在宅難病患者一時入院事業（東京都）

問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

家族などの介護者が、病気や事故等により一時的に介護ができなくなった場合、難病の方（難病医療費等助成対象疾病にかかっている方）が、東京都が委託する病院に短期間入院することができます。

在宅難病患者訪問診療事業（東京都）

問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

難病医療費等助成対象疾病にかかり、寝たきり等により通院が困難な方に対して、専門医と主治医が訪問診療を行います。東京都から委託を受け、地区医師会が実施しています。

難病患者在宅レスパイト事業（東京都）

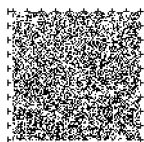
問合 東京都疾病対策課

※東京都が東京都訪問看護ステーション協会（ST協会）に委託
東京都では、在宅で人工呼吸器を使用している難病患者さんの在宅生活を支えているご家族等が、ご自身の病気治療や休息等の理由によって一時的に在宅で介護等ができなくなった場合で、病状等の理由により移送が困難な場合など一時入院が難しいときに、患者さんのお宅に看護人を派遣する事業を実施しています。申請等詳しくは、東京都保健医療局ホームページでご確認ください。

在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業（東京都）

問合 東京都疾病対策課

災害等による停電が生命の危機に直結する在宅人工呼吸器使用者の安全を確保するためには、人工呼吸器に電源を供給するための予備電源を整備する必要があります。予備電源等の物品の購入に要する経費について補助を行っています。申請等詳しくは、東京都保健医療局ホームページでご確認ください。



小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

問合せ 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

日常生活の利便を図るため、在宅で小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方に、必要な日常生活用具を給付する制度です。

対象になる方

在宅で小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方

※ただし、障害者総合支援法などの施策の対象となる方は、対象となりません。

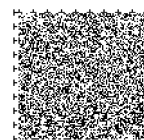
給付種目

種目	給付対象となる状況
便器	常時介助を要する方
特殊マット	寝たきりの状態にある方
特殊便器	上肢機能に障がいのある方
特殊寝台	寝たきりの状態にある方
歩行支援用具	下肢が不自由な方
入浴補助用具	入浴に介助を要する方
特殊尿器	自力で排尿できない方
体位変換器	寝たきり状態にある方
車椅子（電動以外）	下肢が不自由な方
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方 （在宅以外（入院中又は施設入所）の方についても対象）
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方
クールベスト	体温調節が著しく難しい方
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある方
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある方
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した方 （在宅以外（入院中又は施設入所）の方についても対象）
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した方 （在宅以外（入院中又は施設入所）の方についても対象）
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水泡やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある方

※人工鼻など健康保険の診療報酬で支給となる用具は、その支給の範囲を超えるものが本事業の対象となります。また、修理の費用は自己負担となります。

利用者負担

世帯の所得状況に応じた利用者負担があります。また、給付種目にはそれぞれ給付限度額があり、限度額を超えた金額についても利用者負担となります。



障がい児のサービス

児童の手当

37 ページ～ 43 ページをご覧ください

子どもの医療費助成

問合 子育て支援課子どもの手当医療係

☎ 3579-2374 FAX 3579-4151

子ども医療証 (乳) (子) (青)

18 歳になった最初の 3 月 31 日までの子どもの医療費を助成します。

- ・乳幼児医療証(乳) : 出生日から 6 歳になった最初の 3 月 31 日まで
- ・子ども医療証(子) : 乳終了後から 15 歳になった最初の 3 月 31 日まで
- ・高校生等医療証(青) : 子終了後から 18 歳になった最初の 3 月 31 日まで

※乳幼児医療証(乳)から子ども医療証(子)に、子ども医療証(子)から高校生等医療証(青)に切り替わる際、3 月末頃に新しい医療証が送付されます。

※高校生等医療証(青)の受給資格が終了し、心身障害者医療費助成(障)の対象となる場合は、改めて申請が必要です。心身障害者医療費助成(障)については、46 ページをご覧ください。

- 助成の範囲 保険診療の範囲内で自己負担となる医療費（ただし、入院時の食事療養費の標準負担額を除く）

ひとり親家庭などの医療証 (親)

18 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日まで（一定の障がいのある場合は 20 歳の誕生日の前日まで）の子どもと生活をとめている、下記に該当するひとり親家庭などの子どもとその親の医療費を助成します（保護者・扶養義務者の方の所得制限があります）。

- 母子・父子家庭、両親のいずれかに一定の障がいのある家庭、子どもが父又は母以外の方に養育されている家庭

- 助成の範囲 保険診療の範囲内で自己負担となる医療費の一部又は全部（ただし、入院時の食事療養費の標準負担額又は生活療養標準負担額を除く）

障害児通所サービス

問合 障がいサービス課障がい児支援係

☎ 3579-2148 FAX 3579-2364

申請手続き等は、71 ページをご覧ください。

※各通所サービスの事業者については、東京都障害者サービス情報のホームページでご覧いただけます。 <https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

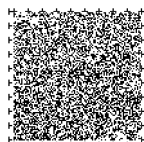
利用料

原則 1 割負担。ただし、下記サービス利用者については、利用料が無料となります。

※無料となるサービスは、「児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問支援」です。

※利用料以外（食事代等）の費用は自己負担となります。

詳細については障がい児支援係または各施設にお問い合わせください。



児童発達支援センター

問合 各施設

施設の概要	内 容
区立加賀福祉園児童ホーム (児童発達支援センター) 運営：社会福祉法人同愛会 ☎ 3962-5579 加賀 1-7-2 最寄駅 十条駅・下板橋駅・板橋区役所前駅	「幼児としての発達過程」「遊べる身体づくり」「意欲を育む環境と関係性」に留意し、ご家族や関係機関と協力しながら幼児期の発達を支援しています。発達に関するご相談も積極的に受け付けておりますので、遠慮なくご連絡ください。 ●児童発達支援事業 毎日グループ（月～金曜日 10：15～14：15 定員 30 名） ※バス送迎（条件あり） めろんグループ（親子通園・隔週水曜日・13：15～15：15・定員 20 名） ●相談支援事業 障害児支援利用計画作成 ●基本相談（無料） お子さんの発達について、電話・面談等での相談 心理発達検査の実施 ふどうグループ（親子通園・毎週水曜日・10：15～11：30・定員 15 名、概ね 2 歳児までの集団体験グループ）
東京YWCAキッズガーデン 運営：公益財団法人東京YWCA ☎ 5914-1854 坂下 1-34-25 最寄駅 志村三丁目駅	発達に障がいもしくは遅れや偏りのある就学前の子どもに対し、一人ひとりの特性に合った個別支援計画をもとに応用行動分析（ABA）の手法をベースにした療育を行い、地域の中で子どもが豊かに育つことを目指し、併せて家族支援を行います。 さらに、学齢期青年期の子どもたちには、余暇活動・社会体験プログラムを通して様々な可能性をひろげ、将来の社会生活につなげていきます。（定員 30 名、バス送迎あり） ●児童発達支援事業（2 歳～就学前幼児） 通園日 月～金曜日 ●放課後等デイサービス（6 歳～18 歳） 通園日 土曜日 ●相談支援事業 障害児支援利用計画作成 ●きょうだい児支援事業
ココロネ板橋 運営：社会福祉法人関西中央福祉会 ☎ 5964-5477 向原 3-7-9 最寄駅 小竹向原駅	肢体不自由や発達に遅れ、偏りがある就学前の子どもへ遊びを通してコミュニケーションや社会的能力、認知能力、運動・活動能力の成長を支援します。また、保育士の他に理学療法士や作業療法士、言語療法士も定期的に介入し、日々の療育の中で一人ひとりに応じた生活習慣の確立を目指します。（定員 30 名、バス送迎あり） ●児童発達支援事業（2 歳～就学前幼児） 通園日 月～金曜日 ●相談支援事業 障害児支援利用計画作成

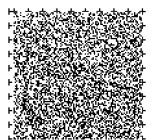
17
年
齢
別

医療的ケア児等コーディネーター事業

問合 障がいサービス課障がい児支援係

☎ 3579-2148 FAX 3579-2364

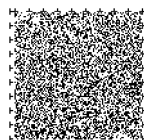
医療的ケア児等コーディネーターが、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、必要な情報の提供やアドバイスを行い、支援します。
※看護師を派遣し、医療的ケアを行う事業ではありません。



その他支援施設

問合 各施設

施設の概要	内 容
心身障害児総合医療療育センター 運営：社会福祉法人 日本肢体不自由児協会 ☎ 3974-2146 小茂根 1-1-10 最寄駅 小竹向原駅	●児童発達支援事業 就学前の障がい児と家族を対象に、療育活動を通して生活の支援を行います。 ●整肢療護園（医療型障害児入所施設・療養介護） 主に手足の不自由な子どものための施設で、各種訓練、治療（手術を含む）、看護、生活支援を行っています。学齢期の児童は特別支援学校に通学します。また、親子入園では就学前の障がいのある子どもと家族を対象に、約8週間入園し、各種訓練、看護、療育等多職種で支援し、在宅生活のサポートをしています。 ●むらさき愛育園（医療型障害児入所施設・療養介護） 心身ともに重度の障がいのある重症心身障がい者のための施設で、各種訓練、治療、看護と生活支援を行い、その人らしい生活が送れるよう支援しています。 ●短期入所事業 在宅支援の一つとして、家族の病気や休息等で短期間お預かりをしています。安全に生活できるよう看護・介護を提供します。 ●特定相談支援事業・障害児相談支援事業 障害福祉サービス等の利用について相談に応じ、「サービス等利用計画」の作成を行います。 ●放課後等デイサービス事業 学齢の障がい児と家族を対象に、スポーツを中心とした療育型のサービスを提供して生活の支援を行います。
都立北療育医療センター 運営：東京都 ☎ 3908-3001 北区十条台 1-2-3 最寄駅 十条駅・新板橋駅	●児童発達支援センター（1日あたり40人まで） 6歳未満（学齢前）の肢体不自由児が対象です。母子で週3～4日センターに通い、保護者にも療育の知識や支援の方法を身につけていただくことができます。 ●医療型障害児入所施設・療養介護（定員30名） 肢体不自由児を対象とした入園療育では、センターでの集団生活を経験しながら、心と体の成長と発達を促していきます。 ※学齢期の児童は、隣接する北特別支援学校に通学します。 ●医療型障害児入所施設・療養介護（定員40名） 心身ともに重度の障がいのある重症心身障がい児・者を保護し、治療と生活支援を行います。必要に応じて、機能訓練やレクリエーション活動などを提供し、豊かな生活が送れるよう援助します。 ※学齢期の児童は、隣接する北特別支援学校に通学又は訪問による教育を受けます。 ●生活介護（1日あたり30人まで） 心身に重度の障がいのある重症心身障がい者がセンターに通い、日常生活動作、運動機能の低下防止、医療的ケアなどを行い援助します。 ●短期入所 居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。 ●保育所等訪問支援 集団生活に適應するために専門的な支援を必要とする場合に、専門職が保育所等に訪問し、利用者への支援を行うとともに、施設職員に助言を行います。



板橋区子ども発達支援センター

問合 専門相談 ☎ 5917-0905 FAX 3974-8755

医療的ケア児相談窓口 ☎ 3956-0240 FAX 3956-0241

住所：小茂根 1-1-7 最寄駅：小竹向原駅

発達支援の専門相談

お子さんの発達に気がかりを感じた時に相談することができる最初の相談機関です（予約制・個別相談）。その他、お子さんへの関わり方などについてお話しする保護者向けの教室やお子さんに関わる区内関係機関の職員の方々への研修などを行っています。

対象：板橋区在住のおおむね 15 歳までのお子さんとそのご家族など

※週 1 回、出張相談を志村健康福祉センターで行っています。上記問合せ先にて予約ができます。

医療的ケア児相談窓口

医療的ケア児とご家族の困りごとや心配なことが相談できる相談機関です。来所による相談はもちろん、電話等での相談もできます。また、関係機関からの問合せもお受けしています。

対象：板橋区在住の医療的ケアを必要とする 18 歳未満のお子さんと 18 歳以上の高等学校等に在籍する方、ご家族、関係機関など

育児相談

問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

健康福祉センターでは、乳幼児健診などから発達に関する心配があると思われる方に、保健師や心理相談員による相談を行っております。お子さんの発達や行動に気になることがありましたら、随時保健師にご相談ください。

就学相談

問合 教育支援センター特別支援教育相談 ☎ 3579-2198 FAX 3579-4058

都立特別支援学校、区立小中学校特別支援学級（知的）への就学・転学及び STEP UP 教室（情緒）への入室を希望される方の相談を行っています。

※在学途中に STEP UP 教室への入室を希望される場合は、在籍校に相談してください。

教育相談（心理・言語専門相談）

問合 教育支援センター ☎ 3579-2197

成増教育相談室 ☎ 3975-9693

発達の課題に関する悩みや不登校の悩み、言葉がうまく話せない悩みなどについての相談をお受けしています。

対象：（心理専門相談）板橋区内在住の 3 歳（年少児相当）から 18 歳までのお子さん及び区立小中学校在学の児童・生徒

（言語専門相談）板橋区内在住の 3 歳（年少児相当）から未就学のお子さん

※成増教育相談室では言語専門相談は行っておりません。

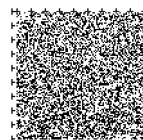
※相談は予約制です。相談をご希望の方は、お電話にてお申込みください。

放課後等デイサービス事業

問合 障がいサービス課障がい児支援係 ☎ 3579-2148 FAX 3579-2364

学校通学中の障がい児を対象に、放課後や学校休業日において生活能力の向上のために必要な訓練及び社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

※事業者情報はインターネットで検索できます。<http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/>



17

年齢別

65歳以上の方へ

介護保険・高齢者制度の窓口

制度一覧（65 歳以上の方）

65歳未満の方の制度一覧は
1 ページをご覧ください。

●概ね対象 △一部対象

			割引・免除															
			都営交通無料乗車券	精神障害者都営交通乗車証	鉄道	民営バス	航空	旅客船・フェリー	タクシー	有料道路	区営有料自転車駐車場	公共駐車場	区立文化・体育施設	都立公園入場料	都立文化施設利用料等	NHKテレビ受信	郵便料金の減額	
参照ページ			21	22	22	23	23	23	23	24	25	25	25	25	25	26	26	
所得限度額																		
利用者負担																		
身体障害者手帳	視覚	1級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		2級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		3級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		4級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		5級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		6級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
	聴覚 または 平衡機能	2級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		3級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		4級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		5級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		6級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		音声・ 言語	3級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	
	4級		●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
	肢体 不自由		1級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	
			2級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	
			3級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	
			4級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△	
		5級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		6級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
	内部	1級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		2級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		3級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		4級	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
愛の手帳	知的	1度	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		2度	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		3度	●		●	●	●	●		△	●		●	●		△		
		4度	●		●	●	●	●			●		●	●		△		
精神障害者 保健福祉手帳	精神	1級		●	●	●					●		●	●		△		
		2級		●	●	●					●		●	●		△		
		3級		●	●	●					●		●	●		△		
		なし									△		△					
難病											△		△					

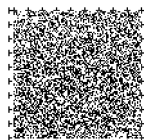
本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

17
年齢別



制度一覧（65 歳以上の方）

65歳未満の方の制度一覧は

1 ページをご覧ください。

●概ね対象 △一部対象

割引・免除		税の控除・減免							手当	医療										
N-T 電話番号案内	携帯電話	所得税・住民税	自動車税	個人事業税	相続税	贈与税	利子	ニユー福祉定期貯金	特別障害者手当	心身障がい児（者） 歯科診療	難病医療費等の助成	B型・C型肝炎ウイルス肝炎／ 肝がん・重度肝硬変の医療費助成	高齢者用肺炎球菌予防接種の助成	帯状疱疹予防接種の助成	インフルエンザ新型コロナウイルス予防接種の助成	特定疾病療養受療証				
27	27	28	28	29	29	29	29	29	36	48	48	49	49	50	50	51	参照ページ			
				有					有		有	有	有	有	有	有	所得限度額			
										有	有	有	有	有	有	有	利用者負担			
●	本文ページをご確認ください	●	△	△	●	●	●	本文ページをご確認ください									1級	視覚	身体障害者手帳	
●		●	△	△	●	●	●										2級			
●		●	△	△	●		●										3級			
●		●	△	△	●		●										4級			
●		●		△	●		●										5級			
●		●		△	●		●										6級			
△		●	△	△	●	●	●										2級	聴覚 または 平衡機能		
△		●	△	△	●		●										3級			
△		●		△	●		●										4級			
△		●	△	△	●		●										5級			
△		●		△	●		●										6級	音声・ 言語		
●		●	△	△	●		●										3級			
●		●	△	△	●	●	●										4級			肢体 不自由
△		●	△	△	●		●										5級			
●		●	△	△	●		●										6級			
●		●	△	△	●	●	●										1級	内部		
●		●	△	△	●		●										2級			
		●	△	△	●		●										3級			
		●	△	△	●		●										4級			
●		●	△	△	●	●	●										1度	知的		
●		●	△	△	●	●	●										2度			
●		●	△	△	●	●	●										3度			
●		●		△	●	●	●										4度			
●		●			△	●	●										1級	精神		愛の手帳
●		●			△	●	●										2級			
●		●			△	●	●										3級			
																	なし	難病		精神障害者 保健福祉手帳

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

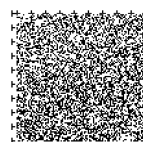
本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

本文ページをご確認ください

17 年齢別

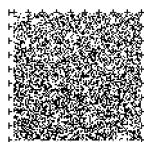


制度一覧（65 歳以上の方）

65歳未満の方の制度一覧は
1 ページをご覧ください。

●概ね対象 △一部対象

			社会参加				日常生活				各種相談									
			福祉タクシー券・自動車燃料券	駐車禁止等除外標章の申請・交付先	障害者休養ホーム	選挙	「広報いたばし」無料送付サービス	青い鳥葉書の無償配付	障がい者世帯のこみの戸別収集	避難行動要支援者名簿制度	権利擁護に関する相談	成年後見制度	バリアフリー等に関する相談窓口	生活保護（生活の相談）	保健福祉サービスに関する情報解決機関	民生委員・児童委員	身体障がい者相談員	知的障がい者相談員		
参照ページ			54	57	58	59	63	63	63	64	82	82	82	83	83	83	84	84		
所得限度額			有																	
利用者負担					有															
身体障害者手帳	視覚	1級	△	△	●	●	△	△	△	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください		
		2級	△	△	●		△	△	△											
		3級		△	●		△		△											
		4級		△	●		△		△											
		5級			●		△		△											
		6級			●		△		△											
	聴覚 または 平衡機能	2級		△	●		△	△	△											
		3級		△	●		△		△											
		4級			●		△		△											
		5級			●		△		△											
		6級			●		△		△											
		音声・ 言語	3級			●		△											△	
	4級				●		△		△											
	肢体 不自由		1級	△	△	●	△	△	△										△	
			2級	△	△	●	△	△	△										△	
			3級	△	△	●		△											△	
			4級		△	●		△											△	
		5級			●		△		△											
		6級			●		△		△											
	内部	1級	△	△	●	●	△	△	△											
		2級		△	●	●	△	△	△											
		3級		△	●	●	△		△											
		4級			●		△		△											
愛の手帳	知的	1度	△	△	●		△	△	△											
		2度	△	△	●		△	△	△											
		3度			●		△		△											
		4度			●		△		△											
精神 保健福祉手帳	精神	1級		△	●		△		△											
		2級			●		△		△											
		3級			●		△		△											
		なし					△		△											
難病			△	△			△		△											

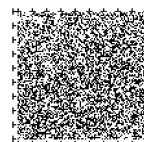


制度一覧（65 歳以上の方）

65歳未満の方の制度一覧は
1ページをご覧ください。
●概ね対象 △一部対象

各種相談			住宅												
板橋区消費者センター	障がい者虐待防止	障がいを理由とする差別に関する相談	板橋りんりん住まいるネット	公共住宅の相談	住宅情報ネットワーク事業	家賃等債務保証支援制度	リフォーム支援事業	木造住宅の耐震化推進助成	耐震シエルター等設置工事助成	都営住宅の募集案内	区営住宅の募集案内				
85	85	85	87	87	87	88	88	88	89	90	90	参照ページ			
									有			所得限度額			
								有	有			利用者負担			
本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	本文ページをご確認ください	●	●	△	△	本文ページをご確認ください	●	△	△	△	1級	視覚	身体障害者手帳	
			●	●	△	△		●	△	△	△	2級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	3級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	4級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	5級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	6級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	2級	聴覚 または 平衡機能		
			●	●	△	△		●	△	△	△	3級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	4級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	5級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	6級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	3級			音声・ 言語
			●	●	△	△		●	△	△	△	4級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	1級	肢体 不自由		
			●	●	△	△		●	△	△	△	2級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	3級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	4級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	5級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	6級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	1級	内部		
			●	●	△	△		●	△	△	△	2級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	3級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	4級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	1度	知的	愛の手帳	
			●	●	△	△		●	△	△	△	2度			
			●	●	△	△		●	△	△	△	3度			
			●	●	△	△		●	△	△	△	4度			
			●	●	△	△		●	△	△	△	1級	精神	精神障害者 保健福祉手帳	
			●	●	△	△		●	△	△	△	2級			
			●	●	△	△		●	△	△	△	3級			
			●	●	△	△		●	△			なし			
			●	●	△	△		●	△	△	△	●	△	△	△

17
年齢別



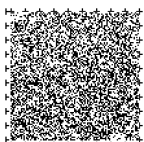
区の委託相談窓口

おとしより相談センター (地域包括支援センター)

相談時間：月～土 9時～17時
(日曜・祝日・年末年始は休み)

住み慣れたまちで、いつまでも安心して生活できるように、高齢者のみなさんを支えるための相談窓口です。保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携しながら、高齢者のみなさんとそのご家族を総合的に支援していきます。必要に応じてご自宅まで訪問しますので、お気軽にご相談・お問合せください。【相談無料・秘密厳守】

お住まいの地区	担当窓口名称	所在地	電話番号
加賀1・2丁目(1～5番、12～18番)、板橋1・2丁目(1番～17番、22～53番、56～69番)・3・4丁目、大山東町(17番、19番、21～25番、28番、30～55番)	板 橋	加賀1-3-1 老人保健施設シルバーピア加賀内	5248-2892 FAX 5248-2897
板橋2丁目(18～21番、54番、55番)、大山金井町、大山東町(1～16番、18番、26番、27番、29番)、熊野町、中丸町、幸町(1～6番)、南町	熊 野	中丸町27-11 中丸集会所併設	5926-6566 FAX 3973-3531
加賀2丁目(6番～11番、19番～21番)、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町	仲 宿	氷川町38-6 フローラル大山1階	5944-4611 FAX 5944-4612
大山町、幸町(7～66番)、大山西町、弥生町、仲町、中板橋、大山東町(20番、56～60番)	仲 町	仲町20-5 仲町ふれあいセンター内	5917-5201 FAX 5917-5202
本町、大和町、双葉町、富士見町	富士見	大和町26-3 大和集会所併設	6905-6425 FAX 5943-5061
大谷口1・2丁目、大谷口上町、大谷口北町、向原1～3丁目、小茂根1・2丁目	大谷口	向原3-7-8 特別養護老人ホームケアホーム板橋内	5964-5620 FAX 5964-5628
上板橋1～3丁目、常盤台1～4丁目、南常盤台1・2丁目、東新町1丁目	常盤台	常盤台4-36-6 上板橋病院隣り	5398-8651 FAX 5398-8653
清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町	清 水	泉町16-16 清水地域センター併設	3558-6500 FAX 3558-6501
志村1～3丁目、小豆沢1～4丁目、坂下1丁目(1～26番、28番)、相生町(1番～12番11号、13～16番)、東坂下1丁目	志村坂上	小豆沢1-12-4	3967-2131 FAX 3967-2132
若木1～3丁目、中台1～3丁目、西台1・2丁目(1番～30番4号、41番、42番)・3丁目(1～46番、48～54番)・4丁目	中 台	若木1-21-3 特別養護老人ホーム若木ライフ内	3933-8875 FAX 3933-1955
蓮根1～3丁目、坂下1丁目(27番、29～41番)・2・3丁目、相生町(12番12号と13号、17～26番)、東坂下2丁目	蓮 根	東坂下2-2-22 特別養護老人ホームいずみの苑内	5970-9106 FAX 5914-6293
舟渡1～4丁目、新河岸1・2丁目、高島平7～9丁目	舟 渡	舟渡3-4-8 特別養護老人ホームケアポート板橋内	3969-3136 FAX 3969-3155
前野町1～6丁目	前 野	前野町2-30-9 カレッジコート1階	5915-2636 FAX 5915-2697
小茂根3～5丁目、東山町、東新町2丁目、桜川1～3丁目	桜 川	東新町2-36-5 ウェルネススペース桜川併設	3959-7485 FAX 3959-7452
赤塚1・2・5丁目(1～17番)・6～8丁目、赤塚新町1～3丁目、大門、四葉1丁目(3番10号、4番～31番)・2丁目	下赤塚	四葉2-21-16 老人保健施設エーデルワイス内	3930-1821 FAX 3930-1874
赤塚3・4・5丁目(18～36番)、成増1～4丁目	成 増	成増4-14-18 特別養護老人ホームケアタウン成増内	3939-0678 FAX 3939-3510
高島平4～6丁目、成増5丁目、三園1・2丁目、新河岸3丁目	三 園	成増5-6-3 サービス付高齢者向け住宅みどりの杜内	3939-1101 FAX 3939-1136
西台2丁目(30番5号～17号、31番～40番)・3丁目(47番、55番～57番)、徳丸1～8丁目、四葉1丁目(1番～3番(3番10号を除く))	徳 丸	徳丸3-32-28 特別養護老人ホームマイライフ徳丸内	5921-1060 FAX 3933-0805
高島平1～3丁目	高島平	高島平2-32-2 高島平団地1階	5922-5661 FAX 5922-5655



介護保険対象の障がいのある方へ

問合 介護保険課 ☎ 3579-2356 FAX 3579-3402

障がい者サービスについては、各サービスの窓口へお問合せください

介護保険について

介護保険は、介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で、その人の希望を尊重し、自立した生活を送れるよう、社会全体で支える制度です。

介護保険のサービスを受けられる方

- 65 歳以上の方（「第 1 号被保険者」といいます）
 - ・寝たきり、認知症等で入浴、排せつ、食事などの日常の生活動作について、常に介護が必要であると認定された方
 - ・家事や身支度等の日常生活に支援が必要と認定された方
- 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（「第 2 号被保険者」といいます）
 - ・初老期における認知症、脳血管疾患等、下表の特定疾病によって介護等が必要と認定された方
- 特定疾病（介護保険法施行令第 2 条で定める疾病）

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）		
関節リウマチ	筋萎縮性側索硬化症	後縦靱帯骨化症
骨折を伴う骨粗鬆症	初老期における認知症	
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病		脊髄小脳変性症
脊柱管狭窄症	早老症	多系統萎縮症
糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症		
脳血管疾患	閉塞性動脈硬化症	慢性閉塞性肺疾患
両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症		

65 歳以上の方は介護保険制度が優先です。

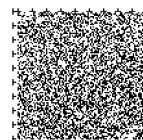
「障害者手帳所持者」でも「介護保険制度対象の方」は、共通サービス（下表参照）の利用を希望される場合、介護保険の認定を受け、介護保険のサービスを利用することになります。

介護保険サービス名	介護保険サービスの概要	対象者	障がい者制度サービス名
訪問介護 ※ 1 訪問型サービス	ホームヘルパーの派遣	要介護・要支援★	介護給付 (ホームヘルプサービス)
訪問入浴介護 ※ 2 介護予防訪問入浴介護	巡回入浴車が自宅を訪問し、入浴介護	要介護・要支援	訪問入浴サービス
通所介護 ※ 2 通所型サービス	通所による食事・入浴などの介護や機能訓練	要介護・要支援	地域活動支援センター (デイサービス)
短期入所生活（療養）介護 ※ 2 介護予防短期入所生活（療養）介護	施設で一時的に受ける介護		短期入所 (ショートステイ)
福祉用具貸与 ※ 2 介護予防福祉用具貸与	・車いす・車いす附属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器 ・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助杖 ・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト ・自動排せつ処理装置 ◎要介護 1 及び要支援 1・2 の方は、利用できない場合があります。	要介護・要支援	補装具 日常生活用具
特定福祉用具購入 ※ 2 特定介護予防福祉用具購入	・腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具・自動排せつ処理装置の交換可能部品・排せつ予測支援機器・固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・単点杖（松葉杖を除く）と多点杖の購入費の支給		
居宅介護住宅改修 ※ 2 介護予防住宅改修	・手すりの取り付け・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化を目的とした床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え その他上記に付帯して必要となる住宅改修費の支給		住宅設備改善

※ 1 要支援 1・2 及び、総合事業対象者（★）の方が利用する際のサービス名称です。

※ 2 要支援の方が利用する際のサービス名称です。

17
年齢別



割引・税の減免

21 ページ～ 29 ページをご覧ください

タクシー、バス、鉄道などの割引や所得税、住民税などの減免があります。

東京都シルバーパス

問合 一般社団法人東京バス協会 ☎ 5308-6950

満 70 歳以上の都民の方に、申し込みにより都営交通と都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」が発行されます。前年の所得により費用負担があります。満 70 歳になる月の初日（1 日生まれの方は、前月 1 日から）から発行できます。

常設交付場所	交通案内	営業時間	電話番号
国際興業バス 成増駅北口案内所 アリエスビル 1 階	東武東上線 成増駅北口 徒歩 2 分	月～金 14:00～19:00 土・日・祝 10:30～18:00 ※土・日・祝は、14:30～15:30 を除く	3934-1123
国際興業バス 志村営業所	都営三田線 志村三丁目駅 徒歩 3 分	毎日 9:00～20:00	3966-2247
高島平駅 定期券発売所	都営三田線 高島平駅構内	毎日 9:00～20:00	3935-0541
巣鴨駅 定期券発売所	都営三田線 巣鴨駅構内	毎日 9:00～20:00	3949-3997

※「東京都シルバーパス」は区役所・地域センター・区民事務所では扱っていません。

特別障害者手当

36 ページをご覧ください

2 つ以上の重度の障がいがある方に手当を支給しています。

後期高齢者医療制度への任意加入

問合 後期高齢医療制度課 ☎ 3579-2373
FAX 3579-3402

75 歳（次のいずれかに該当する場合は申請により 65 歳）以上の方を対象とする医療制度です。世帯や所得の状況等によりますが、保険料や自己負担額が有利になる場合がありますのでご相談ください。

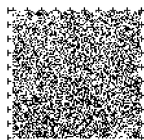
対象になる方（次のいずれかに該当）

- ①身体障害者手帳 1 級～3 級と 4 級の一部
 - ②愛の手帳 1 度～2 度
 - ③障害年金 1 級～2 級
 - ④精神障害者保健福祉手帳 1 級～2 級
- 生活保護世帯の方は対象となりません。

福祉タクシー券・自動車燃料券の交付

54 ページをご覧ください

対象の方には、タクシー料金の支払いに利用できる福祉タクシー券又は給油料金の支払いに利用できる自動車燃料券のどちらかを交付します。



高齢者安否確認コール

問合せ おとしより保健福祉センター（11 ページ参照）

コールセンターから、定期的な電話による安否確認を行います。不通の際、緊急連絡先の方等へお知らせすることで、ご家族等による安否確認の支援を行います。

【対象】 65 歳以上のひとり暮らしの方（65 歳以上の方のみの世帯や同居家族の安否確認が困難な状況にある世帯を含む）

【電話回数】 月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）のうち 2 日以内

【費用】 無料

緊急通報システム機器の設置

問合せ 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

65 歳以上の高齢者のみの世帯（日中独居世帯を含む）が対象です。

自宅内で突然具合が悪くなり、専用通報機又はペンダント型通報機のボタンを押した時、または自宅内に取り付けたセンサーが異常を感知した時に、緊急通報システムの事業者に通報が入ります。24 時間体制で待機しているスタッフが通報機等で安否確認を行い、必要に応じ、現場派遣員の出動、119 番への通報、緊急連絡先への連絡を行います。

緊急時以外にも、健康や医療などについて相談することができます。なお、ご利用にあたり費用の一部負担があります。

利用者負担額

生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付世帯の方	月額利用料	0 円
住民税非課税世帯の方	月額利用料	400 円
住民税課税世帯の方	月額利用料	1,400 円

家具転倒防止器具取付費用の助成

問合せ 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

65 歳以上の高齢者のみの世帯等を対象に、地震の際に家具の転倒を防止する器具（L 字型金具等）を取り付ける費用を助成します。限度額を超えた費用は利用者の負担になります。

助成額

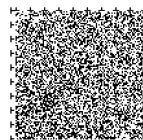
22,000 円

補聴器購入費用の助成

問合せ 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

65 歳以上で非課税世帯、聴覚障がいによる障害者手帳の交付対象とならない方で両耳または片耳が中等度難聴と医師が判定した場合に、補聴器購入費用の一部を助成します。

助成限度額は 50,000 円（限度額を超えた部分については自己負担）、助成は 1 回限りになります。修理経費及び付属品のみの購入や、区に申請書を提出し、交付が決定する前に購入した補聴器については対象外です。



紙おむつ等の支給

問合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

介護保険の要介護1以上の方で、紙おむつを必要とする常時失禁状態の方に、紙おむつ等を支給します。費用は、無料です（東京23区外への配送は送料が有料となります）。

また、入院及び入所（有料老人ホーム・グループホーム等在宅扱い施設）で、病院（施設）指定の紙おむつ等しか使用できない方には、月7,000円まで紙おむつ等の費用を現金助成します。なお、要介護度や世帯の最多所得者の所得により支給できない場合があります。また、生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付世帯・介護保険の施設サービスを利用中の方は対象になりません。

理美容師派遣サービス

問合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

65歳以上で、介護保険の要介護3以上の方に、自宅等で調髪を受けることができる理美容券（年6枚限度）を支給します。費用は、住民税非課税世帯は一回500円、住民税課税世帯は一回1,500円、生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯は無料です。なお、調髪の際には、介助していただく方が必要となりますのでご注意ください。

高齢者等配食サービス事業

問合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

65歳以上の高齢者が対象で、板橋区の登録配食事業者が食事を届け、利用者の皆様の安否確認を行います。安否確認がとれない際に、緊急連絡先（親族等）へ連絡するとともに、場合により警察や消防へ通報し、状況を区に報告します。
※食費は全額自己負担になります。

ひとりぐらし高齢者見守りネットワーク事業

問合 おとしより保健福祉センター（11ページ参照）

ひとり暮らし高齢者等を地域ぐるみで見守り支えるために、民生委員・児童委員、おとしより相談センターなどと情報交換を行い、ネットワークの強化を図ります。また、「ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿」を作成し、当該名簿を警察・消防や区関係機関へ配付し、緊急時の対応等に活用します。

【対象】原則として70歳以上でひとり暮らしの方

【費用】無料

高齢者見守りキーホルダー事業

問合 おとしより保健福祉センター（11ページ参照）

キーホルダーを常に携帯することで、外出先で突然倒れたときなどに、見守りキーホルダーの識別番号により、おとしより相談センター・警察署・消防署が素早く身元を確認し、緊急連絡先（親族等）に繋げることができます。

※緊急連絡先の登録は必須となります。

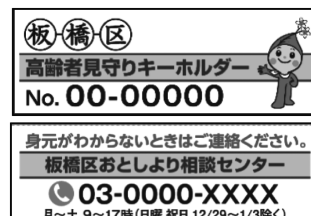
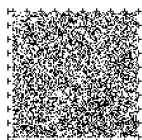
※キーホルダーには、個人情報記載されません。

【対象】65歳以上の方

【費用】無料

【申込】お住まいの地区を担当する

おとしより相談センター（112ページ参照）



日常生活用具給付

問合せ 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

65歳以上で、下記の要件を満たす方が日常生活用具一覧から選んだものを区が給付します（用具一覧についてはホームページまたは電話にてご確認ください）。

一覧を掲載するにあたり各種目には価格限度額を設定しています。

※給付には自己負担金が発生し、限度額内の用具については、生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付世帯を除き、住民税非課税世帯の方は1割負担、住民税課税世帯の方は3割負担となります。限度額を超えた額については全額自己負担となります。

※各種目1人1回に限り給付（電磁調理器・電子レンジはいずれか1種類のみ）

用具の種類	対象となる方の要件	備 考
空気清浄機	要介護1以上で、おむつ又はポータブルトイレを常時使用している方。	要介護認定を受けた方が対象です。
電磁調理器 又は 電子レンジ	認知症等で防火の配慮が必要な1人暮らし（日中のみ1人暮らしの場合も含む）の方。	電磁調理器とは卓上IH調理器で、付属品は片手鍋・両手鍋・フライパン・ケトルから選択できます。電子レンジは、オーブン機能付きを除きます。対象者自身が機器を操作できない場合は給付の対象外です。
シルバーカー	歩行に補助が必要な方で、当該用具を安全に使用できる方。ただし、要介護2以上の認定を受けている方は対象になりません。	手元にブレーキがあり、四輪車で前に押し前進するもの。ただし、介助機能を備えるもの及び介護保険法に定める歩行器は給付の対象になりません。

住宅設備改修費の助成

問合せ おとしより保健福祉センター（11ページ参照）

65歳以上で、住宅の改修が必要と認められる方に、住宅設備の改修費を助成します。ただし、工事着工後の申請は出来ません。事前の相談が必要です。

（1）介護予防住宅改修（助成限度額10万円まで）

手すりの取付け、段差の解消 など

（2）住宅設備改修

①浴槽の取替え（助成限度額20万円まで）

②流し又は洗面台の取替え（助成限度額15万円まで）

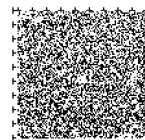
※各限度額内で、生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付世帯を除き、住民税非課税世帯は見積額の1割、住民税課税世帯は見積額の3割の自己負担となります。

限度額を超えた額については、全額自己負担となります。

※介護保険制度の要介護認定の判定を受けた方、及びおとしより相談センター（地域包括支援センター）で介護予防が必要と認められた方が対象です。

17

年
齢
別



索引

あ行

該当ページ

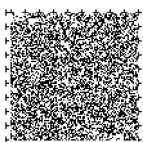
愛の手帳（療育手帳）	19
青い鳥葉書の無償配付	63
育児相談	107
医療的ケア児等コーディネーター事業	105
医療的ケア児等の家族の就労等支援事業	61
育成医療（自立支援医療）	52・53
意思疎通支援	77
板橋区緊急保護事業（赤塚ホーム）	61
板橋区子ども発達支援センター	107
板橋区消費者センター	85
板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）	99
いたばし高次脳機能障がい家族会	100
板橋りんりん住まいるネット	87
移動支援	77
インフルエンザ・新型コロナ予防接種の助成	50
NHKテレビ受信料の減免	26
NTT電話番号案内（104）の無料利用	27
おとしより相談センター	112

か行

介護保険対象の障がいのある方へ	113
各種セミナー・地域交流会	58
家具転倒防止器具取付費用の助成	62
家具転倒防止器具取付費用の助成（65歳以上）	115
家庭生活訓練	91
紙おむつ等の支給	60
紙おむつ等の支給（65歳以上）	116
教育相談（心理・言語専門相談）	107
緊急通報システム機器の設置	62
緊急通報システム機器の設置（65歳以上）	115
緊急ネット通報	95
区営住宅の募集案内	90
区営有料自転車駐車場使用料の減免	25
区立文化・体育施設利用料の減免	25
携帯電話料金の割引	27
権利擁護に関する相談	82
後期高齢者医療制度への任意加入	114
公共住宅の相談	87
公共駐車場の割引	25
航空旅客運賃の割引	23
高次脳機能障がいに関する相談	100
更生医療（自立支援医療）	52
喉頭摘出者発声訓練	94
広報いたばし等の点字版・録音版	91
「広報いたばし」無料送付サービス	63
高齢者安否確認コール	115
高齢者等配食サービス事業	61
高齢者等配食サービス事業（65歳以上）	116
高齢者見守りキーホルダー事業	116
高齢者用肺炎球菌予防接種の助成	49
個人事業税の減免等	29

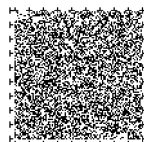
該当ページ

子どもの医療費助成	104
子どもの精神疾患の医療費助成（通院・入院）	52・98
さ行	
在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	61
在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業（東京都）	102
在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成	63
在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置給付事業	63
在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業（東京都）	102
在宅難病患者一時入院事業（東京都）	102
在宅難病患者医療機器貸与事業（東京都）	102
在宅難病患者訪問診療事業（東京都）	102
産科医療補償制度	51
視覚障がい者のリハビリテーション	91
施設利用（障がい者福祉センター）	58
児童育成手当（育成手当・区制度）	37
児童育成手当（障害手当・区制度）	38
自動車運転教習費の助成	55・56
自動車改造費の助成	56
自動車税種別割・軽自動車税（種別割）・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免	28・29
児童発達支援センター	105
児童扶養手当（国制度）	38・39
就学相談	107
重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業	61
住所変更の手続（身体障害者手帳・愛の手帳）	20
住宅情報ネットワーク事業	87
住宅設備改修費の助成（65歳以上）	117
住宅設備改善	89
重度心身障害者手当（都制度）	35
重度脳性麻痺者介護事業	61
手話相談	93
手話通訳者・要約筆記者の派遣	93
障害基礎年金（国民年金）	44
障害厚生年金・障害手当金（厚生年金）	44
障がい児（者）水泳教室	58
障害児福祉手当（国制度）	40
障がい者虐待防止	85
障害者休養ホーム	58
障がい者週間記念行事	59
障がい者スポーツ大会	58
障がい者世帯のごみの戸別収集	63
障がい者の就労・雇用の相談	86
障がい者レクリエーション・スポーツ教室	59
障がい児を対象とした通所サービス	71
障がいの手当の一覧	42・43
障害福祉サービス等の支給	65・70
障がい者を理由とする差別に関する相談	85
小児精神障害者入院費医療費助成	98
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	103
小児慢性特定疾病の医療費助成	49



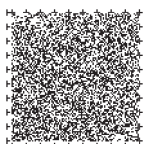
	該当ページ
所得制限限度額	41
所得税・住民税の障害者控除	28
寝具洗濯乾燥	60
心身障がい児（者）歯科診療	48
心身障害者医療費助成（マル障）	46・47
心身障害者福祉手当（区制度）	30
心身障害者扶養共済（都制度）	45
心身障害者扶養年金（都制度）	45
身体障がい者相談員	84
身体障害者手帳	18
身体障害者補助犬の給付	57
スマホ・パソコン教室	91
生活保護（生活の相談）	83
精神障がい者グループホーム	99
精神障害者都営交通乗車証	22
精神障害者保健福祉手帳	20
精神通院医療（自立支援医療）	52
精神保健に関する相談	98
選挙	59
相続税の減額	29
相談支援	77
贈与税の非課税	29
その他支援施設（障がい児）	106
た行	
大気汚染医療費助成	50
带状疱疹予防接種の助成	50
耐震シェルター等設置工事助成	89
対面朗読	92
タクシー料金の割引	23
地域活動支援センター	77・99
知的障がい者相談員	84
駐車禁止等除外標章の申請・交付先	57
中等度難聴児発達支援	76
中途失聴者・難聴者手話講習会	94
中途失明者緊急生活訓練	91
通所施設	96・99
手帳を紛失・破損したときは	19
鉄道運賃等の割引	22
点字図書館・用具の販売	91
点字図書の購入	92
電話リレーサービス	93
都・区職員採用選考	86
東京聴覚障害者支援事業所	95
東京都シルバーパス	114
東京都盲ろう者支援センター	94
都営交通無料乗車券	21
都営住宅の募集案内	90
特定疾病療養受療証	51
特別児童扶養手当（国制度）	39
特別障害者手当（国制度）	36・37

	該当ページ
読話講習会	93
図書等の貸出	92
図書等の宅配・郵送サービス	62
図書等の郵送サービス	92
都立公園入場料等の免除	25
都立文化施設利用料等の減免	25
な行	
難病一覧（区手当）	31-34
難病一覧（障がい福祉サービス）	72-74
難病医療費等の助成	48
難病患者在宅レスパイト事業（東京都）	102
難病に関する相談	101
日常生活用具給付（65歳以上）	117
日常生活用具の購入	79・97
日常生活用具費対象品目	80・81
日中一時支援	78
ニュー福祉定期貯金	29
は行	
バリアフリー等に関する相談窓口	82
B型・C型ウイルス肝炎／肝がん・重度肝硬変の医療費助成	49
ひとりぐらし高齢者見守りネットワーク事業	116
避難行動要支援者名簿制度	64
広場あすなろ	97
119番ファクシミリ通報	62
110番アプリシステム	95
福祉タクシー券・自動車燃料券の交付	54・55
放課後等デイサービス事業	107
防災情報の収集	64
訪問入浴サービス	78
保健福祉サービスに関する苦情解決機関 （保健福祉オンブズマン制度）	83
補装具の購入・修理	75・76
補聴器購入費用の助成	115
ま行	
民営バスの割引	23
民生委員・児童委員	83
盲ろう者への通訳・介助者派遣	94
木造住宅の耐震化推進助成	88
や行	
家賃等債務保証支援制度	88
郵便料金の減額	26
有料道路通行料の割引	24
ら行	
利子等の非課税	29
理美容師派遣サービス	60
理美容師派遣サービス（65歳以上）	116
リフォーム支援事業	88
旅客船・フェリー運賃の割引	23
労働問題に関する相談	82



広告のページ

- ・ 広告ページについてのお問い合わせは各広告主へお願いします。
- ・ 広告内容は令和7年9月現在のものです。その後、変更される場合がありますのでご了承ください。





東京消防庁認定
関自旅二第333号

エイト救急サービス

通院・旅行・買い物などあらゆるご要望に対応します

寝たきり
の方も
搬送可能

女性ドライ
バー在籍

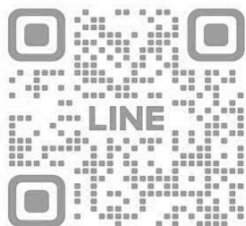
2名対応可
看護師派遣



代表の八島です。
15年の観光バス運転手
と介護資格を活かし
安全運転はもちろん、慈しみの
心でご利用者様とご家族を
安心・安全に目的地までお送り
することをお約束します。

ご予約はこちら

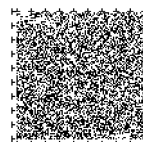
☎ 090-3472-8899
年中無休・24H対応



←ラインから
お問い合わせ
ご予約できま
す



←ホーム
ページご覧
ください



板橋区の介護タクシーと言えば

関東陸運局
認可事業所

モビリティ サポート

Mobility Support 青い鳥



事前相談
事前予約



＼移動をもっと安心・快適に／

★車椅子対応OK

★介護資格を持つドライバーが対応

★代表は元教習所指導員

★長距離でも、短距離でも利用しやすい料金設定



代表 酒井麻理



旅行・観光



通院・入退院



買物



冠婚葬祭

様々なご利用シーンを快適な乗り心地でサポートします！

お問い合わせご予約はコチラから
お気軽にご相談下さい



070-8519-8535

公式LINE▶



練馬区・板橋区の介護タクシー

ご予約：090-1460-1144



お電話にてご予約ください。
日時、送迎場所をご連絡ください。

※車いす、ストレッチャー、
リクライニング対応可能



料金表：迎車・予約料共通 1100円

① 4人乗り【軽自動車】

距離制・初乗り2km 710円

② 8人乗り

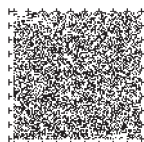
距離制・初乗り2km 750円

基本介助料1500円、病院内、階段介助は1000円～
その他オプションあり、要相談

(有)ハーモニー

練馬区平和台1-7-4

経験豊富なスタッフ対応
チケット制度あり
要介護割引制度あり
各種機材貸出あり
看護師付き添い可



国土交通省認可 745号・東京消防庁民間救急登録

お出かけは安心・安全

介護タクシーで快適に

病院、施設、転院移送の他 予約制

観光、温泉、冠婚葬祭、お花見など

○基本料金（メーター距離制）

迎車料金＋基本介助料＋予約＋運賃＝合計

○車椅子・リクライニング・ストレッチャー

酸素・吸引等 対応可能

介助、機材は別料金 ご相談ください



介護福祉タクシー夢ドリーム

TEL 03-5968-4406

問合せ・予約 LINE 検索 @xlu7411u



あなたの外出をサポートします！

通院や入退院、転院や施設の移送のほか、旅行や観劇・お花見
買い物・駅や空港への送迎等、快適にお手伝いします

- ・車いすに乗ったまま乗降可能
- ・リクライニング式車いすやストレッチャーもOK
- ・ご希望の日時、お迎え先、行き先をお伝え下さい
- ・事前にご予約下さい(予約制)

○料金は、予約＋迎車料金＋基本介助料＋メーター料金

○福祉タクシー券、ご利用可能です



お問い合わせは・・・

サポートタクシー池袋

Tel: 080-7843-0001

**24 時間対応
年中無休**

ストレッチャー対応



迎車含む実車 2km まで初乗り ¥1780 から ¥2500 より

介護タクシー

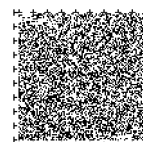
まずはお電話ください

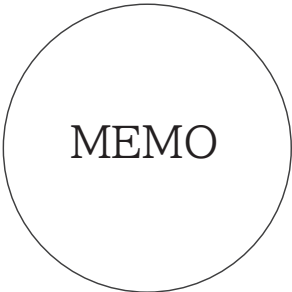
B7(ビーセブン)

090-2639-8487

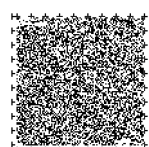
許可：関自旅第二第 6104 号

認可：関自旅第二第 5986 号

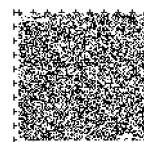




A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

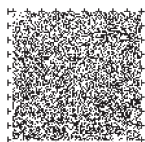


MEMO



障がいに関連するマーク・問合せ先

	身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような車線変更をした運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 ☎3581-4321（代）
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示することを義務づけられているマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような車線変更をした運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 ☎3581-4321（代）
	障害者のための国際シンボルマーク（車椅子マーク） このマークは、「障がい者が利用できる建物・施設である」ことを明確に示す世界共通のシンボルマークです。 個人所有の自動車にこのマークを表示した場合でも、道路交通法上の規制を免れる等の法的効力はありませんのでご注意ください。	（公財）日本障害者リハビリテーション協会 ☎5273-0601 FAX 5273-1523
	身体障害者補助犬（ほじょけん）啓発マーク 身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬をいいます。 「身体障害者補助犬法」が施行され、公共の施設や交通機関、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務があります。	東京都福祉局障害者施策推進部 企画課社会参加推進担当 ☎5320-4147 （内線）33-241 FAX 5388-1413
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。 例えばこのマークのついた信号機は、視覚障がい者が安全に横断できるようメロディが流れます。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 ☎5291-7885 FAX 5291-7886
	耳マーク 聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合等に使用されているマークです。 また、自治体、病院、銀行等で聞こえない、聞こえにくい人に援助することを示すマークとしても使用されます。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎3225-5600 FAX 3354-0046
	オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱の方（オストメイト）を表すとともに、オストメイトのための設備があることを表しています。オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 ☎5670-7681 FAX 5670-7682
	ハート・プラスマーク 身体の内部に障がいのある人を表しています。内部障がいは外見からは分かりにくいいため、誤解を受けたり、必要な手助けを受けられなかったりします。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて配慮する必要があります。 ※このマークは、公的機関が定めた内部障がい者を示すマークではなく、法令等で決められたものではありません。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 ☎080-4824-9928
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていること知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。都営地下鉄各駅の駅務室等でヘルプマークを配付しています。	東京都福祉局障害者施策推進部 企画課社会参加推進担当 ☎5320-4147 （内線）33-241 FAX 5388-1413



障がい者福祉のしおり
令和7年9月発行
編集・発行
板橋区福祉部障がい政策課
☎ 3579-2361 FAX 3579-4159
刊行物番号 R07-29